

海外の宗教事情に関する
調査報告書

平成 24 年 3 月

文 化 庁

はしがき

本書は、文化庁が平成 20 年度から平成 23 年度まで、4 年間にわたって実施した第 4 次「海外の宗教事情に関する調査」の報告書である。これまで第 1 次（平成 8～11 年度）、第 2 次（平成 12～15 年度）、第 3 次（平成 16～19 年度）の調査を行ってきた。

今回の調査では、カナダ、ロシア、スペイン、スウェーデンの 4 か国を調査対象国として、宗教団体に関する法制度・税制度、ならびに宗教の社会との関わりについて調査を行った。

この報告書は、宗務行政の参考に資すると共に、広く宗教界、宗教研究者及び関係各方面への参考資料とするため、本調査の諸結果をまとめたものである。

本調査の実施に際しては、竹村牧男東洋大学学長を総括として、各分野の有識者に、調査協力者を委嘱し、調査協力者会議においては、調査方針・計画の決定、実施状況の確認を行った。

ご協力いただいた先生方と分担については、以下のとおりである。（敬称略、肩書きは平成 24 年 3 月現在。）

調査協力者

総括	竹村 牧男	東洋大学学長
カナダ	加藤 普章	大東文化大学法学部教授
	藤原 聖子	東京大学大学院人文社会系研究科准教授
ロシア	小杉 末吉	中央大学法学部教授
	黒川 知文	愛知教育大学教育学部教授
スペイン	北原 仁	駿河台大学法学部教授
	芳賀 学	上智大学総合人間科学部教授
スウェーデン	交告 尚史	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	真鍋 一史	青山学院大学総合文化政策学部教授

（平成 22 年度まで）

また調査を円滑に実施するため、カナダは伊達聖伸（上智大学外国語学部准教授）、ロシアは井上まどか（清泉女子大学非常勤講師）、都築葉子（愛知教育大学大学院生）、スペインはペドリサ・ルイス（Luis Pedriza 京都大学大学院法学研究科非常勤研究員）、スウェーデンはヨナス・エードルンド（Jonas Edlund ウメオ大学社会学部准教授）の各先生方に御協力を頂いた。

諸外国の宗教に関する状況は極めて多様であり、また、それぞれの国ごとに宗教団体等をめぐる社会的、文化的伝統は異なっている。このため、各国の国家と宗教をめぐる関係を把握するに当たって十全を期することは極めて困難と言わざるを得ず、現地調査や報告書の取りまとめに当たり、各先生方、関係者におかれては、多大なご労苦をおかけしたと思われる。しかしながら、これまで海外諸国の制度や事情を紹介した書物が多々ある中で、宗教という特定の分野で、法制等を中心とした宗教と社会との関係を概観できるものは少ない。

また、近年我が国においては、公益法人制度改革等をはじめとした行政改革や、一般社会における「宗教（団体）の公益性」についての関心の高まりなど、宗務行政を取り巻く社会情勢も変化してきている。そうした中であって、我が国の宗教事情のみならず、諸外国の宗教事情を把握することは必要不可欠であり、また、関係各方面にとってもこのような書物の必要性は高いものとする。本報告書が、各国の宗教事情に関心を持つ方々のより深い理解への手がかりとして、広く活用されることを望むものである。

調査にあたっては、平成 20 年度から平成 22 年度までワールドインテリジェンスパートナーズジャパン株式会社、平成 23 年度は株式会社シー・ディー・アイに事務を委託した。

最後に、この調査の企画や実際の調査に当たられた協力者の先生方、

調査に協力を頂いた各団体等に厚く感謝する次第である。

平成 24 年 3 月

文化庁文化部長 大木 高仁

目 次

はしがき		1
序論	竹村牧男	11
第1章 カナダ	加藤普章・藤原聖子	
第1節 政教関係の概要		15
Ⅰ 概況		15
Ⅱ 歴史的概観		16
Ⅲ 英領植民地における政治と宗教の関係		17
1. フランス系カナダ		17
2. 英領植民地の動き		18
3. カナダ連邦の結成		19
Ⅳ 憲法における2つの宗教の共存		20
1. 憲法制度の概観		20
2. BNA法における規定		21
3. 連邦政府と州政府の管轄		23
4. 宗派別の学校制度の展開		23
Ⅴ 1982年憲法と宗教		24
1. より明確な規定と権限		24
2. 連邦政府か州政府か		25
Ⅵ 信仰の自由をめぐる法制度と権利保護		26
第2節 宗教団体制		28
Ⅰ 宗教団体に与えられた法的地位		28
1. はじめに		28
2. 慈善団体とは何か		32
3. 慈善団体の法的位置付け		34
4. 慈善団体に関連する連邦法		35
Ⅱ 具体的な運用の仕組み—連邦歳入庁とのかかわり—		36

1. CRA へ提出する登録申請書類	36
2. 登録申請が認められると	36
3. 登録が取り消されると	37
III オンタリオ州における枠組み	38
第3節 宗教団体税制	40
I GST の制度と州の売上税との関係	41
II オンタリオ州における宗教団体と税制上の優遇措置	43
III オンタリオ州における HST の還付	44
第4節 宗教団体の行う社会的活動	46
I 社会貢献の概要	46
II 教育への参与	46
III 慈善活動（一般信者による寄付・ボランティア活動）	50
IV 慈善活動（聖職者によるアウトリーチ）	54
V 慈善・公益活動の範囲をめぐって	55
第5節 社会の側からの宗教への評価	56
I 宗教行動・宗教評価に関する意識調査	56
II 移民との共存に関する意識調査	59
III 信仰の自由をめぐる議論と対応	62

第2章 ロシア 小杉末吉・黒川知文・井上まどか

第1節 政教関係の概要	69
I 政教関係の歴史的背景	69
1. 現在の宗教意識	69
2. ビザンチンハーモニーの導入と「第三ローマ理念」 —988年から17世紀中葉—	71
3. 教権が政権を優越する—17世紀中葉—	72
4. 政権が教権を管理する—18世紀から1917年—	73
5. 古儀式派は政権と教権に抵抗したが19世紀初頭に和解した	75
6. 政教分離と反宗教闘争—1917年から1991年—	78

7. ビザンチンハーモニーの復活と第三ローマ理念 —1991年以降—	79
II 現行憲法下の政教関係	81
1. はじめに	81
2. 国教分離原則	83
3. 良心の自由原則	84
4. 連邦主体憲法	85
第2節 宗教団体制	86
I 宗教団体の法的地位	86
1. ソビエト体制期	86
2. 現行民法典上の法的地位	88
II 具体的法規制	89
1. 財産関係	89
2. 刑法関係	90
3. 労働（雇用）関係	91
4. 教育関係	92
5. その他	93
III 宗教団体規制機関	94
1. 概観	94
2. 政府付置機関	97
(1) 政府付置宗教団体問題委員会	97
(2) 司法省非営利組織局宗教問題課	98
(3) 国家宗教学鑑定実施鑑定人会議	100
3. 連邦主体レベルに置かれる機関（タタルスタン共和国）	102
第3節 宗教団体税制	105
I 歴史的概観	105
II 連邦税制と宗教団体	107
1. 連邦税制	107
2. 宗教団体の税特恵をめぐる問題	108

III 税法典上の特惠	109
1. 連邦税	110
2. 地域税	111
3. 地方税	113
第4節 宗教団体の行う社会的活動	114
I 宗教団体の行う情報提供、広報活動の実態	114
II 異なる宗教間の協力連絡機関	117
III 宗教団体の行う本来の活動以外の社会的（公益的）活動	117
1. 宗教文化教育をめぐる経緯	119
2. 宗教文化教育の現状と教科書叙述	122
第5節 社会の側からの宗教への評価	124
I 社会問題化する宗教団体	124
II 問題視される宗教団体への対応	126
第3章 スペイン	北原仁・芳賀学
第1節 政教関係の概要	136
I はじめに	136
1. 立憲主義と政教関係の生成	136
2. 立憲主義の生成とカトリック教会	137
3. 第二共和国憲法とフランコ体制	139
II 1978年憲法における宗教の自由と政教関係	141
1. 非宗教国家とカトリック教会	141
2. 国とカトリック教会との協力関係とコンコルダート	143
3. カトリック教会以外の教団との協力関係	145
第2節 宗教団体制	147
I 1980年の宗教の自由法	147
1. 宗教団体と法人格	147
2. 宗教団体と協力協定締結要件	148
II 宗教団体登記簿	152

1. 登記の法的性質	152
2. 登記と宗教団体の分類	153
Ⅲ 宗教と教育	155
1. 宗教教育とカトリック教会	155
2. 国とカトリック教会との教育・文化協定	156
第3節 宗教団体税制	158
Ⅰ カトリック教会への財政援助問題と税制	158
Ⅱ カトリック教会と税制改革	159
1. カトリック教会への財政援助	159
2. 指定納税制度と自主財源	161
Ⅲ 宗教団体とその他の税制上の優遇措置	163
1. 芸術支援（メセナ）法	163
2. 文化財の保護と宗教団体	165
3. 宗教的な文化遺産の保護	167
第4節 宗教団体の行う社会的活動	168
Ⅰ スペイン社会における世俗化の進展—個人レベル—	168
Ⅱ 社会レベルでの世俗化とカトリックの社会活動	170
Ⅲ 宗教と習俗の間	173
第5節 社会の側からの宗教への評価	175
Ⅰ スペイン国内における宗教的マイノリティの現況	175
1. 概観	176
2. 3つの類型	176
Ⅱ 社会の側からの宗教評価	178
1. 「セクト」不在の要因分析	178
2. 共存という対応—「多元主義と共存財団（La Fundación Pluralismo y Convivencia）」を事例として—	180

第4章	スウェーデン	交告尚史・真鍋一史
第1節	政教関係の概要	186
I	スウェーデン人の生活と宗教	186
II	国教会の成立—スウェーデンキリスト教史 その1—	188
	1. キリスト教の到来	188
	2. カトリックの時代—1400年代まで—	188
	3. 新教への移行—1500年代—	189
III	国教会と宗教の自由	190
	—スウェーデンキリスト教史 その2—	
	1. 他宗派への非寛容、とくにカトリックの排除	190
	2. 検閲の時代—1700年代—	191
	3. 宗教の自由の回復	191
	4. 国家と教会の分離	192
第2節	宗教団体制	193
I	用語統一の試み	193
II	スウェーデン教会の組織	194
	1. はじめに	194
	2. 教会の組織の概要について	195
	3. 宗門規則 (kyrkoordning) について	197
	4. 教会の選挙について	197
	—「民の教会」の観念と教会民主主義—	
	5. 不服申立て審査制度について	198
III	宗教団体に関する法律の概要	199
第3節	宗教団体税制	200
第4節	宗教団体の行う社会的活動	202
	ならびに社会の側からの宗教への評価	
I	平成21年度調査	202
	1. 現地調査報告	202

2. 宗教の社会との関わり	207
II 平成 22 年度調査	212
1. テーマ	212
2. 研究方法	214

序 論

竹村 牧男

わが国では、日本国憲法によって信教の自由と政教分離の原則が謳われている。また、宗教法人法により、宗教団体は宗教法人として活動することができる。しかしながら、世界を見渡してみると、宗教に関する制度は、国ごとに多種多様である。歴史的文化的背景を異にする諸民族の接触が日常化している今日、海外の宗教制度を知ることがしばしば求められる。そして、各国の宗教制度を理解するためには、その国における宗教の社会との関わりについての知識が欠かせない。

また宗教には、特定の地域や人々の間だけで信じられていることを前提とするものもあるが、しかし仏教やキリスト教、イスラームなど、世界中に広まっているものも多い。それらの諸宗教が、国ごとにどのような法的扱いを受けるのかという視点も、また興味深いところであろう。

このたび文化庁文化部宗務課より、平成 20 年度から 4 年間にわたる「海外の宗教事情に関する調査」の依頼を受けた。本書はその報告書であるが、この序論では、調査の目的、概要、事項等について簡単に述べることとする。

1. 調査の目的

現在の宗教法人制度が発足してからおよそ 60 余年が経過し、この間のわが国の社会情勢の変化に伴って、宗教団体および宗教法人を取り巻く社会的環境も大きく変化してきている。

特に近年、社会構造の変化に伴う国民の宗教意識の変化や、宗教団体と社会との関わりのあるりようの変化、国家と宗教との関係等、宗教法人制度の基盤に関わる事柄や宗教と社会をめぐる諸問題について、さまざまな問題が指摘されている。

本調査は、こうしたわが国における宗教を取り巻く社会的状況を客観的に把握するために、諸外国における宗教団体に関する法制度、宗教と

社会との関わり等の宗教事情について調査し、その成果を報告書にまとめ、より適切な宗教法人制度の運用、宗務行政の果たすべき役割に関し、その指針を得ることを目的とする。

2. 調査の概要

調査対象国は、これまでに行った調査国との関係も考慮し、北米地域からカナダ、欧州地域からロシア、スペイン、スウェーデンの計4か国を選出した。

調査にあたっては、調査対象国の宗教事情について調査すべく、関連資料等の収集と関係者へのヒアリングを行った。調査協力者会ならびに分科会を行い、調査成果を検討して、本報告書ならびに資料編である宗教関係法令集4冊をとりまとめて公表するものである。

なおスウェーデン担当の真鍋一史青山学院大学総合文化政策学部教授は、ご都合により平成22年度まで、協力者として参加いただいた。

3. 調査事項

調査では、次の事項を中心に調査および資料収集を行った。

① 宗教団体に関する法制度・税制度について

ア 政教関係

- ・政教関係の歴史的社会的背景
- ・現行憲法のもとでの政教関係の具体的内容とその運用等

イ 宗教団体に関する法人制度等

- ・宗教団体に与えられる法的地位
- ・宗教団体に適用される法制度の内容
- ・所轄庁または担当部局（人員、権限）
- ・法の運用の実際等

ウ 宗教団体に関する課税制度

- ・宗教団体が非課税特典を適用されるケースとその歴史的社会的背景

- ・宗教団体に適用される制度の具体的内容とその運用等

② 宗教の社会との関わり

ア 宗教団体の行う社会的活動

- ・宗教団体の行う情報提供、広報活動の実態
- ・異なる宗教間の協力連絡機関
- ・宗教団体の行う本来の活動以外の社会的（公益的）活動等

イ 社会の側からの宗教への評価

- ・社会と摩擦を起こすことの多い宗教団体の問題がどう認識されているか
- ・社会と摩擦を起こすことの多い宗教的団体への対応（事例）
- ・外来の宗教への対応（係争の実例等）

③ 宗教団体の実態についての資料収集等

ア 宗教団体の団体数、施設数、信者数、教師数等に関する公的統計資料の有無の状況

イ 宗教団体が公開している活動状況等資料の有無および状況等

- ・宗教団体に関する法制度・税制度
- ・宗教の社会との関わり
- ・宗教団体の実態についての資料収集等

4. 調査協力者会議

調査にあたっては、学識経験者からなる協力者会議を設け、企画立案にはじまり報告書の作成に至るまで、調査全体のとりまとめにご協力いただいた。調査協力者には、冒頭に掲げた先生方をお願いした。また必要に応じて調査補助者にも協力をいただいた。

協力者会議は、文化庁内にて下記のとおり計 5 回にわたり開催した。

平成 21 年 1 月 23 日	第 1 回調査協力者会議
平成 21 年 5 月 22 日	第 2 回調査協力者会議
平成 22 年 4 月 23 日	第 3 回調査協力者会議

平成 23 年 5 月 27 日 第 4 回調査協力者会議

平成 24 年 2 月 29 日 第 5 回調査協力者会議

最後になるが、本報告書が宗務行政の基礎資料となるだけでなく、宗教界および学界をはじめ、広く関係各方面にひとつの参考となれば幸いである。

第 1 章 カナダ

加藤普章・藤原聖子

第 1 節 政教関係の概要

I 概況

2001 年に実施された国勢調査（総人口は 29,639,035 人）によれば、カトリックを信仰するカナダ人が最も多く、43.6%となっている。次いで多いのがプロテスタントで 29.2%、次いで信仰する宗教なしと回答したカナダ人が 16.5%となっている。カナダは歴史的にはキリスト教徒が多数を占める国であったが、最近では移民構成の変化もあり、イスラーム系カナダ人が 1.9%、シーク系のカナダ人が 0.9%と、キリスト教徒でない人口も増大しつつある。州別に見れば、フランス系カナダ人がマジョリティを占めるケベック州（州人口全体では 7,125,580 人）ではカトリック教徒が 83.4%であるが、プロテスタント系は少数の 4.7%に止まる。

アジアやアフリカからの移民が多く定住するのは 3 つの州（ブリティッシュ・コロンビア、オンタリオ、そしてケベック）である。しかし移民定住に関して特長的なことは 3 つの州でも特定の都市にまとまって住む傾向が顕著なことにある。ブリティッシュ・コロンビア州ではヴァンクーヴァー、オンタリオ州ならトロント、そしてケベック州ならモントリオールという各州でも最大の都市に集中する傾向が顕著なことである。移民にとり先に移り住んだ同胞がいることや、雇用の機会が多いことから、3 つの都市に集中するためと言われる。都市別の宗教人口を見ると、トロントではカトリックが全体の 3 分の 1（33.4%）を占めているが、イスラーム系（5.5%）やヒンドゥー系（4.1%）の比率も大きい。もちろん、プロテスタント系でもさまざまな宗派の存在が確認されている。また信仰する宗教なし、と回答する人々の比率も 16.6%と占めている。1991 年から 2001 年までの 10 年間においては、イスラーム系の増加率

が一番多く 139.8%増加という数字を示している。イスラーム系移民の年齢構成が他の集団より若いことから、こうした増加率の高さを説明できると言われている。

II 歴史的概観

カナダは 1867 年に連邦を結成し、新しい国家を構築することになった。カナダはそれまで英領の植民地として発展してきたが、隣の米国からの軍事的な脅威や経済的な視点からも独立した国家が望ましいことが次第に明白となってきた。その結果、1867 年には 3 つの英領植民地が統一してカナダ連邦が結成されたのである。その後、他の英領植民地や西部開拓に伴い州が増加し、連邦に加わる州が増えていった。現在では 10 の州と北方に存在する 3 つの準州からカナダ連邦が構成されている。

ところで連邦を結成した 3 つの植民地には、フランス系でカトリック教徒の住民が多いケベック州も含まれていた。これが宗教をめぐるカナダの独自性を際立たせることにもなった。カナダの歴史的な変化をここで述べる余裕はないが、簡単に紹介してみよう。まず連邦を結成した 3 つの英領植民地は「連合カナダ」と東部沿海部に位置するニュー・ブランズウィック（以下、NB と省略）とノバ・スコシア（以下、NS と省略）であった。連合カナダにはのちにオンタリオ州となる西カナダ（あるいはアッパー・カナダ）、およびケベック州となる東カナダ（あるいはロワー・カナダ）という 2 つの個性的な単位から構成されていた。個性的というのは 2 つの単位が言語や宗教の面で特徴があったためである。西カナダは主に英語系住民が多く、また宗教もプロテスタント系が多いが、他方、東カナダでは仏語系住民が多く、また保守的なカトリック教会が政治に止まらず、文化や社会の面で強い影響力を誇っていたことによる。ただし、東カナダの中心都市であるモントリオールでは、少数派であるが英語系のビジネスエリートが経済を支配する構造になっていた。

のちに憲法（英領北アメリカ法）で触れるように、カナダでは政教分離というような米国でみられるようなスタイルをとってきていない。そ

これはカナダの連邦がイギリス系カナダとフランス系カナダの協調と妥協の産物として生まれたことによる。またイギリス系カナダとフランス系カナダの関係は、同時にプロテスタント教徒とカトリック教徒という宗教面での協調と妥協を生み出すことにもなってきた。また興味深いことに、2つの宗教的単位の妥協を制度に組み込んだのはオンタリオ州とケベック州であり、他の州では別の対応を取ってきた。たとえば、西海岸のブリティッシュ・コロンビア州（以下 BC 州と省略）では政教分離を原則としている。州や地域ごとに政治と宗教の関係が個別に設定されていることがカナダにおけるユニークな特徴である。

Ⅲ 英領植民地における政治と宗教の関係

1. フランス系カナダ

カナダは最初、フランスの植民地としてスタートした。これはニュー・フランスとして、おもに毛皮交易を目的とする植民地が 1608 年に設立された。先住民との毛皮交易をおもな目的としたため、入植者が農業を行い、土地を開拓・定住することは二次的な事柄であった。その後、フランス本国からは兵士や若い女性といった限られた人々がニュー・フランスへ渡ることになった。その後、毛皮交易以外の経済的手段を開発すべく、さまざまな試みが展開され、農業や漁業なども次第に発展していくようになった。またフランス式の荘園制度がここでも再現され、土地所有などでもユニークな制度が導入されていった。

ところでニュー・フランスでは、カトリック教会が信仰に止まらず、教育や文化の担い手として大きな役割を果たした。また教会自身が土地を所有することもあり、経済的にも重要な役割を担っていた。社会構造としては、一握りのエリートを除くと中産階級は少なく、残りは貧しい大衆という内訌となっていた。こうした一般大衆の保護や指導を行ったのはカトリック教会であり、教会の権威は強大であった。言い換えれば政治的な支配層を除けば、カトリック教会の支配や権威に対抗するような勢力は存在しなかったと言えよう。

ところで北米大陸で覇権を争っていたイギリスとフランスの対立は、1759年にケベックに砦を構えていたフランスが陥落することで大きく変化した（またモンリオールも翌年の1760年に陥落した）。つまり北米大陸に存在していたフランス領の植民地であるニュー・フランスが英国の植民地となり、1763年のパリ条約締結により、ケベック植民地として再編成されることになった。その後、英領植民地であるケベック植民地では時折、名称を変えて、現在に至ることになる。

1770年代に入るとケベック植民地より南に存在する13の英領植民地（現在の米国）では英国に対する政治的批判が強くなってきた。またケベック植民地のフランス系住民やカトリック教会が、場合によれば、13植民地の革命勢力に加担する可能性も否定できなかった。そこでイギリス当局は、この動きに対抗し、ケベック植民地が革命に加わらないようにするため、1774年には「ケベック法」を制定した。この法律はケベック植民地の領土を西方へ拡大し、またフランス系カナダ人のカトリック信仰とフランス民法の存続を認めた。いわば、フランス系の人々を効率的に支配するために、カトリック教会と手を結ぶことを考え、その権益を擁護したのである。

2. 英領植民地の動き

ケベック植民地は1791年に立憲条例（あるいはカナダ法とも呼ぶ）により、2つに分割された。ケベック植民地の東部にはフランス系住民が多いが、西部にはイギリス系住民が多いため、植民地の運営には不都合が生じてきたためである。ケベック植民地の西部には米国の独立革命を嫌い、英国君主に忠誠を誓う人々（王党派、あるいはロイヤリストと呼ぶ）が独立革命後、流入していた。王党派の人々は英語を話し、プロテスタントという特徴があり、かれらに適した植民地なり政治的な受け皿が必要であった。そのため、ケベック植民地を東西に分割し、東はアッパー・カナダ、西はローワー・カナダとなった。また13植民地での苦い経験を生かすため、新しく誕生した植民地には一定の自治権を認め、

また公選による議会制度も導入した。

その後、東西カナダは順調に発展していったが、1830年代末にはさらに民主化を求める反乱が起きた。この反乱を見て、イギリス政府は2つのカナダを再統合させるという対応策にたどり着いた。フランス系住民を同化させ、統合するには大きな単位のなかで統治することが望ましいと判断したためである。

1841年に2つのカナダを統合した「連合カナダ」が誕生した。しかし、連合カナダの政治はその後、不安定な動きを見せるようになった。それは連合カナダにより政治的単位は1つとなったが、西カナダには保守派と改革派、そして東カナダにも保守派と改革派という4つの大きな政治的勢力が生まれ、議会運営や政府のリーダーシップが極めて不安定となったことによる。保守派と改革派には相互不信があり、また西カナダと東カナダの指導者間にも相互不信があり、統一的な勢力や合意が生まれなかったことによる。

国内だけのレベルであれば、連合カナダの政治的不安定はさほど大きな要因にはならなかったであろうが、隣の米国では1861年には激しい南北戦争が起これ、カナダもその余波を受けるという予想もしない事態も生まれた。加えてイギリス政府もコストのかかる複数の植民地を北米に維持することの是非を検討していたとされる。かりに複数の植民地を統一できれば、コスト維持にかかる費用を減らすことが可能と考えていたのである。

3. カナダ連邦の結成

1860年代、複数の英領植民地では2つの統合案を検討し、進める動きが出ていた。1つは東部沿海部に存在していた3つの小さい植民地(NB、NS、プリンスエドワード島)で検討されていた案(「沿海同盟」と呼ぶ)であり、連合カナダに対抗しうる新しい政治的・経済的単位の創出を目指していた。連合カナダの内部でも英領植民地の統合を目的とする案を検討していた。かりに沿海同盟が成立すると連合カナダは取り残される

ことを意味するので、最終的に2つの統合案を1つにすることで決着を図ろうとした。沿海部植民地の指導者たちは、連合カナダと1つになることには容易に賛成できなかったが、財政的な支援を得られることを期待し、カナダ連邦というよりおおきな統合案にむかった。

他方、連合カナダの中では4つの勢力が対抗しており、簡単に合意が生まれる状況ではなかった。しかし、無為に対立を続けていけば沿海部カナダとの連邦も流れてしまうので、可能な限り妥協を図り、合意案を見出すことが必要であった。最終的には4つの勢力のうち、3つのグループ（東西カナダの保守派および西カナダの改革派）が合意し、カナダ連邦が結成される機会が生まれることになった。ところで何が妥協のポイントになったのだろうか。各種の妥協が成立したが、基本的には次の2つの点に絞られよう。1つは州に一定の権限を付与し、州にはそれぞれの判断により、独自の意思決定を行えるようにした点である。これはケベック州に止まらず、他の英語系の3つの州でも歓迎されるべき妥協案であった。またこれは連邦憲法にも盛り込まれていった。

そして第二の妥協点は、オンタリオとケベックに限定されるが、教育制度に関するデリケートな制度の導入であった。オンタリオ州は基本的に英語系でプロテスタント系が多数を占め、他方、ケベック州は仏語系でカトリック教徒が多数を占めるという点で顕著な特質となっていた。しかし、同時にオンタリオ州にも仏語系でカトリック教徒が存在し、またケベック州にも少数ではあるが、英語系でプロテスタント系の住民も定住していた。憲法の枠組みでは、基本的には教育に関する権限は州政府と定めた。しかしそれぞれの州には多数派の住民と異なる少数派が存在していたので、これをどのように保護するかが妥協のポイントとなったのである。具体的な妥協については、憲法を見ながら紹介してみよう。

IV 憲法における2つの宗教の共存

1. 憲法制度の概観

カナダ連邦は英領植民地の指導者たちが集まり、来るべき国家の青写

真を検討することで結成された。重要な会議としては 1864 年 9 月にプリンスエドワード島のシャーロットタウンにて開催された会議があり、ここでアウトラインが決められた。さらに同年 10 月には会議の場所をケベック・シティに変えて、検討を重ねた。ここでの結論が「ケベック決議」であり、植民地の指導者たちの妥協案が結実した。その後の手続きとしては、植民地議会がこの決議案を個別に承認しつつ、同時に英国政府と協議を重ね、最終案を作成することになった。1866 年 12 月には植民地政府の指導者と英国政府の担当者による会議がロンドンで開催され、連邦国家の骨組みが固まることになった。

この最終案は「英領北アメリカ法」(British North America Act、BNA 法)としてイギリス議会を通過して、1867 年 3 月下旬には正式に成立した。これを受けて 1867 年 7 月 1 日には晴れてカナダ連邦 (Confederation) が生まれた。ただし、ここでは憲法改正の手続きが明確に規定されていないこと、そして人権規約が盛り込まれていないなど憲法としてはやや問題を抱えたままでの出発であった。こうした問題点が改善されるのは、1982 年憲法の誕生まで待つことになった。いわゆる成文憲法としては BNA 法と 1982 年憲法の 2 つとなるが、英国的な憲法上の慣習 (政治原理も英国式で行うこと、また下院で多数を占める政党が政権を担当することなど) もカナダは引き継いでおり、いささか複雑な憲法体制となっている。なお 1982 年憲法の成立により、BNA 法は「1867 年憲法」という名称に変更された。

2. BNA 法における規定

先に述べたように、オンタリオ州とケベック州における 2 つの宗教集団の共存が BNA 法に盛り込まれていった。具体的には貿易や通商の規制、郵便事業、そして国防などが連邦政府の権限として第 91 条に規定され、他方、地方自治体など州政府の権限は第 92 条に規定された。また教育に関する権限は第 93 条で州政府に認められたが、これには一定の条件がついていた。つまり、州政府に教育の権限を無条件に認めると、

少数派の教育を損なうことが予期されたのである。当時、教育については自治体や植民地政府が担当していたのではなく、おもにプロテスタント教会やカトリック教会が担当していた。教育という公的な部門を自治体や政府ではなく、宗教団体が担っていたのである。

もしケベック州の教育を州政府の権限として無条件に認め、これをカトリック教会が独占すれば、少数派（英語系、プロテスタント系）の教育が損なわれることが考えられる。他方、オンタリオ州の教育を州政府の権限として無条件に認め、これをプロテスタント教会が独占すれば、少数派（仏語系、カトリック系）の教育が損なわれることが考えられる。それで生まれた妥協案は、教育を州政府の権限とするが、当時、2つの州で存在していた宗派学校（denominational school）を維持、存続できるような工夫を BNA 法に盛り込んだことである。憲法の規定としては第 93 条に教育は州の管轄とし、他方では既存の宗派教育を損なわない、もし州政府がこれを損なうような場合には連邦政府は介入したり、救済することができる、というような条件を設定した。

ところでオンタリオ州では一般向けの公教育はパブリック・スクールが担当し、少数派のカトリック教徒には分離学校（separate school）を設置した。ケベックでは 2つの宗派がそれぞれプロテスタント系とカトリック系、という個別の学校制度をもつことになった。さらに 2つの州では宗教団体が維持し、運営する学校に公費（つまり税金）を付与し、事実上の公立学校としての機能を担った。オンタリオでは無宗教のパブリック・スクールには公費で運営することは特に問題はないであろうが、オンタリオの分離学校、そしてケベックの 2つの宗派が運営する学校にも公費補助を行ったわけで、これが日本や米国などとの大きな違いとなろう。

沿海部の NB や NS では 1860 年代には公費による支援を受けた宗派別の学校制度が事実上、存在していなかったので、第 93 条の規定は意味がなかった。さらに連邦結成から 4 年後に連邦に加わる西海岸の BC 州にも宗派別の学校制度が存在していなかったため、第 93 条の規定は

意味がないものとなっていた。

3. 連邦政府と州政府の管轄

英領北アメリカ法はどちらの政府が宗教を管轄するか、やや不透明なままであった。第 91 条第 26 項は連邦議会に婚姻と離婚に関する権限を認めたと、同時に州議会には婚姻儀式を認めるかどうかの権限を第 92 条第 12 項で認めた。婚姻や離婚も宗教と関連する事柄であるが、複雑な権限配分を規定したのである。

ただし、刑法に関しては連邦政府の権限とし、もし宗教に関係した犯罪がでてきた場合には連邦政府の管轄とした。直接、宗教に触れる権限ではないが、病院や救護施設、あるいは慈善施設は州政府の管轄とした（第 92 条第 7 項）。加えて第 92 条は財産や市民としての権利に関する事柄（第 13 項）や地方的・私的な事柄（第 16 項）も州政府の権限として認めた。こうして宗教に関係する領域や争点に応じて、連邦政府なり州政府がその管轄責任を持つということになった。連邦政府か州政府のどちらかが、宗教に関する事項を管轄するかを理解するにはいささか複雑であり、個別に理解する必要がある。

歴史的にはこのため、司法的手段にて連邦政府か州政府のどちらかが宗教に関して直接的な責任を有するか、議論が展開されてきた。たとえば、休日に店舗を開き営業して従業員に労働させることが可能かどうか、という争点（主日法）や宗派教育への公費投入に関する論争などが有名な事例である。

4. 宗派別の学校制度の展開

ケベックではモンリオールに多くの移民が流れこみ、移民の児童・生徒の教育をどうするかが、大きな課題となってきた。カトリック系ではない移民の児童は、プロテスタント系の学校で学び、英語が主な教育言語になったとされる。他方、カトリック系の学校は仏語を主な教育言語としたとされる。もしアイルランド移民の児童がモンリオールの学

校へ転校してくると、宗派はカトリック系、ただし、言語は英語になる
ので、いささか都合が悪いことになる。そこでカトリック系の宗派学校
では仏語に加え、英語を使う学校を用意することを余儀なくされてきた。
宗派に加えて言語別の学校を用意しないと十分に対応できないわけであ
る。

ケベック州ではこうした複雑な教育制度を維持することで、多大なコ
ストを負担するという問題にも直面することになってきた。そのため、
1990年代以降、憲法で保障されてきた宗派教育を廃止して、言語別の学
校制度へ転換することが次第に検討されてきた。1999年にはこの第93
条を修正し（そのため第93A条という新しい項目が盛り込まれた）、ケ
ベック州には宗派別の学校制度を維持しないという大きな路線転換を行
った。これにより、宗派教育はオンタリオ州にだけ適用されることにな
った。ケベックにおける路線転換には、コストの節約という大きな課題
があり、歴史的な妥協を反故にするだけの大きな意味があったといえよ
う。

V 1982年憲法と宗教

1. より明確な規定と権限

1867年憲法は、第93条で規定された宗派教育を除けば、宗教に関し
てはいささか不明快な規定を残したと言えよう。宗教と法体系に関する
研究で知られるM・H・オジルビーによれば、連邦結成以前、すでにプ
ロテスタントとカトリック、そして複数のプロテスタントの宗派間での
激しい対立を経験していたとされる。このため、連邦結成時、指導者た
ちは、第93条の宗派教育以外の事柄については、あえて憲法で明示し
なかったのではと分析している。連邦結成以来、連邦政府か州政府のど
ちらが宗教に関する事項を規制できるかが、(憲法では不明確であったの
で)当然のことながら、対立が生まれてきた。一般的には司法的手段で
これを解決しようと試みてきた。

ところで1982年憲法は、国民の権利を明確にするという大きな役割

を持っていたので、宗教に関する規定も明確になってきた。国民の権利という点では、「権利および自由に関するカナダ憲章」としてこれまで規定されなかった国民の権利を明確にした。具体的には序文で「カナダが神の至高性および法の支配の原則を承認する諸原則の上に成立している」ことを規定し、「良心および信教の自由」（第 2 条 a）を定めた。さらに「思想・信条・表現の自由」（第 2 条 b）、「平穏に集会する自由」（第 2 条 c）、そして「結社の自由」（第 2 条 d）なども明記された。宗教や人種を理由に国民が差別されることがないように、第 15 条では法の平等な保護や差別を禁止することが規定された。

2. 連邦政府か州政府か

先に述べた日曜日に営業・販売活動を行うかどうか、キリスト教的な観点からは大きな問題であった。かりに日曜日の営業を禁止するとすれば、それは連邦政府か州政府のどちらが責任を持つのか、重要な課題であった。1903 年の判決により、これについての原則が認められることになった。つまりかりに日曜日の営業を禁止する法律（主日法）を制定すれば、それは連邦政府の管轄対象であり、英領北アメリカ法の規定（第 91 条第 27 項、刑法）に合致していることになる。またこれにより、州議会は州の主日法を制定して、日曜日の営業・販売活動を規制できないことになった。

1982 年憲法の制定以来、日曜日の営業活動に関する議論は変化していく。まずアルバータ州のカルガリー市で営業していたビッグ M という薬局の事件（ビッグ M 事件、1985 年）がある。連邦議会が制定した主日法第 4 条によれば、日曜日の営業活動は禁止されており、薬局を営業していた企業には刑事罰が与えられることになる。そこでビッグ M は、こうした規定により、自分たちの信教の自由が犯され、この結果、憲法違反になると訴えていた。連邦最高裁は 1982 年憲法第 2 条 a に従い、こうした訴えを認め、1903 年以来、定着していた原理を覆すことになった。

ついでオンタリオ州議会が制定した法律（Ontario Retail Business

Holiday Act) による日曜日の営業禁止が争点となってきた。この法律は特定の休日（元旦やレイバー・デイなど）や日曜日に営業活動を行うと1万ドル以下の罰金が科せられるとしていた。ただし、従業員7名以下や店舗面積の小さいところはこうした規定は免除となっていた。エドワード書店（Edwards Books and Arts）は1983年3月のある日曜日に営業を行い、州法に違反するとして処罰される可能性がでていた。1986年、連邦最高裁は同法を検討し、これには従業員に休みを与えるという世俗的な目的を有しており、信教の自由を侵してはいないという判決をくださった。またこれを管轄できる根拠として、1982年憲法が定めた州政府の権限として第92条第13項（州内における財産および市民としての権利）があると指摘した。

VI 信仰の自由をめぐる法制度と権利保護

1867年憲法では十分に規定されていなかった部分（改正ルールや人権規定の明文化など）を補う形で1982年憲法が成立した。国民の権利に関しては、1982年憲法の第1章において「権利及び自由に関するカナダ憲章」（Canadian Charter of Rights and Freedoms）として明確に盛り込まれた。具体的には基本的自由（第2条）、民主的権利（第3条から第5条）、移転の権利（第6条）、司法上の権利（第7条から第14条）、平等権（第15条）、公用語（第16条から第22条）、少数言語教育権（第23条）などである。信仰の自由に関しては第2条の第1項において、カナダ国民が「良心及び信教の自由」を有するとした。加えて第15条において人種差別や信教による差別を禁止することが定められた。

「すべて個人は、法の下に平等であり、一切の差別、とくに人種、出身国籍もしくは出身民族、体色、宗教、性別、年齢又は精神的もしくは身体的障害を理由として差別を受けることなく、法の平等な保護と利益を享受する権利を有する。」

（日本カナダ学会編『新版 史料が語るカナダ』有斐閣、2008年、325頁）
カナダにおいては1982年憲法の制定により、国民の権利を憲法上の

ルールとして明確にしたことで長年の課題は解決した。しかしこの憲法以外にも国民の権利を守るための制度が構築されている。例えば、連邦政府は「カナダ人権法」を1977年に制定し、さまざまな差別に対応できるような制度を導入してきた。カナダ憲法による権利保障は連邦政府が国民に対して起こした差別などをカバーするが、民間企業などにおける私的な場での差別をカバーできないという問題がある。カナダ人権法ではこれを補うような形で国民の権利保障を確実なものとしている。たとえば宗教を理由として会社から解雇された場合には、人権法により救済を求めることが可能である。連邦政府はカナダ人権法を施行するため、人権擁護に関する啓蒙や調査、そして広報を行う機関（カナダ人権委員会、**Canadian Human Rights Commission**）を設けている。他方、実際に救済を求める要求が出てきた場合にはカナダ人権審判所（**Canadian Human Rights Tribunal**）という準司法機関的な組織も設立している。いわば調査や啓蒙に特化した人権委員会、および実際の問題に取り組み、救済することを目的とする準司法機関的な役割を持つ人権審判所という2本立てで連邦政府はこの問題に取り組んでいる。

州レベルでも同じような人権法を制定している。オンタリオでは（連邦政府と同じように）人権委員会と人権審判所という異なる役割を持つ2つの組織を設立している。またオンタリオ人権法（**Ontario Human Rights Codes**）を制定し、州レベルにおける差別問題の解決に取り組んでいる。連邦法は複数の州に跨って営業する企業（たとえば航空会社やバス会社など）に適用され、州法は特定の州だけで活動したり営業する企業に適用される。すべてのカナダの州においてはオンタリオのように人権擁護を目的とする人権委員会が設けられ、宗教や人種による差別に対応している。

第 2 節 宗教団体制

I 宗教団体に与えられた法的地位

1. はじめに

このテーマに関してカナダにおいて指摘できることは次の 2 つとなる。1 つはカナダにおいては日本のように宗教団体そのものを対象とする法律（宗教法人法）は存在せず、連邦政府が規定する連邦所得税法（Income Tax Act、以下 ITA と略）の関連で議論されていることである。同法はさまざまな事柄を規定しているが、特に慈善団体に関する法的地位と税制度が整備され、宗教団体も「慈善団体のひとつ」として位置づけられているのである。いわば納税という事柄を通して間接的に宗教団体を監督しているのである。この業務を担当する連邦政府の窓口は以下に述べるカナダ歳入庁である。ただし、慈善団体は非営利法人としての資格を獲得してからカナダ歳入庁に登録・申請することが多い。そのため、法人などの資格の審査を担当するカナダ産業省（Industry Canada）との関係も維持することが必要である。

ついで第 2 の特徴は、カナダが連邦国家であるため、宗教団体は連邦政府だけでなく、州政府からも管理・監督を受けていることである。後に述べるように、10 ある州政府のうち、宗教団体について積極的に対応しているのはオンタリオ州である。他の 9 つの州や 3 つの準州ではそれほど積極的な対応をしているわけではない。そのため、本節ではオンタリオ州の制度を取り上げて紹介したい。州レベルにおいても、慈善団体の法人化に関しては必要があれば、連邦政府の産業省だけでなく、州政府で法人化を担当する省庁ともコンタクトをして法人としての地位を認定してもらう手続きが必要である。また言うまでもなく、財務・税務関係では宗教団体は州レベルの関係官庁とも関係を維持しておくことが不可欠である。

それではまず全体の仕組みについて紹介してみよう。カナダでは歴史的な理由から財務省とは別の官庁として税金を徴収する窓口が設けられている。具体的には連邦結成から多少の変化はあったが、1999 年までは

歳入省 (Department of National Revenue) がその役割を果たしてきた。しかし行政改革の流れもあり、1999 年 11 月からカナダ関税・歳入庁 (Canada Customs and Revenue Agency) と呼ばれる機関へ衣替えをした。また 2001 年に起きた 9・11 事件を受けて、カナダと米国との国境管理を強化し充実する必要性が高まった。その結果、カナダ国境サービス庁 (Canadian Border Services Agency) が 2003 年 12 月に設立された。これは公安大臣 (Minister of Public Safety) という国境管理や (軍隊とは別に) 治安維持を専門とする大臣の監督下に置かれる機関である。移民や難民の受け入れ、通常の旅行者の出入国管理、貿易管理、そして関税などを総合的に統括して、縦割り行政の弊害を克服しようとして設立されたのである。

ところでカナダ関税・歳入庁は 2003 年 12 月には 2 つに分割され、関税部門はカナダ国境サービス庁へ移管された。他方、税金関係は、カナダ歳入庁 (Canada Revenue Agency、以下、CRA と略) として改組され、現在に至っている。CRA は国民の所得税や法人所得税の徴収を主な業務としている。また連邦政府の GST (Goods and Services Tax、商品・サービス税) の徴収も担当している。最近では州政府が徴収する売上税と連邦政府が徴収する GST を一度にまとめて HST (Harmonized Sales Tax) として連邦政府が徴収するという新しい制度を多くの州でも採用してきている。東部沿海の 3 つの州ではすでにこれを導入しているが、2010 年 7 月からオンタリオ州と BC 州でも新しくこれを導入することになった。なお CRA の職員数は 40,288 名 (2009 年度) である。CRA のなかで、慈善団体を担当する部局 (Charity Directorate、慈善団体局) には約 260 名の職員が配置されている。

ところで CRA の主な業務となる連邦所得税法は 1917 年に制定されている。しかし慈善団体の登録制度を開始したのは 1967 年以降で、比較的新しい制度と言えよう。

表 1 にまとめた 2009 年末のデータでは約 8 万 5 千あまりの慈善団体がその資格を認められて CRA に登録をしている。そのうち、宗教関係

では慈善団体として 32,339 の団体が登録されている。加えて公的財団や私的財団としても 1,000 近い団体が宗教関係の組織として登録されている。

表 1 慈善団体の活動と種類 (2009 年 12 月データ)

活動の目的 \ 慈善団体	公的財団	私的財団	慈善団体	合計
貧困の救済	2,019	2,626	13,354	17,999
教育の提供	781	784	12,264	13,829
宗教	323	674	32,339	33,336
その他の公共に利益をもたらす事業	1,901	782	17,382	20,065
合計	5,024	4,866	75,339	85,229

出典 : CRA, Charities Connection, No.4, September 2010.

表 1 は 2009 年 12 月末に登録されている慈善団体数であるが、表 2 はすこし古い 1999 年 2 月における活動領域と州をクロスさせたものである。礼拝の場 (places of worship) を宗教団体と考えると、ケベック・オンタリオ・BC という 3 つの州が過半数を占めることになり (61%)、残りの 7 州・2 準州の合計 (39%) を上回ることになる。3 つの州の中でもオンタリオ州に 36.4% と多く集中しており、カナダ全体の 3 分の 1 以上となっている。ついでケベックと BC は 12% (3,628) から 13% (3,145) とほぼ同じ程度の宗教関連の慈善団体が集中していることが分かる。他方、オンタリオ州に拠点を置く慈善団体の内訳を見ると、礼拝の場の提供を活動目的とするものが 36% を占め、次いで福祉関係が 17%、その他の教育活動が 14% と続く。カナダ全体でもオンタリオとほぼ同じような傾向が見られる (礼拝の場、35% ; 福祉、18% ; 社会貢献、15% ; その他の教育活動、13%)。

表 2 慈善団体の活動と州別分布状況（1999年2月データ）

州 活動の目的	ケベック	オンタリオ	BC	その他 (7州と2準 州の合計)	カナダ 合計
福祉関係	4,330	4,532	1,670	3,506	14,038
病院	175	266	68	166	675
その他医療	910	1,721	722	1,514	4,867
教育機関	595	979	520	905	2,999
その他教育	1,992	3,711	1,405	2,811	9,919
礼拝の場	3,628	9,861	3,145	10,459	27,093
その他宗教	944	1,951	613	1,144	4,652
社会貢献	1,731	3,483	1,902	4,727	11,843
その他	544	771	136	226	1,677
合計	14,849	27,275	10,181	25,458	77,763

出典: J. Phillips, B. Chapman and D. Stevens, eds., *Between State and Market*, McGill-Queen's University Press, 2001, p.21 の表を加工した。

ところで憲法上、慈善団体の管理をできるのは連邦政府であろうか、それとも州政府であろうか。カナダの連邦結成時に合意されて出来た憲法は「英領北アメリカ法」(BNA法)であり、その第91条と第92条は連邦と州の権限を具体的に明記していた。第91条では貿易や通商の規制(第2項)、郵便事業(第5項)、国防(第7項)、法定通貨(第20項)など29の項目が明示されていた。他方、州政府には第92条で管轄事項が規定されていた。慈善事業に関しては第92条第7項で「州のための病院、救護院、及び慈善施設の設置、維持及び管理」が決められていた。また同条第13項で「州内における財産権及び私権」を擁護することも規定された。こうして第13項を活用すれば州政府はかなり大きな権限を行使できることを意味していた。

歴史的に見れば、連邦政府には第92条第7項のように慈善事業を管轄できるような憲法上の規定が存在していなかったことが興味深い点で

ある。しかし連邦政府は所得税法により、慈善団体の法的地位と税制上の権限を認めるという方法により、新しい権限を手に入れたと言えよう。また州政府が管轄できるのは州内の組織や機関に限定されるので、連邦政府が全国的な統一基準を設けて、慈善団体を管理・統括できるというのはそれなりのメリットも大きいと思われる。連邦制度の原理に沿えば、複数の州にて活動を展開する慈善団体は連邦政府へ、そして単独の州においてのみ活動する慈善団体はその州へ登録を申請して認可してもらうことになる。ただし、連邦政府に申請・登録しても、同時に特定の州との関係を維持することが必要であり、連邦と州とに二重に申請・登録することが一般的である。

2. 慈善団体とは何か

連邦法である所得税法によれば、慈善団体として登録すると、2つのメリットが出てくる（ITA 第 149 条 (1) (f)）。1つは慈善団体が連邦所得税を控除されることであり、他方は慈善団体へ寄付した人物や団体も確定申告の際に税金の控除を申し出ることが可能になる。また慈善団体も寄付した人物や団体へ税控除を証明できる領収書を自ら発行できるので、この領収書は公的な意味を持つことになる。加えて慈善団体が CRA に登録すると、その存在が公的に認知されたことを意味するので、対外的な信用度が高まる、というメリットもでてくる。CRA への慈善団体からの会計報告、あるいは CRA による会計監査（これはすべての慈善団体を対象としていないが）などにより、組織としての透明度や公平性が高いという意義を見出せる。

ところで福祉や環境保護などの社会貢献を目的とする民間 NGO や NPO も慈善団体と重なりあう可能性がある。しかし、NGO などは慈善団体と同じように、所得税の控除がある。しかし一般市民や企業などから寄付した場合、（寄付した側にとり）税金の控除の対象とはならないとされる。NPO や NGO が慈善団体と類似した社会貢献や社会事業を行ったとしても、税制上の優遇措置を受けることができない、という点で大

大きく異なってきた。

ところで所得税法ではかならずしも慈善事業を明確に定義してこなかったとされる。それではどのような理解のもとに進めてきたのであろうか。慈善団体に関する法制度を包括的にまとめたドナルド・J・ブルジョワによれば、カナダが歴史的にはイギリスの植民地として発展したことが大きな要因と指摘する。つまり、基本的な法制度や概念は英国からの影響を強く受けており、慈善という概念も英国からカナダへ引き継がれてきているという。つまり、イギリスにおいて発展し、定着してきたコモンローの概念がカナダにも受け継がれ、定着してきたのである。逆に言えば英国においてコモンローの枠組みで共通認識とされているような概念などは、カナダでも同じ認識にあり、必ずしも法律で明記する必要がないと考えられる。英国において歴史的に積み重ねられてきた慈善事業の概念をカナダも受け継いできたというのが基本的な理由である。ここでは英国における慈善という概念の歴史的展開について述べる余裕はないが、1891年の判決（ペムセル事件）などが有名とされる。この判決では裁判官であったマクノートン卿が慈善事業の公益性を整理し、4つのカテゴリーを示したとされる。

こうした歴史的議論の積み重ねの結果、次の4つの業務が慈善事業となることがカナダでも認められてきている。次の4つのカテゴリーに該当しなければ、特定の人物や団体が善意を持ち、主観的な判断で慈善団体として登録したいと考えてもCRAに正式に登録できるわけではないのである。また宗教団体は4つのタイプの慈善事業を行う団体の1つとして、法的に位置づけられていることを強調しておこう。

- ・ 貧困の救済——困窮者への一時的な食事の提供（food bank や soup kitchen）、衣服の提供、そして家賃の低い住宅やアパートの提供など
- ・ 教育の発展——学校や短大・大学の設置や運営など、奨学金基金の運営、調査・研究、博物館や美術館の運営など
- ・ 宗教——信仰を深める行いなど

- ・地域共同体にとり有益な事柄——貧困の救済・教育・宗教以外の事柄で地域に有益と思われる事業（地震や台風などの災害による被災者の救援、高齢者や障害者への支援、環境保護、児童の保護や育成など）

ただし、4 つ目の地域共同体にとり有益な事柄については、異なる意見もあり、裁判所などでの判断や決定が求められることが多い。

ところで興味深いことにオンタリオ州は慈善事業について法的に対応できるような制度や法律をこれまで整備してきた。例えばチャリティ会計法（Charities Accounting Act）では上記の 4 つの項目が慈善事業になることが明記されている。オンタリオ州政府はコモンローの伝統を尊重するが、条文として慈善事業についてあえて明文化することで事態に備えている。

3. 慈善団体の法的位置付け

慈善団体も企業などのように不動産を所有したりするので、組織としての地位を確保しておくことが必要である。多くの場合、連邦政府はこれまでカナダ法人法（Canada Corporations Act、第 II 部と第 III 部）により、慈善団体の法人化が可能となる法的枠組みを整備してきた（担当官庁はカナダ産業省）。審査に合格すれば、その団体には許可証（letters of patent）が与えられる。慈善団体が後に CRA に申請する場合、この産業大臣からの許可証を添付することになる。産業省には 1 年に一度、所定の用紙（Annual Summary）に記入のうえ、3 月 31 日の状況を所定の期間（3 月 31 日から 6 月 1 日まで）に 30 ドルを添えて報告する義務がある。2 年連続してこの報告を怠るとカナダ法人法 133 条の規定により、法人としての地位を取り消されることになる。また議事録の保管など含めて会計やその他の必要な書類を保管する義務を持つ（同法、109 条と 112 条）。

なお一般の企業については企業法人法（Business Corporations Act）が用意されており、非営利の法人とは異なる受け皿ができています。

ところで公益のために存在し、利益追求を目的としない非営利法人を直接の対象とする受け皿が必要という意見がこれまで強く主張されてきた。それで連邦政府は慈善団体などの公益を実現する団体を対象とする別の法律を制定している。これが 2009 年 6 月下旬に成立した「非営利法人法」(Canada Not-for-Profit-Corporations Act)である。この新法により、申請から登録までの時間が短縮されるなどのメリットが期待されている。しかし、この法律が実際に施行されるまでには 1 年から 2 年近くの時間を要するといわれている。

慈善団体は非営利法人として登録される場合が多いとされるが、他の形態を取ることもある。それは公的財団 (public foundation) と私的財団 (private foundation) の 2 つである。慈善団体は自ら慈善活動を行うことが義務づけられているが、財団は慈善活動を行う団体へ財政的支援 (寄付) をすることが主な業務と規定されている。つまり財団が自ら慈善活動を行うことは出来ない点で慈善団体との違いがある。なお私的財団は特定の資産家からの寄付を主な財源とするが、公的財団は複数の寄付者により成立する組織である。また法的な観点から見ると、公的財団も私的財団もともに法人化されているか、あるいは信託として設立されることが必要である。

4. 慈善団体に関連する連邦法

慈善団体の登録や税控除などについては連邦所得税法があるが、これ以外にも関係する法律があるので簡単に紹介しておこう。まず慈善団体が支援する先に国際的なテロリスト団体が含まれないようにする「慈善団体登録 (安全保障情報) 法」(Charities Registration (Security Information) Act) がある。これは 1990 年代後半から国連や先進国サミット (G7) で議論され合意されてきたテロ活動を阻止する措置の一環である。また 2001 年 9 月の米国テロ事件を受けて、カナダ政府も反テロ法 (Anti-Terrorism Act) を制定し、同年 12 月から施行した。その関係で慈善団体がテロリストと関係を持たないようにするため 2001 年に「慈

善団体登録（安全保障情報）法」が制定されている。もし慈善団体が不注意なり、意図的にテロリストと関係を持つ（資金援助など）ことがあれば、一定の手順を経て、慈善団体としての登録を取り消し、税制上の優遇措置も廃止するという規制である。

慈善団体も政府に対してロビー活動など行う可能性があり、その場合には（他の団体や企業なども対象であるが）「連邦ロビー法」が適用されることになる。圧力団体や企業などと同じように、慈善団体もロビー活動を行う場合、注意してこれを行うことが求められている。

CRA への申請は 2005 年度の場合、3,976 件あり、そのうち 8 割近く（78%、3,117 件）の団体が認められている。過去のデータを見ると平均して 65%から 80%前後で申請が認められており、却下されるものは比較的少ない。

II 具体的な運用の仕組み—連邦歳入庁とのかかわり—

1. CRA へ提出する登録申請書類

- ① 所定の登録申請書（Form T2050）の記入及び代表理事など 2 名による署名
- ② 慈善団体の代表者や所在地などを示す書類
- ③ 団体の規約や定款
- ④ 法人化したことを示す書類（連邦産業大臣からの「許可証」）
 - ・州により異なるが、非営利法人としての法人化が望ましい
 - ・ただし連邦レベルでの法人化をしなくとも登録の申請は可能である（審査は無料であるが、3 ヶ月から 4 ヶ月を要する）

2. 登録申請が認められると

- ① 許可証の送付や法人認定番号（9 ケタ）の付与
- ② 会計年度終了後、6 ヶ月以内に所定の書類を提出する（T3010 という書類）

- ③ 会計支出を年間つけること
- ④ 支出に関するルールを守ること
 - ・例えば広報活動には予算の10%以内だけ支出できる
 - ・慈善団体の代表や理事長にはいわゆる給料を支払わず、実費のみ認める
 - ・DQルール（支出割当額、Disbursement Quota）により、支出に関しては決まりがある。たとえば前年度に寄付された寄付金の80%は必ず執行して繰越へ回さないこと、管理・運営費は支出の80%以内に止めることなど
- ⑤ 政治活動の制限

特定の政党や候補者の支援などは禁止、ニューズレターにおいて特定の候補者を支持できないなど。しかし、新聞での意見広告、国会へのデモ、広報活動などは許される
- ⑥ 許された範囲内での経済活動（資金調達のキャンペーンなど）
- ⑦ CRAによる会計監査

年間約350から600あまりの慈善団体は会計監査を受ける

3. 登録が取り消されると

- ① 慈善団体がCRAへ報告を適切に行わない場合や、会計支出が不適切と判断された場合、慈善団体としての登録をCRAが取り消すことができる（Revocation）。
- ② また慈善団体から認定取り消しを要望することもある。2005年のデータによれば、1,412件の取り消しがあったが、団体側からの取り消し要望は438件、年次報告書の未提出による資格取り消しは963件、その他が11件であった。
- ③ CRAによる認定取り消しを慈善団体が受け入れられない場合、90日以内に異議申し立て（Notice of Objection）を提出する。CRAには苦情審査課（Appeals Branch）という窓口があり、ここが審査を行う。ここでも不認可という結果が出た場合、慈善団体は30日以

内に連邦控訴裁（Federal Court of Appeal）に訴えることが可能である。

- ④ かりに認定取り消しが確定すると、それが官報（Canada Gazette）に掲載され、慈善団体は1年間以内に残りの予算を支出するか他の慈善団体へ資産を寄付することが求められる。

Ⅲ オンタリオ州における枠組み

これまで述べてきたように、オンタリオ州では慈善活動についてかなり前向きな対応を示してきた。ここでは簡単にその概要について紹介してみよう。

連邦政府では徴税関係の専門的な機関であるカナダ歳入庁（CRA）が慈善団体の地位を規定してきた。ところがオンタリオでは法務長官（Attorney General）の下部機関である The Office of the Public Guardian and Trustee（OPGTとして以下略記、日本語では公的擁護受託局となろうか）がこれを担当している。OPGTも実際のところ、英国のコモンローの流れや考え方からくる機関である。社会的な弱者を公的な機関や政府が代理人として、擁護しその権利を守るとというのがコモンローの考え方である。オンタリオ州では1919年にこのOPGTが創設され、精神病患者の住宅などの資産を守り、親族もなくまた遺言もなく死亡した精神病患者の財産を守るということがその主な業務になったという。時代の変化も受けて1990年代には担当する守備範囲も拡大してきたとされる。慈善団体の管理・監督についてもその結果、OPGTが担当することになった次第である。宗教団体を含む慈善団体はこのOPGTに申請し登録することで公的な認知が行われることになる。なおOPGTの職員数は約400名、窓口としてオンタリオ州内ではトロントやオタワなど6ヶ所ほど配置されている。OPGTの責任者については州政府が任命するが、弁護士として10年以上の職歴があることが必要な要件である。

ところでオンタリオ州では慈善団体としての認可を得るには別の方法

もある。それは政府サービス省（Government Service）の会社・個人資産保障部（Companies and Personal Property Security Branch）へ 155 ドルの審査料を添えて申請する方法である。ここでは規約などに盛り込まれる事業目的の内容などは、すでに慈善事業として一般に認められているもの（具体的には CRA に申請する 4 つの慈善事業があり、それらと同じである宗教、貧困の救済、国際的な支援・援助活動など）をそのまま転記する形で行う。この場合、新規申請であるが、すでに一般に認められている（CRA も認めているという意味でもある）ので、審査そのものは比較的簡単に済むというメリットもある。これについては、オンタリオ州の法人法（Ontario Corporations Act）が法的枠組みを規定している。先に紹介した OPGT への申請は、一般に認められていない慈善事業を行いたい場合に限られている。なおこの場合には審査に時間がかかることなどが予想される。

慈善団体として認可された場合、設立から 60 日以内に初年度報告書（Initial Return）を OPGT へ提出することが求められる。また資産の運用についてはチャリティ会計法（Charities Accounting Act）により監督をうけ、目的外のために利用することを禁じている。また慈善とは無関係な事業で収益をあげないようにチャリティ贈与法（Charitable Gifts Act）により規制をされている。また法人化されていない宗教団体の土地売買などに関する規制は宗教団体土地法（Religious Organizations' Lands Act）が適用される。

また別の法律（法人情報法、Corporations Information Act）により、年に 1 回は法人の情報を総務省へ報告することが義務付けられている。もしこれを怠ると法人許可証の取り消し、および罰金（25,000 ドル）を課せられることになる。

ところで 2010 年 10 月には非営利法人を対象とする新しい法律（Ontario Not-for-Profit-Corporations Act）が成立した。これは法人法が 1907 年に制定されて以来、1953 年には改正されたが、その後の時代の変化を法律に十分に盛り込んでこなかった。そのため、非営利法人を

対象とする新法の必要性が論じられ、ようやく成立した次第である。旧法では申請から認可されるまでは6週間から8週間の日時を要していたが、新法では申請方法も簡略化され、時間的には数日で認可がおりるというメリットが指摘されている。新法により、オンタリオには約46,000あまり存在する非営利法人にはより便利な枠組みが利用できることになる。

宗教団体が慈善団体として登録されると税金の免除などでそれなりのメリットはあるが、他方、法人となることで州の法律や規制を受けることが出てくる。例えば、教会法や宗教団体が保持してきた規則はオンタリオの法人法に規制されることになる。つまり、2つのレベルの規則が存在すれば、州の法律が優先することになる。

なお本節ではオンタリオ州に焦点をあてて基本的な仕組みを説明したが、他の州に関しては歳入庁のホームページには便利なサイトが設けられている (www.cra-arc.gc.ca/chrts-gvng/dnrs/rgltn/5-eng.html)。このサイトを見ると、州により担当窓口は消費者担当省であったりすることが多い。これは慈善団体へ寄付する際、それが正当な団体であるかどうかを州民に提供することを目的とするためである。またこれに関する州政府の窓口や関連法規などの詳細なガイドは Bourgeois の著書 (2002年) の巻末 (Appendix A) にまとめられている。

第3節 宗教団体税制

第2節において、カナダの宗教団体が慈善団体として連邦政府の歳入庁に登録されることで所得税の免税措置を受けられることを説明した。このため、カナダにおいて宗教団体の法的地位と税制度とが連動していることが明らかになった。本節では主に税制度との関係に焦点を絞り、検討してみたい。慈善団体と認定された宗教団体は州政府や地方自治体との関係でさまざまな税制度と繋がりを持ち、一定の地位を維持している。各種の税金は多く存在するがもっとも影響が大きいものとして、連邦政府が徴税しているサービス・物品税 (Goods and Services Tax, 略

称で GST) をあげることができる。宗教団体も慈善団体として認定されると支払った GST の還付が一定の割合で認められている。この点で、宗教団体には他の企業や個人には認められていない特別な権限が与えられていると言えよう。

ところで州政府のレベルでも売上税（ないしは物品税、州により名称は異なる）を連邦政府とは別に徴収してきている。唯一、財政的に余裕のある西部のアルバータ州だけこうした州レベルでの売上税を徴収しておらず、基本的にはアルバータ以外の 9 つの州においては連邦の GST に加えて州レベルの売上税を州民や州内の企業に対して徴収している。またケベック州はその独自性を保持するという政治的・行政的な観点から、連邦政府の GST をケベック州政府が代行して徴収する体制を構築している。州政府は GST を州内で徴収したあと、連邦政府にそれを送金するという仕組みが出来ていると言えよう。ケベック州の売上税 (Quebec Sales Tax, 略称で QST) の税率は 8.5% となっている。

I GST の制度と州の売上税との関係

GST が導入されたのは 1991 年 1 月以降である。これは財政的な赤字問題に保守党の B・マルローニー首相が取り組み、野党や国民の反対を押し切りながら税率 7% ということで GST と呼ばれる付加価値税が導入された。それまで製造や流通の段階で連邦税が重複して課税されているということでカナダ経済の発展を阻止しているという指摘があり、保守党政権が長年の課題であった GST を実現させた次第である。当時、野党の自由党は GST の廃止を主張していたが、1993 年に政権交代により、保守党を破り政権の座につくことになった。しかし自由党政権は（選挙前の主張のように）GST を廃止せず、州の売上税と GST を統合させるという別の方法を採用した。つまり連邦と州の税金を 1 つにまとめるといことで、統合売上税 (Harmonized Sales Tax, 略称で HST) という新しい税金を導入した。これには州政府にとり、徴税のコストを節約でき、州民からの反発を連邦政府にむけることができるというメリット

があったと指摘されている。連邦政府は州政府に代わり徴収した州の売上税を後日、州政府へ返還するという方法が採用されたのである。

実際に HST を採用した州は東部沿海部の 3 つの州（ノバ・スコシア、ニュー・ブランズウィック、そしてニューファンドランド）であり、それぞれ 15%（GST は 7%、各州の売上税の税率は 8%）という HST が 1997 年 4 月 1 日から導入された。他の州は HST 導入に消極的であったが、2010 年 7 月 1 日からオンタリオ州と BC 州も加わる制度に拡大した。他方、2006 年 1 月の連邦総選挙で政権交代を実現した S・ハーパーを首相とする保守党は、保守改革の一環として GST の税率を下げる政策を導入した。具体的には GST の税率を 7%から 6%（2008 年 1 月 1 日）、さらに 6%から 5%（2010 年 7 月 1 日）と 2 段階で下げるようになった。保守主義の観点からすれば、小さな政府を達成するには GST の税率を下げるが必要な方法の 1 つとして認識されていたためである。オンタリオと BC が HST を採用する時期と連邦政府が GST の税率を 5%に下げた時期が一致していることに注目しておこう。オンタリオと BC は HST に転換することで、無駄なコストを省き、経済の活性化を目指すというのが大きな理由とされる。

HST が導入されるまで、オンタリオ州では生活に必要なサービスや物品には州の売上税（Retail Sales Tax）を徴収しないルールを適用していた。例えば菓子以外の食品、4 ドル以下の加工・調理食品（ハンバーガーなど）、子供服、補聴器や処方箋による薬、本や雑誌などは RST が免除となっていた。低所得者への影響を避け、また生活に必要な食品などは RST を課さないことで影響を最低限に止めようとした工夫がここに見出される。ところで HST 導入後もオンタリオでは特定の商品（例えば本や新聞、子供服など）に限り、州税分（8%）を免除する措置を取ってきている。

2011 年 10 月の段階では HST は次のように運用されている。一番税率が高いのはノバ・スコシアで 15%（州税 10%プラス GST5%）、13%のオンタリオ、ニュー・ブランズウィック、そしてニューファンドラン

ド（それぞれ州税 8% プラス GST5%）、そして一番低い BC で 12%（州税 7% プラス GST5%）となっている。HST を導入していない州においては、5% の GST に加えて、それぞれ州の売上税を個別に徴収する体制となっている。ただしアルバータ州では州の売上税を徴収していないので、連邦の GST だけを課税することになる。

II オンタリオ州における宗教団体と税制上の優遇措置

オンタリオ州では HST が 2010 年 7 月から導入されたが、宗教団体を含む特定の団体や組織は HST の還付制度が認められている。つまり、業務の関係で過去に支払った HST がすべてではないが、特定の団体に還付されるという仕組みである。

税制上、優遇措置を受けられる特定の団体とは何を示すのだろうか。具体的には次の 5 種類の団体や機関となっている。優遇される理由としては、公的なサービスを提供したり、公共の福祉を実現するための活動をする団体ということになる。行政上の概念になろうが、オンタリオ州では「公共サービス提供機関」(Public Service Bodies、以下 PSB と省略)にこうした税制上の優遇措置が認められている。5 つのタイプの PSB には地方自治体、大学や短大(オンタリオでは基本的に公立大学が多い)、教育委員会、病院や医療機関、そして慈善団体や非営利の NPO がある。ここで言う慈善団体には慈善活動を行う諸団体があり、宗教団体が含まれることは言うまでも無い。

これらの PSB は GST 申告のためにすでに登録している場合が多いので、新規に HST 用に登録しなおすことは不要とされる。しかし、慈善団体のなかで財政・活動基盤の小さいもの (small supplier と呼ぶ) は HST 用に登録する必要はないとされる。

最初に検討すべき事柄は慈善団体が活動したりサービスを提供する際に徴収した HST に関する申告と納付である。他の民間企業と同じように慈善団体も徴税を免除されている品目以外については HST を徴収する義務があり、各団体は所定の申告用紙 (Form 34: GST/HST Return for

Registrants) に記入し、必要な金額を納付することが求められる。HST については徴収した HST の全額ではなく、60%を納付することになる。逆に言えば 40%分を納付しないという特典が与えられることになる。申告時期については各団体が選ぶことができ、1年に1回から毎月、あるいは四半期に1回からどれかを選択することが可能になっている。

次いで行うことは慈善団体が支払った HST の還付請求になる。これも特定の団体や組織に限定されるが、HST の一定の割合について連邦政府や州政府から払い戻し（還付）されるという特典が認められている。それについて、以下、簡単に紹介しておこう。

Ⅲ オンタリオ州における HST の還付

連邦政府が州の売上税も HST として徴税することにより、特定の団体への還付も連邦政府が受付の窓口となっている。州により売上税の税率は異なるが、ここではオンタリオ州の事例を取り上げて紹介しておこう。まず PSB ごとに還付率（rebate rate）が定められており、各 PSB への還付率は下記の表にまとめられている。

表 3 オンタリオ州における公共サービス機関の HST 還付率

還付率 公共サービス提供機関	連邦 GST の 還付率	州の売上税の 還付率
地方自治体	100%	78%
大学や短期大学	67%	78%
教育委員会	68%	93%
病院や医療機関	83%	87%
慈善団体や非営利団体	50%	82%

出典：Ministry of Revenue, Ontario, Tax Tip, April 2010.
(Prepare for Ontario's HST: #5- Public Service Bodies)

ある PSB が過去 1 年間に 1 万ドルの HST をすでに支払ったとする。

そのうち4,000ドル分が事業に必要な物品を購入した際に支払ったHSTと想定しよう。これは **Input Tax Credit** や **ITC** と呼ばれ、日本式に言えば、「投入税分控除」と言えようか。簡単に言えば **ITC** は購入した商品やサービスの中に含まれている付加価値税（**HST**）を意味している。**HST** の還付については、1万ドルから **ITC** 分を引いた分（残りの6,000ドル）を基本として還付率を計算することになる。計算式を示すと、次のようになる。

連邦の **GST** : $(6,000 \text{ ドル} \times 5/13) \times 0.50 = 1,153.85 \text{ ドル}$

州の売上税 : $(6,000 \text{ ドル} \times 8/13) \times 0.82 = 3,027.69 \text{ ドル}$

この結果、**ITC** 分は4,000ドル、連邦**GST**分の還付（50%）、州の売上税分（82%）、この3つを合計すると8,181.54ドルとなる。

$4,000 \text{ ドル} + 1,153.85 \text{ ドル} + 3,027.69 \text{ ドル} = 8,181.54 \text{ ドル}$

オンタリオ州以外で購入した物品やサービスに関する**HST**の還付については複雑になるが、一般的なルールだけを紹介しておこう。例えばオンタリオ州の慈善団体がアルバータ州において何かを購入した場合、連邦の**GST**分（5%）は還付の対象になるが、もともと州の売上税は徴収されていないので、**GST**分だけを対象として計算すれば良い。他方、同じようにオンタリオ州の慈善団体が隣のマニトバ州において何か商品を購入したとすれば、**GST**分（5%）とマニトバ州売上税分（7%）を支払うが、マニトバ州税分は控除の対象にならない。

また一定の商品やサービスについては慈善団体でも**HST**控除の対象にならないというルールがある。例えば娯楽やスポーツ・クラブの会費、タバコやアルコール類などは除外することが求められている。

なお申告については**GST**分については **Form GST66: Application for GST/HST Public Service Bodies' Rebate and GST Self-Government Refund**、州税分については **Form RC7066 SCH: Provincial Schedule - GST/HST Public Service Bodies' Rebate** という所定の申告書が用意されている。

申告する時期としては、1年に1回で行う場合が多いが、4半期ごと

や毎月、ということも選択できるとされる。また申請した書類などは原則として 6 年間保存が義務づけられている。かりに PSB が解散するようなことがあれば、解散してから 2 年間は必要な書類を保存することが同じように義務づけられている。

第 4 節 宗教団体の行う社会的活動

I 社会貢献の概要

2007 年から 2008 年にカナダ市民権・移民省が研究者に委託して実施した調査によれば、北アメリカにおける社会関係資本（ソーシャル・キャピタル。信頼関係やネットワークを指す）を、動員数や慈善事業数により数値化すると、その半分近くは、宗教団体や宗教に関係する組織が創出している。カナダの NPO 団体は全体として、数・活動範囲・寄付額の大きさの点で世界 2 位の規模であることを考え合わせると、宗教団体による社会的活動は非常に活発であると言えよう。

市民に何らかの社会的サービスを提供する宗教団体のうち、その団体の信者だけでなく一般市民をも対象にしているのは 73% である。宗教系・非宗教系含めた全団体で、その団体の会員以外にもサービスを提供しているのは 46% に過ぎないため、宗教団体の方が広く社会に奉仕していると見ることができる。

このように、カナダの社会において宗教は社会関係資本として存在感をもつが、宗教団体の活動が活発であればあるほど、それは社会貢献としてのみならず、社会との摩擦としても現れる可能性がある。市民権・移民省の調査報告はこのことを指摘し、治安面にも注意を促している。

II 教育への参与

カナダの学校制度の成立と展開、宗教系私立校への公費補助の導入については概要を第 1 節 IV で示した。2007 年の報道によれば、現在の公的補助金の有無は、州によって表 4 のように分かれている。

表 4 宗教系学校への公的補助金

州	宗教系学校への補助金
ブリティッシュ・コロンビア	補助金枠の一部補助
アルバータ	宗教系学校及びチャータースクールを対象に補助金枠全額。私立校へは州の教育方針を満たせば補助金枠の 60%
サスカチュワン	歴史的には認定された宗教系学校か地域学校付属の場合には補助金枠全額、その他は州の教育水準に合えば一部補助
マニトバ	宗教系学校が州の教育方針を満たせば、公立学校運営費補助金の半額
オンタリオ	カトリック学校のみ補助金枠全額
ケベック	州のカリキュラムを登用すれば宗教系学校に補助金枠の一部補助
ニュー・ブランズウィック	なし
ノバ・スコシア	なし
プリンスエドワードアイランド	なし
ニューファンドランド・ラブラドール	なし

出典：2007 年 9 月 17 日 CBC 報道

日本で私学助成が始まったのは 1976 年だが、その際、宗教系私立校への公金の支出は、政教分離（憲法 89 条）に抵触するかどうかの問題になった。現在のカナダにも宗教系私立校への公費補助に反対する声がある。だが、その中心的な意見は日本での反対理由とは異なる。カナダの場合は、宗教系私立校に補助金が支給されるならば、学費を抑えるこ

とができ、公立校から生徒が移りやすくなる。そうなると、エスニック・マイノリティ（低所得者層の割合が高い）に属する生徒が、公立校よりも自分の属する宗教団体が運営する私立校を選ぶようになると予想される。それは宗教・宗派ごとに生徒たちを分離することになり、カナダ市民としての共通価値の涵養、社会統合の上では望ましくないというのが反対理由である。（エスニック的にはマジョリティである白人プロテスタントの場合も、保守派の親は公立校の世俗主義を疎み、保守的キリスト教の価値観に基づく私立校に子どもを通わせることを選ぶ傾向があり、それにより社会の分裂が進むと懸念されている。そのような学校では、反同性愛・反進化論教育等が、信教の自由の名の下に行われるからである。）

具体例を挙げれば、カトリック学校にのみ補助金を支給してきたオンタリオ州では、2007年に、補助金を他の宗教系学校にも拡大すべきかについて議論が高まった（1999年には、カトリック学校のみを優遇する補助金制度は宗教差別にあたりと国連人権委員会が判断を下していた）。その背景を説明すれば、オンタリオ州では、1990年まで、公立校でプロテスタント的宗教教育を行っていた（分離学校と呼ばれるカトリック系私立校ではカトリック的宗教教育を実施していたのに対して、である）。社会の多様化を受けて、州政府は1990年にはこのプロテスタント的宗教教育を廃止し、公立校の世俗化を進めた。この変化は、公立校に通うエスニック・マイノリティの生徒たちにとっては、信教の自由という点では一見して前進であるように見えるが、実際は必ずしもそうではなかった。公立校においてプロテスタント的宗教教育が行われていた時代は、マイノリティのクリスチャン、たとえば、プロテスタントの一派であるメノナイト派の生徒は、公立校に通いながら望む宗教教育を受けることができた。しかし、それが廃止されたため、メノナイト派は宗教教育を受けるためには自ら独自の私立校を立ち上げなくてはならなくなった。このような事情が、1990年代以降、宗教系私立校の新設を促していった。それに伴い、カトリック私立校のみが公費補助の対象になるという制度

がマイノリティ側から批判を受けるようになったのである。

2007年の補助金論争は、現状維持という結論に至り、拡大は実現しなかったが、論争は多文化主義に個人を単位としたものと集団を単位としたものがあることを浮き彫りにした。公立校に宗教的に多様なエスニックの生徒が通い、ともに授業を受ける形式が、個人を単位とした多文化主義であるならば、カトリックの生徒はカトリック学校に、ムスリムの生徒はイスラーム学校に通い、それぞれの宗教理念に基づく教育を受ける形式（そしてそれを公的に支援する政策）は、集団を単位とした多文化主義である。

大局的に見れば、今後の教育制度は、ほとんどの州でこれら二種類の多文化主義を折衷する方向に進むのではないかと考えられる。すなわち、公立校から分離して、宗教ごとに宗教系私立校が作られることは容認し、それによって各宗教の独自性を尊重しながら、同時にそのような私立校に対しても、その宗教固有の価値のみならず、社会共通の市民的価値・資質を育成することを課し、それが実施されているかをモニタリングするという方策である。

他方、公立校では、特定の宗教の宗派教育は廃止するといっても、宗教に全く触れないようにするのではなく、各宗教の相互理解を促進するような知識教育を中心とする宗教教育を、あらゆる宗教・無宗教の生徒向けに提供することにより、多文化主義の実現を図っている。オンタリオ州ではそれは「宗教に関する教育」（初等教育用）「世界の宗教」（中等教育用）と呼ばれ、ブリティッシュ・コロンビア州では「比較文明」を初めとする社会科の授業の中に組み込まれている。

これらの授業は選択制だが、唯一、ケベック州は、公立・私立を問わず初等・中等教育の必修の授業として「倫理・宗教文化」科を2008年から導入した。それまでは、道徳の授業か宗教の授業のどちらかの選択方式であった（正確には、カトリック用「宗教と道徳」科、プロテスタント用「宗教と道徳」科、無宗教の「道徳」科の3つから選択）。しかし、多様な宗教に関する知識はあらゆる生徒に必要なものであるとの認識が高

まり、その知識教育を社会共通の市民的価値・資質の育成に結びつけたカリキュラム改革が行われたのである。

カリキュラム・ガイドラインによれば、ケベック州の「倫理・宗教文化」科の主要目的は「他者を認知し、共通善を追求すること」であり、到達目標は、3つのコンピテンシー（能力）、「倫理的問題を省察できる」「宗教現象を理解していることを証明できる」「対話に参加できる」として設定されている。一般に欧米諸国の教育では、従来はリベラリズムの教育観が支配的であり、個人の自律的判断力の育成が何にも優る目的として掲げられることが多かったが、「倫理・宗教文化」科では「共通善」「対話」「相互依存」という概念が強調されており、コミュニタリアンのニュアンスがある。ケベック内部ではこれは（分離主義的マルチカルチュラリズムではない相互交流的多文化共生としての）インターカルチュラリズムと位置付けられている。いずれにしても、生徒の信仰心や宗教的情操の涵養といった宗教的価値は少なくとも明示的には目標とされており、無宗教の生徒に対しても教育が中立であるよう配慮されている。しかし、それまで宗派教育の伝統が長いだけに、これをトップダウンの一方的な改革であると批判する勢力も、宗教団体側・無神論者側両方に存在し、訴訟も起こっている。

Ⅲ 慈善活動（一般信者による寄付・ボランティア活動）

宗教団体がカナダの社会関係資本の蓄積に寄与していることは既に述べたが、信仰と寄付行為・ボランティア活動の具体的相関関係について、カナダ統計局が3年ごとに調査を実施している。それによれば、宗教団体に対する寄付金の額は、他の種類の組織に対する額を大きく上回る（宗教団体に対する寄付金とは、宗教団体が窓口になるという意味であり、その寄付の全てが宗教団体の維持に使われるわけではない）。受けた寄付の総数（割合）は、2007年の調査では、宗教団体は3位だが、金額では高いということである。

図 1 団体別寄付金額の割合

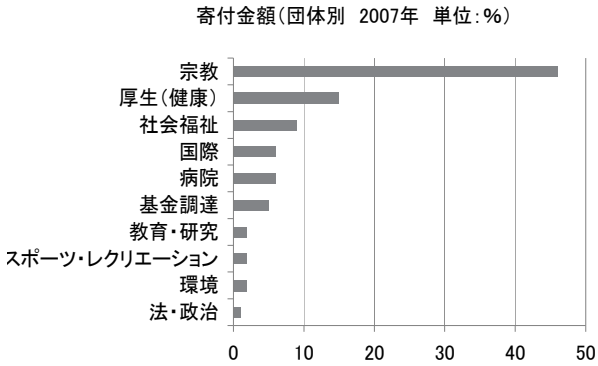
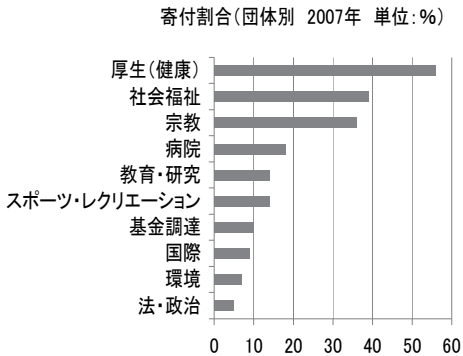


図 2 団体別寄付件数の割合



さらに、教会に頻繁に通うような熱心な信者の方が、そうではないカナダ人よりも多く寄付をしている。2007年の年間寄付額の総計は、毎週教会等の礼拝場に通う信者の場合は1人当たり平均して1038カナダドル、そうではない者では295カナダドルであった。寄付の送付先は、前者の場合は宗教団体が他の種類の組織の約4倍、後者の場合は他の種類の組織が宗教団体の約4倍となっている。熱心な信者であっても宗教団体以外のNPOに寄付することがあり、他方、教会に行かない者が宗教団体に寄付することもあるということである。また、若年期に教会によく通った者の寄付の総額は、1人当たり665カナダドル、そうではない者では305カナダドルである。この差は、若年期の活動に由来する他の要因として調査項目に入っている、「生徒会での活動」「親が慈善活動に従事」「ユース・グループ（何らかの組織の青年部）に所属」「尊敬すべき慈善家との出会い」「ボランティアへの参加」「チーム・スポーツへの参加」「募金活動への参加」のそれぞれの有無の差に比べ、最も大きい。

ボランティア活動についても、熱心な信者とそれ以外の者では有意な差を示している。毎週教会に通う信者が1年間にボランティアに費やす時間は平均して232時間、そうではない者は142時間である。また、ボランティアが行われる場所（組織）としては、最も長時間行われているのは宗教団体においてである（図3）。

移民とカナダ生まれのカナダ人を比較するならば、前者は宗教団体においてボランティアをする割合が最も高く、後者はスポーツ施設や社会福祉団体においてボランティアをする割合が最も高い。

ボランティアの動機付けについては、宗教的な義務や信仰からと答える者は22%である（図4）。熱心な信者も、宗教的義務を満たすためのみ人助けをするわけではなく、動機は複合的であることが窺われる。

図3 ボランティア活動に費やす時間（分野別）

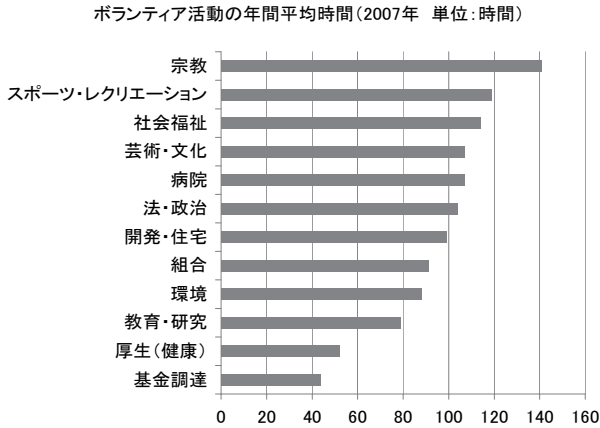
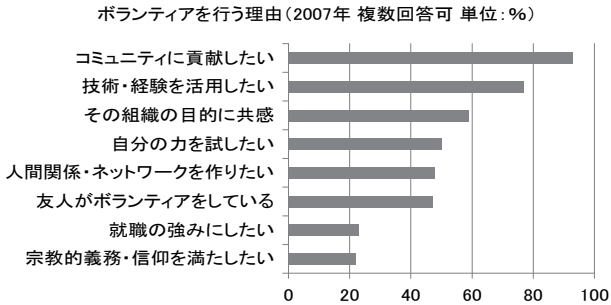


図4 ボランティア活動の動機



IV 慈善活動（聖職者によるアウトリーチ）

病院や刑務所での聖職者（チャプレン）の活動はカナダでは既に当たり前のものだが、移民の増加・宗教の多様化に伴い、チャプレンを派遣する諸宗教団体と病院等の施設を仲介する組織が必要とされるようになった。社会関係資本を活用するための第三セクターである。オンタリオ州で 20 年活動を続けている「オンタリオ諸宗教評議会 Ontario Multifaith Council」（OMC、1992 年設立）は、そのような組織の代表的なものである。

トロント市に本部を置く OMC は、30 以上の宗教団体から構成された、政府登録慈善団体であり、州政府との協定に従い活動を行っている。活動内容としては、

- ・信者に必要なスピリチュアル・ケアについて州政府に助言する。
- ・多様な宗教の信者が信仰に合ったスピリチュアル・ケアを、刑務所や病院でも受けることができるよう、チャプレンを派遣する。
- ・刑務所・病院のような諸施設が、配慮すべき宗教上の権利はどこからどこまでか、どのようなスピリチュアル・ケアをどの程度用意すべきかという基準について助言する。
- ・派遣するチャプレンを教育するための特別コースや、広く啓蒙するためのセミナーを定期的に関講する。

などがある。チャプレン派遣の費用を含む諸経費に対しては、トロント市から資金援助を受けている。

チャプレンによるケアの内容は、刑務所内で祈りたいという者のために礼拝を執り行ったり、病院で末期患者のためのホスピス（ターミナル・ケア）を行ったりといったことから、職場で宗教ハラスメントが起きた場合の対処、他の理由で精神的苦痛を受けた場合のカウンセリング等、多岐にわたっている。OMC に登録しているチャプレンは、自らケアやカウンセリングを行うだけでなく、信者から要望があった場合は、その信者の教会の代表者に連絡し、適切な対処を代理依頼することも行う。また、OMC の「マルチフェイス（多宗教）」という概念は、特定の教

団や教会に帰属する信者はもちろんのこと、所属団体はないが、漠然と宗教的ケアを求める者もカバーしている。

さらに、チャプレン以外でも、ボランティアとしてスピリチュアル・ケアに関わりたい者は、OMC に登録し、派遣してもらうことができる。

諸施設側としては、その施設が多様な宗教に対応したものである場合、OMC からその証明書を発行してもらうこと、また、その施設が利用者のために組んだスピリチュアル・ケア・プログラムや宗教上のサービス（たとえば礼拝用の静寂な場所を確保するなど）を OMC に評価してもらうことができる。その前の段階にある施設は、どのようにしたら多様な宗教の信者の権利を守ることができるか、その施設の状況に即した具体的な助言を受けることができる（たとえばどの宗教にはどのような戒律があるか、その施設の運営上、その戒律順守に配慮すべきシチュエーションにはどのようなものがあるか、どのような現実的対処がありうるかといった基礎的な知識とメソッドを学ぶ。具体例として、病院に勤務するスタッフの中に、エホバの証人の信者がいる場合、血液を触らずにすむ仕事に配属するといった措置がある）。

キリスト教のチャプレンは十分な数の登録があるが、それ以外の宗教のチャプレンが不足しているという問題がある。そこで、すべての登録チャプレンが、自分の宗教以外の宗教団体の信者にも適切に対応できるよう、研修会が開かれており、これを終えた者は **Multifaith Certificate** を OMC から与えられる。

V 慈善・公益活動の範囲をめぐって

既に慈善団体として認められている宗教団体ではなく、宗教的背景や理念をもった NPO 団体が社会活動を行う場合、それが公益活動に該当し、その団体が慈善団体にあたるかどうかは、その都度歳入庁の判断に委ねられている。その判断をめぐって度々議論が起こっているが、北米社会の現状を象徴的に表すケースを 2 つ挙げる。

1 つは、反カルト団体（その団体が反社会的とみなす教団をカルトと

批判し、その信者の脱会を促す組織) に対して、歳入庁はこれを慈善団体とはみなさないという判断を 2008 年に下した。具体的に資格停止の対象となったのは、MMアウトリーチという、自らを正統とみなすプロテスタントの牧師たちによる組織である。この団体は、エホバの証人、モルモン教、セブンスデー・アドベンティスト等のキリスト教系新宗教をカルトとして批判していた。歳入庁はMMアウトリーチの活動までを制限したわけではなかったが、MMアウトリーチは、慈善団体の定義が緩やかなアメリカ合衆国に本部を移した。

もう 1 つは、保守的キリスト教をバックボーンとする同性愛治療団体である。保守的キリスト教徒は一般に、同性愛をキリスト教に反する罪とみなすが、単に差別するだけでなく、周囲の同性愛者をセラピーにより異性愛者に変えることを自らの使命とする場合がある。そのような活動を行う団体の 1 つ、エクソダス・グローバル・アライヤンスが、2010 年にニュージーランドで慈善団体ではないという判断を受けたのに比し、カナダでは慈善団体として認められているため、これを問題視する声がカナダ国内に沸き起こった。歳入庁にアライヤンスが慈善団体としての認可を申請した際には、ドメスティック・バイオレンスの被害者支援等を目的として示し、同性愛治療には触れていなかったという経緯があり、改めて調査が行われている。

第 5 節 社会の側からの宗教への評価

I 宗教行動・宗教評価に関する意識調査

1950 年代の世論調査に、カナダ人のうち毎週教会に通う人は 60%、アメリカ人では 50%だったという記録がある。現在のカナダ人はどうだろうか。2005-2006 年の世界価値観調査から、カナダとアメリカ合衆国の両国のデータを引用する。

表 5-1 (教会等に) 礼拝に通う頻度は？

	カナダ (2,144 人)	アメリカ (1,195 人)
週 1 回以上	6.9%	11.8%
週 1 回	17.7%	24.2%
月 1 回	9.6%	12.9%
クリスマスなどの特別な祭日のみ	15.5%	8.9%
年 1 回	7.7%	4.6%
ほとんど行かない	7.9%	12.0%
まったく行かない	34.7%	25.6%

表 5-2 自分を信心深いと思うか？

	カナダ (2,111 人)	アメリカ (1,196 人)
信心深い	66.7 %	72.1 %
宗教的ではない	26.7 %	24.4 %
無神論者である	6.6 %	3.6 %

表 5-3 教会 (宗教団体) は道徳的問題に対応している

	カナダ (1,860 人)	アメリカ (1,182 人)
いいえ	52.9 %	43.6 %
はい	47.1 %	56.4 %

表 5-4 教会 (宗教団体) は家庭生活の問題に対応している

	カナダ (1,900 人)	アメリカ (1,183 人)
いいえ	53.9 %	41.7 %
はい	46.1 %	58.3 %

表 5-5 教会(宗教団体)は人々のスピリチュアルなニーズに応えている

	カナダ (1,921 人)	アメリカ(1,183 人)
いいえ	24.5 %	27.5 %
はい	75.5 %	72.5 %

表 5-6 教会(宗教団体)は社会問題に応えている

	カナダ (1,841 人)	アメリカ(1,180 人)
いいえ	62.5 %	56.1 %
はい	37.5 %	43.9 %

表 5-1 から 2 に見られるように、現在は教会に熱心に通う人はカナダでは少数派であり、その割合はアメリカよりも低いですが、それでも信心深さを自認する人は今も 6 割強である。宗教行動が多様化していることが窺われる。表 5-3 から 6 はカナダ人が宗教の公益性を何に求めているか・認めているかを知る上で示唆的である。カナダ人もアメリカ人も、現在の宗教は公共的役割(社会問題への対処、社会的モラルの維持等)よりも、個人の内的充足にとって有益であることの方が多いと見ているが、カナダ人にはその傾向がより強い(表 5-3 から 6 でカナダ人の方が「はい」が多いのは表 5-5 のみ)。

表 5-7 から 10 には、宗教と政治の関係に対するカナダ人の評価が現れている。

表 5-7 神を信じない政治家は公職には向かない

	カナダ (2,092 人)	アメリカ (1,190 人)
強く賛成	7.1 %	15.4 %
賛成	10.2 %	16.6 %
どちらでもない	18.5 %	—
反対	39.5 %	46.9 %
まったく反対	24.7 %	21.0 %

表 5-8 宗教の指導者は選挙にあたり人々の投票に影響を与えるべきではない

	カナダ(2,128人)	アメリカ(1,190人)
強く賛成	35.7%	31.5%
賛成	41.9%	29.0%
どちらでもない	8.7%	—
反対	11.3%	28.6%
まったく反対	2.5%	11.0%

表 5-9 宗教心の強い人がもっと公職についての方が自国のためになる

	カナダ(2,081人)	アメリカ(1,187人)
強く賛成	6.1%	16.7%
賛成	16.7%	24.8%
どちらでもない	20.3%	—
反対	38.6%	40.3%
まったく反対	18.4%	18.2%

表 5-10 宗教の指導者は政府の決定に影響を与えるべきではない

	カナダ(2,105人)	アメリカ(1,186人)
強く賛成	28.7%	27.7%
賛成	42.2%	21.7%
どちらでもない	12.2%	—
反対	13.6%	36.9%
まったく反対	3.3%	13.8%

この調査からは、アメリカ人よりもカナダの方が意識の上では政教分離に厳格であることが窺われる。他方、制度面ではアメリカよりもカナダの方が政教分離色・世俗主義色は強くなく、そのことが移民の社会統合をも促進しているという分析がある。これについて次に述べる。

II 移民との共存に関する意識調査

他の欧米諸国と同様にカナダでも、社会の側からの宗教への評価は、今日では移民問題に大きく関わっている。2010年にドイツのメルケル首

相が「多文化主義は失敗した」と発言したことに象徴されるように、ヨーロッパでは多文化主義の限界を指摘する声が高まっている（この場合の多文化主義は、前述の「集団の多文化主義」を主に指す）。多文化主義は、移民集団の社会からの分離・孤立、移民集団に対する偏見（多文化主義にはエスニック・宗教に対するステレオタイプを助長する面もある）、移民集団内の人権問題（女性差別等）をもたらしたというのである。

そのように移民との共存を悲観するヨーロッパに比べ、カナダは少なくともこれまでどころ、多文化主義により移民集団の固有文化を尊重しつつ、移民の社会統合をも促進することに一定の成功を収めてきた。表 6 は、移民に対する社会の評価に関する 2003 年の調査だが、カナダ人は、「移民は社会に適応すべきだ」という意見を持つと同時に、移民が増えることを好意的にとらえている（すなわち、「移民が増えると犯罪が増加する」という意見は少なく、「移民は自国の経済に利する」という意見は多い）。これは、移民の増加は良いことではないとする意見と移民は社会に適応すべきだとする意見が共に高いヨーロッパ諸国とは大きな相違点である。人口に対する移民の割合も、2005 年のデータでは、カナダ 19.5%、ドイツ 12.9%、フランス 10.6%、イギリス 9.7%となっている。（カナダでは先住民以外は全て移民とも言えるが、ここでの移民とは、1980 年代以降の新移民である。）

表 6 社会における移民の役割に対する態度 （単位%）

	社会に適応すべき	犯罪が増加する	経済に利する
カナダ	71.1%	27.2%	62.6%
オーストリア	67.5%	68.8%	38.2%
ドイツ（旧西独）	64.2%	62.6%	28.6%
オランダ	87.8%	47.8%	26.7%
ノルウェー	79.8%	79.0%	30.5%
スペイン	68.1%	57.6%	49.2%

スウェーデン	84.7%	57.2%	44.3%
イギリス	75.3%	39.8%	21.6%
アメリカ	52.6%	26.8%	45.5%

出典：International Social Survey Program,2003

また、市民権・移民省の分析では、カナダに比べると、アメリカは宗教を私的な事ごとに留めようとする（言い換えれば、世俗主義の範囲を広くとる）傾向が強いため、移民が疎外感を持つという問題を孕んでいる。それに対してカナダでは、社会が移民の宗教伝統の公的側面を認め、それにより宗教組織が社会に貢献することを促している。さらに、宗教上の慣行の相違に対する「妥当なる調整」も容易になる。「妥当なる調整」については次項で説明するが、マジョリティのための慣行や政策が、宗教的マイノリティへの差別とならないよう調整することである。

移民の側もカナダ社会に好印象を持っていることを示すデータがある。CBC とエンヴァイロニクス調査団体による 2007 年の世論調査だが、ムスリム移民の 80%以上がカナダでの生活に満足している、73%がカナダ人と呼ばれることに大いに誇りに思うと答え、カナダ人にはイスラーム嫌が多いと感じる者は 17%のみだった。この調査の背景には、2006 年 6 月のトロントでのテロ未遂事件がある。アルカイダの思想的影響を受けたとされる 18 名の男性が逮捕された。そのうち 12 名は地元オンタリオ州出身、5 名は未成年であった。このため、国内の移民の若者が過激化しているのではないか、それは社会に対する不満に起因するのではないかという仮説がたてられたのである。しかし、この世論調査では、回答したムスリムの 73%が、そのようなテロ行為はどのような理由によっても正当化できないと答え、82%が未遂犯たちには全く共感しないと答えた。調査を実施したエンヴァイロニクス社は、この数字を高いとみなし、カナダのムスリム移民は孤立した怒れる集団ではないという見解を示した。

Ⅲ 信仰の自由をめぐる議論と対応

カナダはその歴史の中で多様な宗教を受け入れてきたが、1980年代以降のアジアからの移民の増加に伴う一層の多様化のために、新たな対応が必要となっている。特に近年議論が高まっているのは、主としてオンタリオ州の「民法事件の宗教的仲裁」とケベック州の「妥当なる調整」の問題である。

「民法事件の宗教的仲裁」の問題とは、離婚等の主として家族法に関わる事गरら、その家庭の宗教の宗教法に基づき仲裁することの是非をめぐるものである。オンタリオ州では 2005 年にそれまで認めていた宗教的仲裁を新たに禁止した。理由は、表向きは政教分離のためとされたが、背景にはイスラーム家族法にムスリム女性の人権を侵害する面があることが問題視されたということがあった。しかし、イスラーム法の仲裁のみを禁止しては中立性を欠くため、あらゆる宗教法による仲裁を一斉に廃止したのである。これにより、宗教法による仲裁を慣行としてきたユダヤ教徒（主に正統派）、キリスト教メノナイト派、先住民等は、むしろこの廃止を信教の自由に対する侵害と受け止め、反発している。

「妥当なる調整」は、社会的平等の実現のための調停や法令等の適用緩和を指す。法令の厳格な適用により、間接的差別が起こる場合は是正措置である。現在のケベック州においてとくに問題化しているのは、マジョリティとエスニック・マイノリティの文化差、特に宗教文化・慣行の違いに起因する摩擦であり、「妥当なる調整」の概念も、公的・私的機関において、マイノリティの生徒、患者、顧客等の権利のために、管理者側が何らかの妥協を行うことを意味する。

宗教摩擦を放置し、事件に至ってから裁判で解決するのではなく、未然に防ぐ体制を整備しようという方針の下、「妥当なる調整」委員会（「文化的差異にかかわる妥協の実践に関する諮問委員会」）が、2007年2月8日にケベック州首相ジャン・シャレによって招集された。目的は、ケベック州で行われている「妥協」の実態調査、付帯する問題の分析、市民フォーラムを開いての事情聴取、多元的・民主主義的なケベック社会

の価値観に合う「妥協」の実践を保証する政策提言を行うことである。その結果は 2008 年 5 月に報告書としてまとめられた。

委員会設立の背景となったのは、2001 年にケベック州の学校に通うシーク教徒男子生徒の、キルパン（儀礼用の短刀）所持が問題化した事件である。ケベック州控訴院は、これを危険物とみなし、学校への携帯を禁じたが、カナダ連邦最高裁はこれを認める判決を出した（2006 年）。これにより「妥協」の是非をめぐる論争が加熱した。

委員会設立の直前には、モンリオール北東のエルーヴィル町で、移民に制限を要求する条例が採択され、大きな話題となった。「この町では女性を石打ちにして殺害したり、公衆の面前で殴ったり、生きたまま火炙りにしたり、女性器を切り取る行為は許されない」といった条例であり、ムスリムへの恐怖と偏見によるものと批判が起こったのである。

「妥当なる調整」委員会の報告書は、「インターカルチュラリズム」「開かれた世俗主義」「調和の実践」という 3 側面のそれぞれにおいて均衡のとれた地点を追求したものとして評価されている。これはケベック州のみならず、カナダ全体の多文化主義政策にも資するものと考えられている。

最後に、宗教的建造物をめぐり、旧移民の文化遺産保存と新移民の信仰の自由が対立する例を挙げる。モンリオール市のマイルエンド地区では、20 世紀に入り、旧移民であるキリスト教徒（プロテスタント・カトリック）が郊外（西側）に移り、その後ユダヤ教徒や正教徒（東欧のキリスト教徒）が入植するにつれ、さらに 20 世紀後半にそのユダヤ教徒や正教徒が移り、その後イスラーム教徒、シーク教徒等が入植するにつれ、それぞれの集会所として、その前の移民が使用した宗教的建造物を“リサイクル”してきた。

一例を挙げれば、現在、カナダ・ウクライナ財団の本部となっている建物は、1907 年にプロテスタント・メソジスト派の教会として建てられたのが最初である。当時はメソジスト教会に多い切妻屋根だった。1920 年代にメソジスト派がユナイテッド・チャーチ・オブ・カナダに統合さ

れたことにより、信者が教会を去ったため、この建物はユダヤ教徒のシナゴグとなった。切妻屋根は取り払われ、ダビデの星が掲げられた。さらに 1960 年代、ユダヤ人が西モントリオールに移住したため、ダビデの星は降ろされ、屋根は現在のフラットな形に変えられ、ウクライナ移民が使用するようになったのである。

当時は近代建築を保存するという考えがなかったため、このように数回にわたり改造された宗教的建造物がマイルエンド地区に散在する。現在は、たとえばカトリック教会がシーク教徒の寺院として使われる場合、ステンドグラスを保存すること等が義務付けられることがある。新移民がそのような条件と自らの信仰の間に折り合いをつけることが求められているのだが、これがマジョリティのカトリックの保護・マイノリティの差別にあたるか否かが議論されている。

(執筆分担 第 1～3 節：加藤普章、第 4～5 節：藤原聖子)

参考文献

第 1 節から第 3 節

富井幸雄,「カナダにおける信教の自由」,『法学会雑誌』,第 48 号第 2 号,2007 年 12 月

M. H. Ogilvie, *Religious Institutions and the Law in Canada*, 2nd Edition, Irwin Law, 2003.

P. Bramadat & D. Seljak, eds., *Christianity and Ethnicity in Canada*, University of Toronto Press, 2008.

L. G. Beaman, *Definign Harm : Religious Freedom and the Limits of the Law*, University of British Columbia Press, 2008.

M. Van Die, ed., *Religion and Public Life in Canada*, University of Toronto Press, 2001.

D. Lyon and M. Van Die, eds., *Rethinking Church, State and Modernity*, University of Toronto Press, 2000.

Regionald W. Bibby, *Restless Gods : The Renaissance of Religion in Canada*, Novalis, 2004.

L.G. Beaman & D. Beyer, eds., *Religion and Diversity in Canada*, Leiden : Brill, 2008.

- D. J. Bourgeois, *The Law of Charitable and Not-for-Profit Organizations*, 3rd Edition, Markham : LexisNexis, 2002.
- D. J. Bourgeois, *Charities and Not-for-Profit Administration and Governance Handbook*, 2nd Edition, Markham : LexisNexis, 2009.
- Vic Murray, *The Management of Nonprofit and Charitable Organizations in Canada*, 2nd Edition, Markham : LexisNexis, 2009.
- Douglas Farrow, ed., *Recognizing Religion in a Secular Society*, Montreal : McGill-Queen's University Press, 2004.
- N. Christie and M. Gauvreau, *Christian Churches and Their Peoples, 1840- 1965*, Toronto : University of Toronto Press, 2010.
- Richard Moon, ed., *Law and Religious Pluralism in Canada*, Vancouver : University of British Columbia Press, 2008.
- J. Phillips, B. Chapman and D. Stevens, eds., *Between State and Market : Essays on Charities Law and Policy in Canada*, Montreal : McGill-Queen's University Press, 2001.
- Teresa A. Douma, ed., *Charities Handbook: The Comprehensive Guide for Charities, 2010 Edition*, Elmira, Ontario : Canadian Council of Christian Charities, 2010.
- Hogg, Peter, *Constitutional Law of Canada*, Toronto : Carswell, 2010.
- Parachin, A., T. S. Carter, and M. E. Hoffstein, eds., *Charities Legislation and Commentary, 2010 Edition*, Markham : LexisNexis, 2009.
- 第4節～第5節
 ジェラルド・ブシャール／チャールズ・テイラー『多文化社会ケベックの挑戦—文化的差異に関する調和の実践 ブシャール=テイラー報告—』(竹中・飯笹・矢頭訳、明石書店、2011年) (“Final Report of the Consultation Commission on Accommodation Practices Related to Cultural Differences.”
 (<http://www.accommodements.qc.ca/index-en.html>))
- Lori Beaman and Peter Beyer (eds.), *Religion and Diversity in Canada*, Brill Academic Publishing, 2008.
- Peter Bramadat and M. Koenig. (eds.), *International Migration and the Governance of Religious Diversity*, McGill-Queen's University Press, 2009.
- Peter Bramadat and David Seljak (eds.), *Christianity and Ethnicity*

- in Canada*, University of Toronto Press, 2008.
- Patrice Brodeur, *Building the Interfaith Youth Movement: Beyond Dialogue to Action*, Rowman & Littlefield Publishers, Inc., 2006.
- M. Van Die (ed.), *Religion and Public Life in Canada: Historical and Comparative Perspectives*, University of Toronto Press, 2001.
- Jack Jedwab (ed.), *Religious Diversity and Canada's Future, Canadian Issues*, Winter 2008.
- John Biles and Erin Trolley (eds.), *Newcomers, Minorities and Political Participation in Canada (Getting a Seat at the Table)*, *Canadian Issues*, Summer 2005.
- Keith Banting and Will Kymlicka, "Canadian Multiculturalism: Global Anxieties and Local Debates," *British Journal of Canadian Studies*, Vol. 23, No. 1, 2010.
- Jonathan Malloy, "Bush/ Harper? Canadian and American Evangelical Politics Compared," *American Review of Canadian Studies*, Vol. 39, No. 4, December 2009.
- David M. Haskell, "Evangelical Christians in Canadian National Television News, 1994-2004: A Frame Analysis," *Journal of Communication and Religion*, Vol. 30, March 2007.
- "Mainline Declines in Canada Religion Census," *Christian Century*, 6/14/2003, Vol. 120, Issue 12.
- Religion and Education (Special Issue on the Québec Ethics and Religious Culture Program)*, Vol. 38, No. 3, 2011.
- (仏文)
- Raginald W. Bibby, «La religion à la carte au Québec. Un problème d'offre, de demande, ou des deux ? », *Globe*, vol.12/2-11/1, 2007-2008.
- Pierre Bosset, *Le droit et la régulation de la diversité religieuse en France et au Québec : Une même problématique, deux approches*, Commission des droits de la personne et des droits de la jeunesse, 2004.
- Lorraine Derocher, Claude Gélinas, Sébastien Lebel-Grenier et Pierre C. Noël (dir.), *L'Etat canadien et la diversité culturelle et religieuse 1800-1914*, PUQ, 2009.
- Paul Eid, *Portrait ethnoreligieux du Québec en quelques tableaux*,

- Commission des droits de la personne et des droits de la jeunesse, 2008.
- Paul Eid et Pierre Bosset, *Document de réflexion : La Charte et la prise en compte de la religion dans l'espace public*, Commission des droits de la personne et des droits de la jeunesse, 2008.
- Ethique publique vol. 9/1. L'aménagement de la diversité culturelle et religieuse, 2007.
- Yolande Geadah, *Accommodements raisonnables : Droit à la différence et non différence des droits*, VLB, 2007.
- Micheline Labelle, François Rocher et Rachad Antonius, *Immigration, diversité et sécurité : Les associations arabo-musulmanes face à l'Etat au Canada et au Québec*, PUQ, 2009.
- Raymond Lemieux, « Penser la religion au Québec », *Globe*, vol.12/2-11/1, 2007-2008.
- Marie Mc Andrew, *Immigration et diversité à l'école : Le débat québécois dans une perspective comparative*, Les presses de l'Université de Montréal, 2001.
- Louis-André Richard (dir.), *La nation sans la religion ? Le défi des ancrages au Québec*, PUL, 2009.
- (ウェブサイト)
- World Values Survey <http://www.worldvaluessurvey.org/>
- International Social Survey Programme 2003: National Identity II
<http://zacat.gesis.org/webview/index.jsp?object=http://zacat.gesis.org/obj/fStudy/ZA3910>
- Ontario Multifaith Council <http://www.omc.ca/>
- Ontario Consultants on Religious Tolerance
<http://www.religioustolerance.org/>
- Kurt Bowen, "Religion, Participation, and Charitable Giving: a report," Volunteer Canada & The Canadian Centre for Philanthropy, 1999.
http://www.givingandvolunteering.ca/files/giving/en/rp_1997_religion_participation_and_charitable_giving_en.pdf
- Michael Hall, Imagine Canada et. al., "Caring Canadians, Involved Canadians: Highlights from the 2007 Canada Survey of Giving, Volunteering and Participating," Statistics Canada, Minister of Industry, 2009.

[http://www.statcan.gc.ca/bsolc/olc-cel/olc-cel?catno=71-542-X
&lang=eng](http://www.statcan.gc.ca/bsolc/olc-cel/olc-cel?catno=71-542-X&lang=eng)

“CBC News in Depth: Canada’s Muslims, an International Comparison,” Feb. 13, 2007.

[http://www.cbc.ca/news/background/islam/muslim-survey.ht
ml](http://www.cbc.ca/news/background/islam/muslim-survey.html)

第2章 ロシア

小杉末吉・黒川知文・井上まどか

第1節 政教関係の概要

1 政教関係の歴史的背景

1. 現在の宗教意識

ロシア連邦は国土が 1,710 万 km² で世界面積の 13% を占め、宗教もキリスト教（ロシア正教、カトリック、プロテスタント等）、ユダヤ教、イスラーム、仏教を中心に多くの種類が存在し、150 を超える民族を有し、その歴史も長く複雑である。

2011 年に実施されたロシア人の宗教意識調査（社会調査機関 **Левада Центр** が無作為抽出したロシア人成人を対象に実施した世論調査）によると、ロシア人の 7 割はロシア正教を信仰していることがわかる。

さらに、キリスト教の洗礼を受けたロシア人は実に 86% にのぼる（表 1 参照）。このようにロシア人の信仰する宗教は、圧倒的にロシア正教であることがわかる。また、1989 年には洗礼を受けない者は 31% であったが、現在では 13% と、およそ三分の一になっている。ロシア正教会は確実に信者を増やしていることが確認できる。

表 1 洗礼を受けましたか（%）

	1989	2001	2004	2007	2010	2011
はい	65	75	76	76	84	86
いいえ	31	21	21	20	14	13

表 2 礼拝に参加する頻度 (%)

	1991	1996	2001	2004	2007	2010	2011
毎週参加する	1	3	2	2	2	4	3
月に1度参加する	4	4	3	4	4	8	7
1年に1度参加する	10	17	17	19	19	22	11
数年に1度以下参加する	8	16	15	15	16	10	10
参加しない	67	60	63	60	59	45	47
回答できない	—	—	—	—	—	4	2

ところが、礼拝に参加する頻度に関する調査によると、参加しない者が47%にもおよび、毎週参加する者は3%にすぎない（表2参照）。熱心な信者は極めて少ない。ただし、1991年から礼拝に参加する頻度を見ると、礼拝に参加する頻度は全般的に増大しており、参加しない者は漸進的に減少している。

また、聖餐式（聖体礼儀）に参加する頻度に関する調査によると、同様に毎週参加する者は1%にすぎず、参加しない者が65%もいる（表3参照）。全体的には1991年から聖体礼儀に参加する頻度は着実に増大しており、参加しない者は減少しているが、年に一度以上参加する信者は20%にすぎない。

表 3 聖体礼儀（聖餐式）に参加する頻度 (%)

	1991	2001	2004	2007	2010	2011
毎週参加する	1	1	1以下	1以下	1以下	1
月に一度	1	1	1	1	2	2
年に一度程度	5	5	8	6	14	17
数年に一度以下	7	9	10	10	10	12
参加しない	86	84	80	83	71	65
回答できない	—	—	—	—	2	2

これらのことから、1991年以降、確かに洗礼を受けてロシア正教を信じる者は確実に増加し続けてはいるが、礼拝と聖餐式に参加する熱心な信者はごく少数であると結論することができる。

ところで、ロシア人の特定宗教との関わりについての調査によると、69%がロシア正教であり、イスラームは5%にすぎず、信仰を有しない者は22%である。(表4参照)

1991年においてロシア正教は31%であったので、実に2倍以上にロシア正教徒が増大したことになる。1991年において信仰を有しない者は61%であったので、現在ではその三分の一に急減したことになる。ロシアは、ソビエト崩壊後、無神論からロシア正教の国家へと大きく変化したことが確認できる。

ロシア正教の歴史について、政権と教権との関係の観点から、現地調査の結果も含めて、年代ごとに概観する。ロシアにおいても「国教制」「公認宗教制」「政教分離」の順に進んだが、その道は険しかった。政権と教権は、複雑に相互作用しながら今日の政教分離に至った。

表4 どの宗教とあなたは関わりあいをもっていますか (%)

	1991	1994	2001	2004	2007	2010	2011
ロシア正教会	31	38	50	57	56	70	69
イスラーム	1	2	4	4	3	4	5
カトリック教会	—	1以下	1以下	1以下	1以下	1以下	1以下
プロテスタント教会	—	1以下	1以下	1以下	1以下	1以下	1以下
ユダヤ教	—	1以下	1以下	1以下	1以下	1以下	1以下
他の宗教	1	1以下	2	1	1	1以下	1
信仰者ではない	61	58	37	32	33	21	22
回答できない	6	1	7	6	6	4	4

2. ビザンチンハーモニーの導入と「第三ローマ理念」—988年から17世紀中葉—

欧米における「国教制」にあたる体制はロシアでは「ビザンチンハー

モニー」と呼ばれる。政権と教権が1つとなって国家を支配する東ローマ帝国の政治体制のことである。

988年にキエフ公国のヴラジミール一世（?～1015）がギリシャ正教を国教にして以来、モスクワ公国時代（1462～1613）、動乱時代（1598～1613）、ロマノフ朝のフョードル（1676～1682）に至るまで、政権と教権は1つになりロシアを治めた。

政治指導者がキリスト教徒であり、民衆はなかば強制的に洗礼を受けた。その結果、民衆には二重信仰、すなわち先住文化とキリスト教が共存している状況が見られる。数少ないがヨーロッパ・ロシアの教会堂外壁に彫られたモコシ像（女性の妖精）、カレリア地方の精霊信仰、奇跡のイコンへの崇拜、聖遺物崇拜にも、先住文化の影響が見受けられる。

1237年から200年以上にわたる「タタールのくびき」と呼ばれるモンゴル人の支配による苦難の時代があったが、教会と修道院は国家と一致してこの危機を克服した。外敵であるスウェーデン軍、ドイツ騎士団、リトアニア軍の侵入にも勝利した。その結果、ビザンチンハーモニーは強化され、ロシア正教はさらに民衆に根付いた。

15世紀にモスクワ大公国が台頭し、イワン三世（1440～1505）の時にモンゴル支配を脱し、16世紀中葉にイワン四世（1530～1584）はツァーリを名乗り専制政治を強化した。

1589年に総主教座をモスクワに獲得することでモスクワをコンスタンチノーブルに代わる第三のローマとする「第三ローマ理念」も実現した。ロシア正教は第三のローマにある教会として、全世界におけるキリスト教の盟主と自他認めることになった。

3. 教権が政権を優越する—17世紀中葉—

1652年に総主教になったニーコン（1605～1681）は、翌年から典礼改革を断行した。1551年の百章会議の決定を重視する者は古儀式派（分離派）となって政府軍により迫害の対象になった。

ニーコンはツァーリ・アレクセイ（1629～1676）がポーランドに遠征

中に「総主教は太陽、ツァーリは月」だと公言した。教権が政権を優越する考えである。帰国したアレクセイはニーコンを譴責し、ニーコンは総主教の地位を辞した。1666年に開催された裁判でニーコンは有罪になったが典札改革は有効とされ百章会議の決定事項が無効とされた。

総主教ニーコンの典札改革に反対したのが古儀式派であった。古儀式派は百章会議で決定された典札を神からの決定事項と信じ、ニーコンの典札改革は悪魔からのものとみなして反抗した。古儀式派は政府軍により弾圧され、白海沿岸地方やシベリア地方に広がり、独自の共同体や教会を保持した。

政府と古儀式派との間の最大の衝突事件が、ソロヴェツキー修道院の反乱であった。白海の孤島に15世紀に創設されたソロヴェツキー修道院は、1667年9月にツァーリ・アレクセイに提出した『ソロヴェツキー嘆願書』が拒否された後9年間、政府軍の攻撃に抵抗したが、ついに陥落し修道士は厳罰に処せられた。

古儀式派は逃亡司祭を有する司祭派と、信徒が指導者となる無司祭派とに分裂した。そして、ステパンラージンの乱などの農民戦争や農民反乱に参加して、政府に抵抗した。古儀式派は経済活動にも積極的であった。

4. 政権が教権を管理する—18世紀から1917年—

欧米における「政府公認型」にあたる体制は、ロシアにおいては18世紀にピョートル大帝(1682～1725)により西欧化政策の一環として導入され、ロシア革命まで存続した。

1721年にピョートル大帝は、「ツァーリの目」として直属するシノッド(宗務院)を創設した。これは、国内の教会と修道院を管理する国家機関であり、聖職者ではなくて役人が宗務総監として代表した。シノッドは、結果的には古儀式派や様々な異端を管理し、時には弾圧する機関となった。シノッドが設置されたことにより、政権が教権に優越するようになり、教会が国家に服従する体制となった。

古儀式派はピョートル大帝の西欧化政策にも反対した。ピョートル大帝が発布した実施した 1685 年の古儀式派取締令、1725 年の古儀式派への二重課税、などは古儀式派を解散させることに目標があった。

古儀式派は地方において激しく政府に抵抗し、数々の反乱を起こした。また、ピョートル大帝を終末に出現する「アンチクリスト」と見なし、世界の終わりが近いことを信じて集団で聖歌を歌いながら焼身自殺を遂げた。これが「赤い死（ガリ）」と呼ばれる殉教死である。記録によると 1675 年から 1695 年にかけて二万人以上の古儀式派教徒が「赤い死」を遂げている。教会はアンチクリストと提携して神を捨てた。「赤い死」は最も崇高な自己犠牲の行為だとされた。

無司祭派は 1695 年に白海沿岸地方に共同体を形成した。ヴィーグ共同体とレークサ共同体である。これらの共同体には、教会、学校、病院、慈善施設、商店、手工業所、墓地、刑務所などが設置されており、一生そこで過ごせるようになっていた。共同体内では商工業が発達して白海を経由して西欧との貿易活動も盛んであった。

現地調査ではサントペテルブルクから列車でペトロザボーツクに行き、一泊して車で一日かけて調査する計画であったが、現地ガイドが事前に情報を収集してくれており、ヴィーグ共同体を訪問することは残念だができなかった。なぜなら、19 世紀中葉にツァーリ・アレクサンドル二世（1818～1881）によって分離派共同体はすべて破壊されていたからだ。

かつて繁栄した共同体は崩壊して今は密林の中で眠っている。広大な原生林を掻き分けて探索すれば、破壊の跡を発見できるかもしれない。

「ヘリコプターで密林の中においてテントを張って一週間くらいかけて探しましょうか。但し銃を持っていかなければなりませんよ。熊や猛獣が密林の中に生息していますから。とても危険です」。

表 5 司祭派と無司祭派

	司 祭 派	無 司 祭 派
指導者	逃亡司祭 長老 信者	長老 聖書朗誦人
礼拝様式	古儀式	古儀式+頻繁な十字架と平伏
根拠地	ポーランドのヴェトカとスタロドゥップ ドン川とヴォルガ川下流域ウラル地方 コサック地方 大都市	ロシア北部 白海沿岸地方 ヴィーグ共同体 レークサ共同体
担い手	都市商人 コサック	商人 手工業者 修道士
倫理	禁欲倫理：勤勉 節約 誠実 二重道徳	禁欲倫理：勤勉 節約 誠実 二重道徳
経済・文化活動	商業活動	商業活動盛ん 漁業 運送業 教育施設 書籍出版

5. 古儀式派は政権と教権に抵抗したが 19 世紀初頭に和解した

古儀式派から生まれた司祭派は 19 世紀に政府と和解した。無司祭派は、今日にいたるまで存続している。

現在、ロシアには 20 以上の正教に関わる教団があるが、その大多数はロシア正教会である。2009 年 2 月 1 日からキリル I 世総主教（1946～）が即位し、ロシア人、ベラルーシ人、ウクライナ人の 95—97%はロシア正教会に属する。

司祭派には、以下の教会が属している。

- ・ロシア正教古儀式派教会

コルニーリー府主教を代表として信者数は約 100 万人。

教区は 180 以上。ルーマニア、南米、米国オレゴン州とアラスカ州、カナダ

- ・ロシア古正教教会

アレクサンドル総主教を代表として信者数は約 10 万人。

1947 年にはネクラソフ派のコサックが加入し、約 150 教区。

逃亡司祭を受け入れる派で 1920 年代に独自の位階制を確立した。

現在は独自に聖職者を養成している。

無司祭派には多くの教会が属し、主な教会は以下である。

- ・古正教パモーリエ派教会

モスクワ本部の信徒指導者の下に信者数は約 80 万人。

教会は 10 程度で多くの信者は祈祷所や個人宅で祈祷する。

バルト諸国、ベラルーシ、ポーランド、米国西海岸部にも信者を持ち、無司祭派最大の教派である。

- ・フェドセーエフ派教会

信徒指導者の下に推定約 1 万人の信者。かつては無司祭派最大教派であった。

政府の登記を回避し、結婚に否定的で原理主義的である。

- ・救世主派

1966 年以降代表者や中央組織はなく信者数は 3—4 万人。

ボルガ地方、ウラル地方、南西シベリアに散在。

17 世紀末から 18 世紀初頭に形成され、全ての教会機密の権威を否定する。

- ・教会堂派

中央本部はなく各共同体の長老が指導者であり 30 万人未満の信者数。

シベリア地方、旧満洲を中心に散在し、約 500 の教会数。

現地調査では、シベリア地方の 2 つの古儀式派教会を訪れた。

ハバロフスク市郊外の森にある倒れかけた木造教会が最初に訪れた古儀式派教会であった。八端の十字架以外の装飾がない。礼拝参加を拒否されたので日曜日の午後に訪問した。聖堂にはいると黒装束の大柄な司祭が、緊張した面持ちで我々を迎えた。

「私はキリスト教徒で、古儀式派についてこれまで研究してきました」と言って、古儀式派の歴史を概説すると、司祭は安心して満面に笑みを浮かべて「それなら礼拝に招待すべきでした」と語った。そして簡素なイコノスタス裏にある至聖所から次々と書物を持ってきて説明した。ニ

一コン典礼改革以前 16 世紀に編まれた祈祷書、聖書、讚美歌など、いずれも古いロシア語で書かれている。貴重な百章会議時代の書物である。

「最近になってやっと宗教の自由が現実化したために喜んでいる。春の復活祭には近隣から 1 千名近くの信者が来てここで礼拝した——」笑顔でインタビューに答えてくれた。

「あなたの生きる目的は何ですか」

「キリストへの信仰の中にひたっていくことです」真剣な目をして司祭は答えた。

次に、ウラジオストク市内では唯一の無司祭派の教会を訪問した。

木造で簡素な教会堂。ここも朽ち果てそうな造りであり、痩せた老女の信徒が応対してくれた。写真撮影は許されなかったが、老女の応答を録音に収めることができた。

社会主義時代とは異なり、今は信教の自由が与えられて宗教活動できるのがうれしい。後継者がいないために与えられるように祈っている。司祭が来年来ることになっている。

「あなたの生きる目的は何ですか」と最後の質問。

「キリストの福音に生き、福音を伝えることです」

老女は笑顔で答えて、古儀式派聖歌隊演奏の CD をおみやげにくださった。

古儀式派が生まれて 4 世紀を経ている。その大半が政府による迫害と逃亡と隠遁の時代であった。1990 年になって宗教の自由が許されても、古儀式派教徒は従来の生活をほとんど変えなかった。それが最近になってようやく現状を確かめて、公的に礼拝を行うようになった。

現地調査では、ウラン・ウデにあるセメイスキエも訪れた。18 世紀にポーランドからシベリアに移住させられた古儀式派の共同体である。それは、もはや勤勉に農作業に従事する古儀式派信徒の静かな宗教共同体ではなかった。その逆の、古儀式派の歌やダンスを観光客に披露して集金する賑やかな観光共同体になっていた。

資本主義社会に移行した現在、社会主義時代に従事していた農業では

生活できない。観光資源を開発して生き残るしかない。宗教文化を商品にして利潤を得よう。このような状況は、同じウラン・ウデのリンポチェ・バフシャ仏教センターやイヴォルギンスキー・ダツツァンのチベット仏教徒、さらに、トローイツコエ村のナナイ民族家庭やナナイ文化センターを経営するシャーマニズムのナナイ共同体にも共通していた。

「社会主義時代のほうが暮らし向きがよかった」とのナナイ人の言があった。

シベリア地方には今もレーニン像がさびしく建っていた。

6. 政教分離と反宗教闘争—1917年から1991年—

ビザンチンハーモニーによりロシア正教会は政権と「癒着」していた。したがって、ロシア革命にとり教会は「反動の牙城」であり「人民搾取の道具」であった。ソビエト憲法は欧米のそれと同様に政教分離をうたった。だが同時に、「反宗教闘争」もうたい、国家権力による教会迫害が厳しく実施されていった。教会に対する迫害は内戦期に厳しく、さらにスターリン（1879～1953）の大粛清期である1936年から1938年にかけては熾烈をきわめた。1930年代までに集団化に反対したとして、約6万人の聖職者が逮捕されて獄死し、5万以上の教会が閉鎖されるか破壊された。

1921年にソロヴェツキー修道院は政治犯を収容し処刑するラーゲリとなり、1930年代初頭には65万人の囚人が収容され、大半が処刑された。モスクワの教会は600から100に激減した。そしてナポレオン戦争勝利記念としてモスクワに建てられた救世主ハリストス教会は破壊されてプールになった。さらに聖職者の多くが処刑された。

このようなソビエト時代の教会迫害の歴史は長年非公開であったが、今日では、展示物として公然と提示されている。ソロヴェツキー修道院内の博物館、再建された救世主ハリストス大聖堂内記念館がその例である。さらに、日曜朝、特定教会の歴史を扱うテレビ番組においては、殉教した聖職者の生涯と教えを扱っている。教会の迫害の歴史が日常的に

提示されているのである。

「ソビエト時代、周りの人に知られないようにイコンを隠していた。近くの教会に行くのはとても危険であるため、遠くの教会へ行き、隠れるように洗礼を受けた」とインタビューに答える信者もあった。

1941年に始まる独ソ戦において、ロシア正教会は政権に協力して献金を集めて戦車などを国家に捧げた。このためスターリンは政府による教会迫害を緩和した。

7. ビザンチンハーモニーの復活と第三ローマ理念—1991年以降—

ゴルバチョフ（1931～）は1988年にピーメン総主教（1910～1990）にソ連政府が教会に対して行った過ちを謝罪し、1988年のロシア宣教千年祭を国家的祝祭として実施した。

1990年には「良心の自由と宗教団体に関する法律」「信教自由法」が制定され、プロテスタント教会が増加した。1991年のソ連崩壊後、しばらくは宗教的カオス現象にあったが、ロシア正教への回帰現象が確実に起きている。共産主義思想に代わるロシア正教の教え。

現地調査を踏まえ、ロシア全地域において、ロシア正教会は復興して信徒も増加していることが確認できた。教会堂の再建、新築がいたるところに見受けられた。教会にはみやげ店が数多く隣接しており、ほぼすべての施設において多くの観光客が見られた。世界遺産に選ばれた施設だけでなく、様々な種類のみやげ物が店に置かれ、歴史的教会や修道院は、観光地化している。

さらに、教会隣接の土産店には教会の歴史や聖職者の生涯に関する著書やDVDやCDやビデオ、金色に輝く什器、彩色豊かな写真、豪華本やイコンなどが所狭しと陳列されている。大規模なキリスト教書店もモスクワに何軒かあり、繁盛している。

政府から教会への公式の金銭的援助はないが、大統領は個人的に教会に献金しており、ロシア企業からも教会への献金があると答えた教会職員がいた。

帝政期におけるビザンチンハーモニーの復活現象も確認できる。

2000年のプーチン大統領就任式がモスクワのウスペンスキー教会においてアレクセイⅡ世総主教（1929～2008）の司式によって挙行されたことは、帝政ロシアのビザンチンハーモニー復活の典型である。その背景には正教によって国家を統一しようとするプーチン（1952～）の意図があると考えられる。

2001年にプーチンは「外国人宣教師は国家安全をおびやかす敵である」と述べ、ロシア正教聖職者による宗教教育が学校に導入された。

現地調査において、今日のロシアの宗教と政治の場面で「第三ローマ理念」を確認することができた。前総主教アレクセイⅡ世は「第三ローマ理念」を明言し、平和交流をロシア正教が推進することを唱導した。

ビザンチンハーモニーの復活と「第三ローマ理念」の存続——ロシア人は革命前の時代のロシア正教に確実にたちもどり、それを精神的よりどころにして新たな国家建設に向かっている。

最後に現今のロシアにおける政権と教権との関係について、問題点を2点指摘する。

第一に、憲法では政教分離が表明されているが、政治が宗教を利用する状況があるのではないかと。プーチンは2000年から2期8年にわたり第2代大統領に就任し、経済問題を好転させて国民の支持を得た。2008年からは首相となるが政治的実権を掌握している。その間、各宗教団体と交流している。現地調査で訪問したシベリアのユダヤ教センター、チベット仏教センターにもプーチンとの記念集合写真が掲げられていた。プーチンには国内の宗教団体を支持して政治の実権を掌握するしたたかさが想定される。

第二に、民族的な右翼系政治団体とロシア正教との結びつきが強くなりつつあるのではないかと。プーチンは大統領在任中にユダヤ財閥を敵視して攻撃した。反ユダヤ主義を標榜するパミヤチ等の右翼系政治団体の活動が活発化しているのもロシアの現状である。

歴史と現行の法律を緻密に研究し、それに実地調査で現状を確認する

ことにより、政権と教権との関係に関する問題を精査でき、その解決が希求できると考えられる。

II 現行憲法下の政教関係

1. はじめに

帝政ロシアは、農業的・共同体的な社会構造を基盤に、専制とロシア正教会との結合=癒着した政教関係にあった。このことは、1832年以降の帝政時代の憲法たる基本国家法上、ロシア正教は帝国の至高かつ支配的信仰であり、皇帝の信奉する信仰であること、皇帝は支配的信仰たるロシア正教の庇護者であることから窺うことができる(1905年革命後の帝政時代最後の憲法である1906年基本国家法は、従来の政教関係を受け継ぎつつ、臣民の信仰の自由を定めた)。1917年の2つの革命後成立し1991年末の崩壊まで続いたソビエト体制期において、政教関係は社会レベルでの反宗教闘争と国家レベルでの国教分離(=政教分離)政策の並立という当初の均衡が次第に前者に傾き、憲法上の政教関係と社会実態とが乖離する状況が長く続くことになった。つまり、最初のソビエト憲法である1918年ロシア共和国憲法は良心の自由と国教分離とを定めていたが、それは社会における反宗教闘争によって補完されるものであったのである(これを指導したのが政権与党である共産党であった。つまり、政府としては憲法上の原則である良心の自由と国教分離を尊重・保障する一方で、政党としては党綱領の原則である反宗教闘争を推進した)。その後、1936年、1977年に制定された連邦憲法(ロシア共和国では1937年、1979年に憲法制定)においても、上記二原則は維持されるが、その適用を含む社会実態は、後述する宗教団体を規制する特別法たる宗教団体会法が依然として効力を有していたこともあり、宗教団体や信者にとって好環境といえるものではなかった。このような状況は、ペレストロイカ末期の1990年にソ連邦及びロシア共和国(PCΦCP)において新たな宗教立法が制定されるに及び、宗教ルネサンスとも呼べる大きな変化を見せることになる(1992年に1979年ロシア共和国憲法の

改正がなされ、良心の自由と国教分離の二原則が従来どおり規定されるとともに、教育の世俗性、宗教・宗教団体の法の下での平等といった規定も置かれるようになった）。

1991 年末のソ連邦崩壊後、ロシア連邦は 1993 年に上記 1979 年憲法に代わる新たな憲法（ロシア連邦憲法）を制定した。この現行連邦憲法は、以下のような宗教関連規定を定めている。

表 6 現行憲法上の宗教関連規定

規 定	内 容
第 13 条	・ 宗教的不和等をもたらす社会団体の設立・活動の禁止
第 14 条第 1 項	・ ロシア連邦の世俗国家性 ・ 国家的宗教の禁止
第 14 条第 2 項	・ 宗教団体の国家からの分離 ・ 宗教団体間の平等（法律の前の平等）
第 19 条	・ 宗教への態度等に関わらない権利・自由の平等 ・ 宗教帰属等の特徴による市民の権利制限の禁止
第 28 条	・ 良心の自由、信教の自由
第 29 条	・ 宗教的憎悪・敵意等を煽る宣伝・煽動の禁止 ・ 宗教等の優越性の宣伝の禁止
第 59 条第 3 項	・ 信念及び信教を理由とする市民的代替業務の権利

1918 年に制定されたロシア共和国憲法以降のソビエト体制期の諸憲法が市民の良心の自由と国家からの教会の分離を規定する規定を有していたにすぎないことと比べると、現行憲法は多くの宗教関連規定を有している（なお、帝政時代最後の憲法である 1906 年の基本国家法は信仰の自由に関する 2 か条に加え、皇帝の信仰（ロシア正教とされる）・宗教行政機関等に関わる 5 か条を有していた）。このような宗教関連規定の増加は、現行憲法が良心の自由及び国教分離の問題に加えて、国家、市民、及び宗教団体をめぐるその他の問題にも法的関心を示すようになったことを意味している。このことは、国家と宗教（もしくは宗教団体）との関係についていえば、ソビエト体制期において、例えば 1918 年憲

法が国民に良心の自由を保障し、国家と教会、教会と学校の分離を制度化するだけにとどめ、社会において政党・団体が反宗教闘争を行ったり、信者・教会が布教活動を行ったりすることには干渉しないという中立的立場をとっていたことと対比される。

ソビエト憲法における良心の自由及び国教分離という2つの原則は、現行憲法も受け継いでいる。すなわち、第14条で憲法体制を制度的に保証する原則として世俗国家性及び国教分離を、また第28条で人及び市民の権利・自由として良心の自由を規定する。これらに加えて、現行憲法は上表に示された内容を有する規定を置いている。ここで、注意すべきは、第14条を含む第1章「憲法体制の原則」及び第28条を含む第2章「人及び市民の権利及び自由」の変更に関して、この憲法の定める手続き以外では改正されないという特別の改正手続きが必要とされていることである（第16条第1項及び第135条参照）。すなわち、立法府（議会）はこれらの規定について廃止を含む改正審議を行うことができず、連邦会議及び国家会議の議員定数の五分の三により、改正審議を提案することができるだけである。その場合、審議機関となるのは、そのために特別に召集される憲法議会である。

2. 国教分離原則

国家における国教分離を制度的に保障するために、現行憲法は、第14条において次のように規定する。

「1. ロシア連邦は、世俗国家である。いかなる宗教も、国家的な又は義務的な宗教として定めることはできない。

2. 宗教団体は、国家から分離され、また法律の前に平等である。」

第1項は、国家の世俗性を規定する。ロシア連邦を世俗国家とするこの意味は、国家機関や市民の上に立つ合法的な教会（宗教）権力が存在しないこと、教会（宗教）権力機構がいかなる国家機能も果たさないこと、国の職員は任意の宗旨・信仰を持つことを義務づけられないこと、国家が教会法規を国家法の法源と認めないこと、教会への財政支出を行

わないこと、などを意味する。

第 1 項後段は、いかなる国教も義務的宗教の存在も禁止する。この規定の背景には、次のようなロシアの歴史的体験があった。すなわち、一方で帝政時代における実質的な国教であったロシア正教を頂点とする宗教・宗派間の差別的・位階制的な社会構造のなかで、他方でソビエト時代における共産党の実質的統治のもとで反宗教的政策や共産主義イデオロギーによる思想統制により、人々の信仰や内心（良心）の自由が脅かされていた。

第 2 項は、国家と宗教団体の分離及び宗教団体の法律のもとの平等の 2 つの原則を定める（後述する宗教教育との関連で、教会・宗教と学校の分離が規定されていないことは注意すべき点である）。この規定は、西欧の民主主義的世俗国家の伝統に即した規定であり、国家の問題、宗教・教会の問題への一方で国家の側から他方で宗教・教会の側からの不介入、換言すれば、特に、宗教・教会問題における国家の中立性を意味する。

3. 良心の自由原則

一般に個人の精神的・内面的自由を保障する良心の自由について、現行憲法は第 28 条において次のように規定する。

「各人に対して、個人で又は他人と共同してあらゆる宗教を信奉し、又はいかなる宗教も信奉しない権利、宗教的その他の信念を自由に選択し、抱き及び普及する権利かつそれに従って行動する権利を含めて、良心の自由、信教の自由が保証される。」

上記規定から理解されるように、現行憲法は、良心の自由のみならず信教の自由を国民に保障しているが、後者はソビエト体制期の憲法では表現されていない。もっとも、ソビエト体制期の憲法、例えば 1977 年ソ連邦憲法は、良心の自由とは「あらゆる宗教を信仰するか又はいかなる宗教も信仰しない、宗教的礼拝を遂行するか又は反宗教宣伝を行う自由」として内容的には信教の自由を保障している（第 52 条）。憲法上

の規定からは良心の自由が概念的に信教の自由を含んでいることが理解される。現行憲法は、信教の自由を良心の自由のもとに規定・保障するというソビエト憲法とは異なり、内容的には関連しつつ概念的には必ずしも同義ではない2つの自由を明示することとした（そこには、広く宗教を尊重する姿勢を窺うことができる）。つまり、宗教及び宗教的信念に直接関わるこれら2つの自由はあらゆる宗教を信仰するか又はいかなる宗教も信仰しない、宗教的礼拝を遂行するか又は反宗教宣伝を行う自由として、まったく同一の意味を持つ概念ではない。良心の自由は、人間の良心に関わる自由として、換言すれば自らの良心（宗教的又は非宗教的を問わない）及び善悪の観念に従ってあらゆる行為を行う権利として、宗教を自由に信仰し、また任意の宗派に属する権利としての信教の自由よりも広い概念である（なお、信教の自由には宗教団体の自由な活動も含まれる意味で、集团的・組織的自由でもある）。

その後、憲法上の良心の自由原則は、1997年の連邦法律「良心の自由及び宗教団体について」第3条に反映されかつ詳細に規定された。ここで、憲法上の「良心の自由、信教の自由」が「良心の自由及び信教の自由」という表現に変わっている点は、2つの自由が概念的に同列的であることを意義づける、換言すれば信教の自由を強調することを窺わせる。

4. 連邦主体憲法

ロシア連邦は、すでに述べたように、現在、83のロシア連邦主体（以下、「連邦主体」と呼ぶ）によって構成される連邦国家である（連邦主体は、共和国、地方・州・連邦直轄市、及び自治州・自治管区に大別され、共和国が憲法、その他の連邦主体は憲章という基本法を制定している）。

上述した①世俗国家・国教分離及び②良心の自由（信教の自由）の保障という連邦憲法上の二原則に関連して、連邦主体レベルの憲法及び憲章が規定している原則を21の共和国憲法に即して見ると、次のように類型化することができる。第一に、連邦憲法と同様に①②ともに有するグループである。これには、アドゥイゲヤ、アルタイ、バシコルトスタ

ン、ダゲスタン、イングシェーチャ、カバルジノ-バルカリヤ、カラチャイェヴォ-チェルケシヤ、マリー-エル、モルドヴィヤ、タタルスターン、ハカシヤ、チェチニヤ、の 12 共和国が含まれる。第二に、ウドムールチャ共和国は①のみ有する。第三に②のみ有するグループとして、6 共和国（ブリャーチヤ、コミ、サハ（ヤクーチヤ）、北オセチヤ-アラニヤ、トゥィヴァ、チュヴァーシヤ）が存在する。最後に、①②ともに有しないグループとして、カルムィキヤ及びカレリアの 2 共和国が存在する。これらの共和国について若干付言すると、カルムィキヤ共和国は、その憲法（正式名称はステップ法典）第 3 条でロシア連邦憲法に則して人及び市民の権利・自由が認められかつ保障されると規定する。またカレリア共和国憲法も第 2 条で同趣旨の保障をしている（ちなみに、カレリア共和国は 2010 年に現行憲法に改正されるまで①②ともに有していた）。

このように、共和国レベルにおいて、国教分離と良心の自由という連邦憲法原則は、その保障形式に異同があるにせよ、ロシア連邦全土においてほぼ保障されていると言うことができる（自治州その他の連邦主体には言及しなかったが、プーチン政権下での連邦全土における集権的連邦制確立の一環としての統一法圏の形成の結果、連邦原則がこれら連邦主体においても実現される）。

第 2 節 宗教団体制

I 宗教団体の法的地位

1. ソビエト体制期

1917 年 10 月革命直後のソビエト体制において、宗教団体は帝政時代に保持していた実質的な国教たる地位とともに、多くの特権を剥奪された。つまり、ロシア革命直後の 1918 年に制定された国教分離布告は、信者を含む市民の良心の自由を保障する一方で、国家と教会及び教会と学校の分離を実現した。それに加えて、宗教団体に対して財産権及び法人権を否定した（第 12 条）。聖職者や信者が宗教団体に代わって様々

な法関係の当事者となったのである（1922年制定の РСФСР 民法典は総論第二章「法主体（人）」で病院、学校などが国家登録により私法人となりうる旨規定するが（第15条）、宗教団体への言及はそこにはない）。

その後のソビエト体制、特にスターリン体制のもとで宗教的抑圧が強まるなか、宗教団体は社会活動から排除されいわば礼拝堂の内での活動のみに制限されたように、社会における法関係の主体とは認められなかった。それ故、宗教団体の新たな規制のために1929年に制定された宗教団体法（ВЦИК・СНК 決定「宗教的結社について」）も、宗教団体の法人権を否定したのである（第3条第3項）。同法は、上記国教分離布告にはなかった宗教団体の活動のための国家登録制度を規定した。しかし、1975年には同法の改正により、宗教団体は所定の法律手続きに則って一定の宗教用財産を取得・購入する権利を認められることになった。つまり、宗教団体は、従来どおり法人たる地位を否定されながらも、例外として財産権を部分的に認められることになったのである（従って、1964年の新 РСФСР 民法典は、1922年民法典同様、宗教団体を法人とする規定を置かなかった）。これは、1970年代半ばのブレジネフ政権と西欧諸国とのヘルシンキ宣言に象徴される人権外交がこの時期の宗教・宗教団体政策に一定の好影響を及ぼしたことによるものと考えられる。

その後、憲法上の良心の自由原則は、1997年の連邦法律「良心の自由及び宗教団体について」第3条に反映されかつ詳細に規定された。ここで、憲法上の「良心の自由、信教の自由」が「良心の自由及び信教の自由」という表現に変わっている点は、2つの自由が概念的に同列的であることを意義づける、換言すれば信教の自由を強調することを窺わせる。宗教団体の法的地位に対するこうした制限的状況が改善されるのは、ペレストロイカ期に入ってからのことであった。つまり、1990年10月のソ連邦法律「良心の自由及び宗教組織について」は、宗教団体は自己の規則を関係機関に登録したときから法人と見なす（法人たる権利能力を有する）とした（第18条）。また同月の РСФСР 法律「信教の自由について」も同趣旨の規定を置いた（同法第18条参照）。このことは、1991年制

定のソ連邦法律「ソ連邦及び各共和国の民事法の原則」は、宗教団体は非営利の法人として組織することができる」と規定し（第 11 条、第 18 条第 3 項）、宗教団体の非営利法人たる法的地位として確認されたのである。そして、ソ連崩壊後の 1994 年に制定された新生ロシアの新民法典も、以下に述べるように、これを踏襲したのである。

2. 現行民法典上の法的地位

1994 年制定の現行民法典は、第 2 章「法人」において、「法人として認められるのは、独立の財産を所有、経営又は運営し、かつ自らの責任によりこの財産に責任を負い、自らの名において財産上の権利及び私的な非財産上の権利を取得及び行使し、訴訟において原告及び被告となる義務を負う組織である」と定義したうえで（第 48 条第 1 項）、営利及び非営利の二種の法人類型について定める（第 50 条）。宗教団体（民法典上は「宗教組織（宗教団体）*религиозные организации (объединения)*」と表現される）は、非営利の法人として認められるが（第 48 条第 3 項、第 50 条第 3 項）、そのためには法人登録をしなければならない（第 51 条）。なお、民法典上の法人としての「宗教組織（宗教団体）*религиозные организации (объединения)*」概念に関連して、1997 年制定の連邦法律「良心の自由及び宗教団体について *О свободе совести и о религиозных организаций*」は、法人登録をした「宗教団体 *религиозные объединения*」を「宗教組織 *религиозные организации*」と表現して、国家登録をしないで活動する宗教団体としての「宗教集団 *религиозные группы*」と区別する。

このようにして、宗教団体は自らの財産に基づいて、非営利法人として様々な社会分野において活動する。以下では、宗教団体規制の特別法である連邦法律「良心の自由及び宗教団体について」に即して、民法等による一般的法規制との関連も考慮しながら、これら活動の法規制の若干について概観する。

II 具体的法規制

1. 財産関係

連邦法律「良心の自由及び宗教団体について」は、第 3 章「宗教組織の権利及び活動条件」において、国家登録を行った宗教団体すなわち宗教組織に対して、財産権・所有権を保障している（それとともに教育活動・企業活動などの活動を行う権利も保障しているが、これらについては後述する）。

まず、宗教組織は、「建物、地所、生産的・社会的・慈善的・文化・啓蒙的その他の目的の対象物、宗教的物品、資金、並びに歴史・文化記念碑に関わるものを含む、宗教組織の活動を保障するために必要なその他の財産」を所有することができる（第 21 条第 1 項）。要するに、宗教組織は、宗教活動を行ううえで必要な財産を所有できるとされた。そして、これらの財産は、自らの資金、寄付あるいは国等からの返還により、新たに取得・形成することも認められている（同条第 2 項）。

さらに、宗教組織は、上記財産に加えて、「国又は地方自治体の所有する地所付き礼拝用建物及び工作物並びにその他宗教目的の財産」についても所定の手続きにより無償で譲り受けることができるとされ（同条第 3 項）、その実現のために、土地法典は 2004 年改正において、「国又は地方自治体の所有する土地に存する宗教的及び慈善的用途の建物、建築物、施設を所有する宗教組織に対して、当該土地を無償で所有させるものとする」と規定した（第 36 条）。ここで使われている「所有させる」という表現は曖昧で、必ずしも所有権を意味するのではなく、占有権的な意味も含まれていることに注意しなければならない。2010 年制定の連邦法律「国又は地方自治体が所有する宗教用財産の宗教組織への譲渡について」はこの点を明確にし、「所有又は無償使用」の二類型において国・地方自治体所有の宗教用財産を宗教組織に譲渡することを定めた（同法律第 1 条、第 4 条）。すなわち、国・地方自治体が所有する宗教用財産を宗教組織に譲渡する場合、所有権移転又は使用権（無償使用）設定によって行うものとされたのである。ソ連崩壊以降、宗教組織は、国・地方

自治体が所有する宗教用財産を「実質的」な所有者として有償・無償、無期限・期限付きで使用してきた（「返還」を受けてきた）が、この法律により、「法的な」所有者と認められることになったのである。

2. 刑法関係

宗教団体は、自らの活動や宗教儀式の遂行について刑法上の保護を受ける（刑法典第 148 条）。また、市民による宗教的憎悪や敵意からも保護される（第 63 条等第 1 項 e 項。なお、この規定に基づく当局による行き過ぎた保護は、いわゆる「禁止された芸術・2006」展覧会事件判決（2010 年 7 月 12 日モスクワ市地区裁判所により罰金刑判決）に見られるように、芸術表現活動の検閲もしくは抑圧という問題を生んでいる）。他方で、宗教団体が自らの設立趣旨を逸脱して、市民に暴力を加えたり、同じく市民の健康を損ねたりした場合（刑法典第 239 条）、憲法体制の原則や国家安全を脅かすような過激主義的活動を行ったりした場合（刑法典第 282 条の 1 及び同第 282 条の 2）には、刑法上の責任を問われることになる。その際、こうした規定が特定の宗教団体に恣意的に適用されることにより当該宗教団体の活動が制約されるといった実務上の問題が生じる場合がある。この点は、宗教団体を含む広く社会団体の「過激活動」を取り締まる 2002 年 7 月 25 日連邦法律「過激活動の防止について **О противодействии экстремистской деятельности**」の運用についてあてはまる（例えば、2009 年 9 月 11 日のロストフ州裁判所決定及び同年 12 月 8 日ロシア連邦裁判所民事合議部決定は、宗教団体「エホバの証人」が配布する一部宗教文献を「過激文献」に指定した。またそれと関連して、リペツク州では、州検事がエホバの証人の日常的な宗教活動に対して警告を行ったことが報告されている）。司法省が公表している同法違反を理由に解散又は活動停止の裁判所決定を受けた非営利組織のリスト（全 28 組織）には、7 宗教団体（宗教組織、宗教運動を含む）が含まれている（http://minjust.ru/nko/perechen_zapret, 2012.01.21 閲覧確認）。

3. 労働（雇用）関係

法人たる宗教組織（団体）は、自らの規則に基づいて組織を維持・運営するために、例えば、教会などの礼拝施設その他の建物の修理・修復、祈祷書・ロウソクなど様々な宗教用備品の製造・販売など、様々な職種に従業員を雇用している。連邦法律「良心の自由及び宗教団体について」は、宗教組織が労働協約（契約）に基づいて従業員を雇用することを認め、詳細については連邦労働法に委ねている。これを受けて、ロシア連邦労働法典（2001年12月30日制定）は、宗教組織で働く従業員の労働関係の特殊性を考慮した規制を行っている（第54章「宗教組織の従業員の労働規制の特殊性」参照）。

労働法典によると、「労働契約の当事者の権利及び義務は、ロシア連邦憲法、この法典及びその他の連邦法律に抵触することのない宗教組織の内部規則の定める特殊性を考慮して、労働契約によって定める」と定められる（第343条 宗教組織の内部規則）。そして、労働契約には「この法典及び宗教組織の内部規則に従い、従業員及び雇用者としての宗教組織にとって本質的な条件を含めるものとする」（第344条第3項）。特に労働時間に関しては、「宗教組織の内部規則の定める儀式又はその他の宗教組織の活動の遂行体制に基づき」、労働法典の設定した通常の労働時間を考慮して決定されるとしている（第345条）。給料等の労働条件は労働契約に定められているが、これらをめぐって従業員と紛争が生じたときには、労働契約に従い当事者同士で自主的な解決が期待されるが、期待されなくなった場合には、裁判所の審理に委ねられることになる（第348条）。

このように、労働法典は、宗教組織をその特殊性を考慮しながら、一般労働法の規制下に置いている。その際、上記宗教組織の特殊性と一般的労働法の目的とをいかにして調整するかが、この分野での法規制上の問題として考慮されなければならない。

4. 教育関係

教育活動は宗教団体の活動のなかでも古くから重要な活動として位置づけられ、それ故様々な問題を提起してきた。帝政時代、宗教団体、とりわけロシア正教会は実質的国教会的地位にあって国の教育政策（特に初等教育）に深く関わり、絶大な影響力を行使してきた。これを排除したのが 1918 年の国教分離布告である。教会からの学校の分離原則のもと、学校における宗教教育を禁止する（第 9 条第 2 項）一方で、市民の私的宗教教育の自由を保障した（第 9 条第 3 項）。宗教団体は、宗教教育の主体となることを否定されたのである。ソビエト体制期を通じて、宗教団体は教育問題、宗教教育への関与を著しく厳しく制限されたのであった。ソビエト体制末期のペレストロイカ期に制定されたロシア連邦法律「信教の自由について」ですら、公教育の世俗性原則を謳っていた。ソ連邦崩壊後のロシア連邦においてもこの原則は基本的に引き継がれた（1993 年連邦憲法は、上述したように、国家と宗教団体の分離を掲げるとともに、市民の教育を受ける権利を保証している）。

現行教育法（1996 年制定）は、国公立の教育機関（施設）における教育の世俗性原則を掲げる一方、登録宗教組織（団体）に対して非国立の教育機関（施設）を創設する権利を認めた（なお、「国公立の教育機関(施設)」における「国立」とは連邦又は連邦主体による設立、「公立」とは地方自治体による設立を、それぞれ意味する）。これにより、宗教団体は教育施設を創設して、宗教教育を行うことが可能になった。この点をより詳細に具体化したのが、1997 年の連邦法律「良心の自由及び宗教団体について」である。国公立学校における世俗教育という原則のもと「単独もしくは他人と共同して、自らの選択した宗教教育」を受ける権利を市民に保証し、宗教団体は、そのための教育機関（施設）を設立する権利を認めた。それとともに、国立及び地方自治体立の学校において、一定の条件で宗教組織は、当該学校の子どもに対して教科課程外で宗教教育を施す機会を与えられることになった（これは、1999 年 6 月 4 日の連邦教育省書簡で具体化された）。

プーチン政権発足直後、世俗の大学における「神学」科目の導入（2000年2月）や高等教育機関における「宗教学学士」「宗教学修士」の学位認定（2000年3月）、職業（専門）宗教教育機関の教育活動の認可（2000年11月）などが実施された。また国公立学校に「正教文化の基礎」科目を導入する試みもなされ、メドヴェージェフ政権の2009年に、「正教文化の基礎」を含む宗教科目を選択科目として一部連邦の学校で実験的に導入することが決定され、2010年度新学期から実施された。そして、2012—2013年度には連邦全土で実施されることになった。

このように、宗教団体の教育活動の範囲は拡大し続け、例えば宗教教育については、初等から高等までの国公立教育機関全般において聖職者が教師として必修科目として宗教教育を行う一歩前まで及んでいるように思われる。

5. その他

上述の法規制以外に、連邦法律「良心の自由及び宗教団体について」は、宗教組織の慈善活動及び文化-啓発活動（第18条）や国際交流活動（第20条）を認めている。

慈善活動について、宗教組織は、直接に、又は病院、救貧院等を組織して経済的困窮者や自然災害等の被害にあった人の救済活動等を行うことができるとしている（これは、文化-啓発活動には、「自らの規則上の目的及び任務の実現のため」及び「連邦法に従って」という条件が付されていることと相違する）。なお、慈善組織及びその活動については1995年8月制定の連邦法律「慈善活動及び慈善組織について」のもとで規制されているが、同法は、慈善組織をもつばら慈善活動を目的として組織された非政府・非営利組織である（第6条）と定義し、これに該当しない宗教組織（宗教団体）それ自体を規制対象とはしていない。

また宗教組織は、聖地巡礼（Паломничество）、海外留学、国際行事への参加などに関連して、国外での活動や国外組織などとの交流が認められている。このうち、聖地巡礼との関連で、国内外の旅行全般を規制

している連邦法律「ロシア連邦のツーリズム活動について」（1996年11月制定）を改正して、聖地巡礼等の宗教的ツアーに何らかの特恵を付与すべきとの意見が宗教界や世論の一部から提起されている。こうした議論の背景には、現在、聖地巡礼に関わる諸サービスについて免税措置がされず、付加価値税が課されている状況が存在する。

Ⅲ 宗教団体規制機関

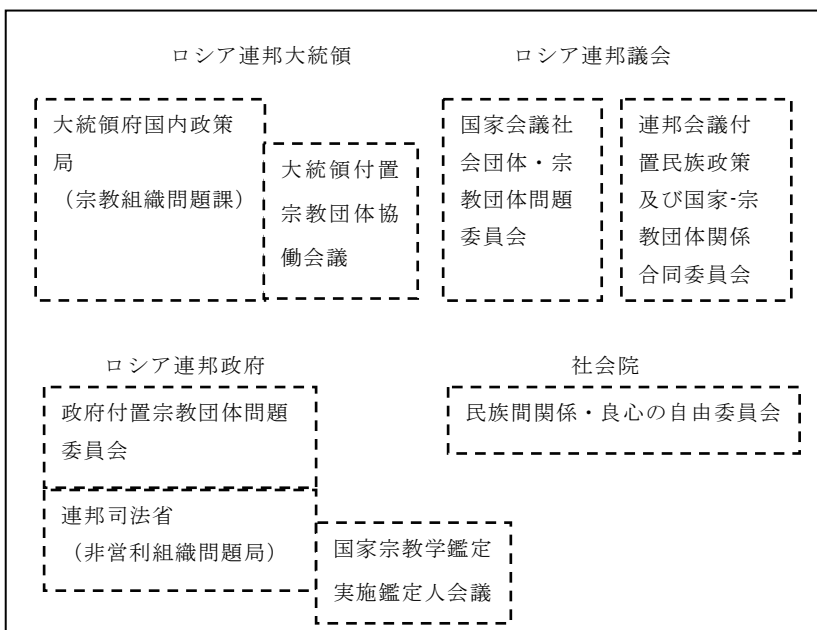
1. 概観

1918年1月の国教分離布告制定後、宗教団体規制は司法人民委員部（司法省の前身）が行っていたが、1929年に新たな宗教立法が制定されたことと関連して、全ロシア中央執行委員会幹部会に「礼拝問題委員会 Комиссия по вопросам культов при Президиуме ВЦИК」（1929-1934）が設置された（1934-1938年の間、ソ連邦中央執行委員会幹部会付置礼拝問題委員会）。その後第二次世界大戦中に、上記機関に代わって政府内に特別機関（1943年のロシア正教会問題会議及び1944年の宗派問題会議）が設置された。1965年の上記立法の改正と関連して、これらはソ連邦内閣付置宗教問題会議に統一された。この機関は、その後ペレストロイカ期の1991年に廃止されるまで、連邦構成共和国、自治共和国、地方及び州における全権代表を通じて、ソ連邦全土において宗教団体の登録認可及び取消、礼拝用建物等の開設・閉鎖の許可権限、並びに宗教団体による法令遵守を監督・監視する権限を包括的に行使してきた。

ソ連崩壊後のロシア連邦は、当初、こうした強大な権限を有する集権的機関を否定するのみならず、いかなる宗教団体規制機関も設置しなかった。しかし、ロシア社会の宗教的活性化状況のなかで宗教及び宗教団体を規制する機関の必要性が次第に認識され、連邦の様々なレベルで宗教行政を司る機関が設置されるようになった。このことは、現代ロシアにおける宗教行政は組織化・体系化されていないといわれる一因ともなった。宗教団体を規制する機関が連邦レベルの国家権力体系に散在する

ことになったため、それらのうちどれが統括機関であるのかが曖昧となり、一貫した体系的な規制が困難となった。また連邦レベルの機関と連邦主体レベルの機関との権限関係が必ずしも明確でなく、組織的連携も不十分な状況にあった。このような状況における問題点が認識され、今日では、連邦行政機構の改革及び連邦と連邦主体の権限関係の明確化のプロセスのなかで、宗教団体規制にあたる行政機関の集権的な組織化がはかられ、今日に至っている。

図 1 連邦レベルの機関



現在、連邦レベルにおいて宗教・宗教団体に関わる問題を扱う主要機関を図示したのが上図である。大統領のもとに宗教団体協力会議が設置される。宗教団体との協力・協働その他の諸問題を扱う機関が連邦大統領のもとに置かれることはソ連崩壊後しばらくなかったが、1994年3月に大統領行政府政党・社会団体協働課が創設され、これが対宗教団体

関係の問題も扱った。しかし、この機関は同年 8 月には廃止され、翌年 8 月、「ロシア連邦大統領と宗教団体との相互関係及び社会の精神文化の向上に関する問題を事前に審議しました大統領への提案を準備する」ことを目的とする諮問機関として新設されたのが、宗派の代表を含む 16 名の委員で構成される大統領付置宗教団体協働会議である（これ以外に、大統領府には内部機関として「大統領府国内政策局」が置かれている）。

連邦政府は「宗教団体問題委員会」を行政機関と宗教団体との調整をはかる機関として設置し、同じく政府機構内の司法省は、広くその内局である非営利組織局を通じて宗教団体の登録・指導等の問題を含む宗教行政を所管する。これと関連して、司法省内に国家宗教学鑑定実施鑑定人会議が宗教学鑑定を扱う諮問機関として設置されている。

立法機関たる連邦議会も宗教問題に関わる機関を設置している。すなわち、国会会議では社会団体・宗教団体問題委員会が、連邦会議では民族政策及び国家・宗教団体関係合同委員会がそれぞれの常任委員会として宗教問題を扱っている。前者には委員会諮問機関として専門家会議も付置されている。

「社会院 *Общественная палата*」は市民、社会団体、非営利組織の自主的参加により組織される機関であるが、市民の信教の自由の実現、宗教分野における非政府組織の活動の調整、あるいは国の宗教立法政策への社会参加のなどの問題について活動する特別の委員会を設けている。また図にはないが、「人権全権代表」といった宗教問題を含む人権保障問題全般を扱う機関も、独立機関として存在する。

ロシア連邦を構成する各連邦主体レベルにおいても、後述するように、独自の組織化がなされているが、近年では連邦レベルに即した一元化傾向を組織及び権限の面で指摘することができる。

以下では、上図機関のうち連邦政府に置かれている 3 つの機関と、連邦主体レベルの機関としてタタルスタン共和国に置かれている 2 つの機関について概説する。

2. 政府付置機関

(1) 政府付置宗教団体問題委員会

ソ連邦時代に広く宗教行政権限を行使して宗教団体を統制・監督してきた政府付置の宗教問題会議への反省から、崩壊後の新生ロシアにおいて、しばらくは政府内に宗教行政機関が置かれることはなかった。しかし、その後のロシア社会におけるいわゆる宗教ルネサンスと呼ばれる宗教的活性化を背景にして、1994年5月、宗教問題委員会（Комиссия по вопросам религиозных объединений при Правительстве Российской Федерации）が、「礼拝用建物その他の財産の宗教組織への譲渡問題を含む国家と宗教団体の関係分野において生じかつロシア連邦政府の権限にかかる諸問題を審議する目的で」政府内に設置され（連邦副首相を委員長とし、モスクワ政府及びロシア科学アカデミーを含む連邦省庁派遣の委員23名から構成される）、その基本的任務は、①宗教団体の活動と関連し、かつ、連邦政府による解決を要する諸問題を規制するための提案を準備すること、②国家と宗教団体の相互関係の分野に関わる諸問題について政府による情報・分析活動を保障すること、並びに③連邦政府と宗教団体とのコンタクトの実現を支援すること、とされた（1994年7月9日ロシア連邦政府付置宗教団体問題規程第1条、第3条）。「礼拝用建物その他の財産の宗教組織への譲渡」を含む問題とされているが、この問題の解決こそが委員会の創設の目的であった（1994年5月6日連邦政府決定「連邦所有にかかる礼拝用建物その他の宗教用財産の宗教組織への譲渡手続きについて」）。その意味で、宗教団体問題会議が有していた登録を含む宗教団体に対する監督機能を遂行することは、委員会の目的とは考えられていなかったことが窺える。

2006年、上記委員会は「国家と宗教団体の関係分野において生じる諸問題を審議する目的で創設される調整機関」に改組された（2006年7月15日ロシア連邦政府決定「ロシア連邦政府付置宗教団体問題規程」第1条。なお、委員会は、第一副首相を委員長とし、政府・大統領府官僚16名、連邦議会議員4名、モスクワ市副市長1名、メディア関係者2名、

学者 2 名の全 26 名で構成される)。それに伴って、上記基本目的③は「宗教団体との相互関係の分野における諸執行権力機関の活動の調整」と変更されるとともに（同規程第 3 条）、これら基本目的に基づいて、宗教組織の文化・啓蒙計画等への援助や財政支援ととった新規機能を含む、委員会の権限にかかる分野において執行権力に対する調整的・体系的機能を広く遂行する機能を担うものとされた（第 4 条）。

2006 年規程が委員会の性格を調整機関として明確にする規定を新設したことに合わせて、委員会は宗教組織に対して統制的及び指令的機能を持たない旨の規定も新設された（第 6 条）。上述したように、改正前の委員会は宗教財産譲渡問題を解決するために実務的性格を持った委員会として創設されたが、その後制定された規程上は、その問題を含む国家と宗教団体との関係で発生するより広い問題の解決を目的とする委員会とされたが、その際の委員会の性格をどのように規定するかについては不問に付していた。この点について、上記規定は、ソビエト体制時代の宗教団体問題会議との違いを明確にしたものといえる。

また委員会の会議に関して、改正規程は、統括宗教組織の代表を招いて開催されると規定する（第 10 条第 3 項）。これは、必要な場合に關係宗教団体の代表を招いて開催されると規定する旧規程（第 5 条）と比較すると、重要な問題を含んだ改正といえる。すなわち、第一に、宗教関係者の招聘は任意ではなくなったことである。第二に、招かれる宗教関係者が会議での議題に關係する宗教団体の代表ではなく、統括宗教組織に限定されたことである。

(2) 司法省非営利組織局宗教問題課

宗教団体の登録・監督を含む広く宗教問題を所管する行政機関として、政府に置かれる司法省が存する（なお、ロシア連邦では、大統領-政府の二元的行政構造のもと、大統領指導の省庁と政府指導の省庁とが存在するが、司法省は、首相ではなく大統領の指揮下にある）。政府機関が宗教問題を扱う例は、すでに 1917 年 10 月革命後のソビエト政権下の司法

人民委員部（1946年に司法省と改称）において見られる（厳密には、「清算課 Отдел Ликвидационный」—1923年には「礼拝課 Отдел культа」と改称—が国教分離布告の実施を監視する部局として設置された 1920年以降である）。

さて今日、司法省は、司法省規程（2008年7月14日改正）によると、国際組織及び外国非営利非政府組織の支部、社会団体、政党並びに宗教組織を含む、非営利組織の登録分野における政策立案及び執行や、これらの団体・組織に対する監視・監督といった機能を遂行する執行権力機関である。そして、国際組織及び外国非営利非政府組織の支部、社会団体、政党並びに宗教組織を含む、非営利組織の国家登録に関わる活動の組織を行うことが、司法省の基本的任務の1つとされている。

上記目的遂行のための具体的業務を遂行する機関が、「非営利組織問題局 Департамент по делам некоммерческих организаций」（以前は、社会団体・宗教団体問題局と呼ばれていた）である。この局は局長及び4副局長のもと、8課体制をとっている。非営利組織問題局は、①宗教組織を含む非営利組織の国家登録に関する実施案、統一国家登録簿への変更処分案、外国宗教組織の取扱い案などの作成及び省上層部への提出、②宗教組織の国家登録に際して宗教鑑定の実施の組織化、③連邦内に開設した外国宗教組織の代表部の証明書発行、④宗教組織を含む非営利組織の検査実施案の作成、宗教組織の目的及び活動についての自らの規則遵守に対する監督、⑤宗教組織の活動停止処分案の作成・省上層部への提出、⑥法律に定める要件に従って宗教組織を含む非営利組織に対する警告処分案の準備・省上層部への提出、⑦外国宗教組織の代表部の閉鎖(活動停止)登録案の作成、⑧宗教組織を含む非営利組織の解散、活動停止認定及び国家統一法人登録簿からの削除にかかる訴訟のための準備書類の作成、⑨宗教組織を含む非営利組織の法人国家登録簿の管轄、⑩過激活動を行う社会団体・宗教団の一覧の作成・公表や、またこれらの過激団体としての解散・活動停止措置の裁判所による免除一覧の作成・公表、といった課題に取り組む。

これら課題を具体的に所管する局内担当課が「宗教組織登録・監督課 Отдел регистрации и контроля религиозных организаций」である（最近 [2010 年 4 月頃] まで、「宗教組織問題課 Отдел по делам религиозных организаций」と呼ばれていた）。この課の具体的任務などは不明であるが、改組前の宗教組織問題課については、2004 年 10 月 13 日付ロシア連邦大統領令により、以下のような機能を遂行するものとされていた。

- ・登録決定案の作成
- ・宗教組織の国家登録の際の国家宗教学的鑑定の実施
- ・統一法人国家登録簿の管轄にかかる機能を遂行するうえで必要な情報及び文書の権限機関への送付
- ・宗教組織による活動の目的及び手続きに関する自らの規則の遵守に対する監督
- ・宗教組織の検査実施に関する決定案の作成
- ・宗教組織の活動停止に関する決定案の作成
- ・ロシア連邦法に規定された場合の宗教組織宛の警告案の準備
- ・宗教組織の解散、宗教組織の法人としての活動停止の承認並びに統一法人国家登録簿からの削除に関する訴状の準備
- ・外国宗教組織代表部、並びに司法省に登録されたロシアの宗教組織のもとに開設された外国宗教組織の閉鎖に関する決定の準備
- ・宗教組織の国家登録及び監督に関する紛争をめぐる裁判における司法省の代理

(3) 国家宗教学鑑定実施鑑定人会議

広く宗教団体の規制を目的として宗教団体の規則、設立・活動等に関わる文書、活動などについて宗教学的観点から鑑定を行うことは、第二次世界大戦後のソビエト時代においてすでに行われていた。すなわち、1956 年にソ連邦内閣のもとに情報、協議及び鑑定センターとして設置された宗教団体問題会議は、国家機関や裁判所の求めに応じて、鑑定意見

を提出する権限を与えられていた。ペレストロイカ期の 1990 年に制定されたソ連邦法律「良心の自由及び宗教組織について」は内閣に情報、諮問及び鑑定センターとしての「ソ連邦国家宗教問題機関」（後に、ソ連邦内閣付置宗教問題会議と呼ばれる）を創設し、その中に、宗教学者、宗教組織の代表、人権問題専門家からなる鑑定会議を設けて、国家管理機関や裁判所の求めに応じて公的な鑑定意見を行った。ロシア連邦においては、ソビエト連邦末期の 1990 年に制定された РСФСР 法律「信教の自由について」が、РСФСР 最高会議良心の自由、信教、慈悲及び慈善委員会のもとに、宗教団体、社会組織、国家機関、宗教学者などから構成される鑑定・諮問会議（**Экспертно-консультативный Совет при Комитете Верховного Совета РСФСР по свободе совести, вероисповеданиям, милосердию и благотворительности**）を設置し、これに法律鑑定及び宗教学鑑定を実施する機能を持たせた（第 12 条）。宗教団体が会議の構成員になったことは、それが事実上国家権力を担うことにより、委員会を通じて国の宗教プロセスを規制するようになった、換言すれば、帝政時代の宗務院の機能を持つことになったことを意味したといわれる（**С.Ю.Садченко, Отношения государства и религиозных организаций в России. Волгоград, 2010,стр.101**）。ソ連邦崩壊後の現代ロシアにおいて、1997 年の連邦法律「良心の自由及び宗教団体について」は、登録権限を有する国家機関は宗教組織の国家登録時に提出された一連の文書について国家宗教学鑑定を実施することができるのと同時に、その手続きについては連邦政府が決定するとした（第 11 条第 8 項）。この規定を承けて、ロシア連邦司法省及び同地方機関が宗教組織の国家登録を行う場合の国家宗教学鑑定の実施手続きを定めた政府決定「国家宗教学鑑定実施手続きについて」が翌 1998 年 6 月に公布され、その実施機関として国家宗教学鑑定実施鑑定人会議が同年 10 月の司法省令により同省に設置されることになった。

1998 年 6 月の政府決定及び 10 月の司法省令は、2009 年 3 月の司法省令「国家宗教学鑑定の実施手続きについて」により改正（一本化）さ

れた。その際、①鑑定実施時期及び対象の拡大及び②鑑定実施機関の集権化に向けた重大な変更がなされた。すなわち、①についていえば、当初宗教組織の国家登録時の文書が鑑定対象とされたのに対して、改正後は、常時、そして設立関連文書の他に、祈祷その他の宗教儀式及び祭祀、宗教文献文書等の他に、教義に基づく活動など対象とされた。②についていえば、改正前は連邦登録庁付置の鑑定人会議が主たる鑑定実施機関とされ、必要な場合には連邦主体執行機関が設置する鑑定人会議に意見を求めることができるとされていた。それに対して、改正後は、連邦司法省及び連邦主体局に置かれる連邦鑑定人会議及び連邦主体局鑑定人会議に限定された結果、連邦主体による鑑定実施機関設置が求められなくなった（実際、改正省令公布後、各連邦主体に設置されていた鑑定人会議は相次いで廃止され、照応する司法省連邦主体局の鑑定人会議がこれに代わって創設された）。こうした変化から、宗教鑑定機能を重視しそれを連邦国家権力に一元化しようとする傾向を窺うことができる。

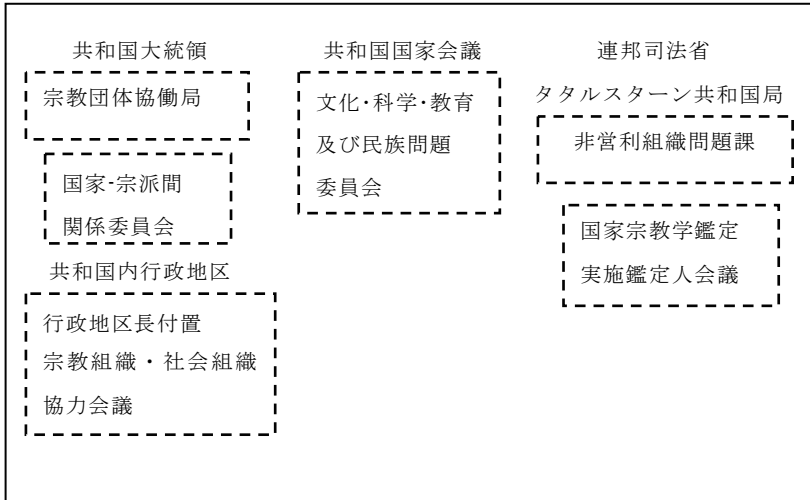
さて、国家宗教学鑑定実施鑑定人会議は一般に宗教問題に通暁する 24 名により構成されている。より具体的・職業的観点で見ると、学者・大学関係者が過半数の 13 名（特定宗派設立の大学教員を含む）を占め、その他は官僚及び政治家が 6 名、宗教関係者が 4 名である（宗教雑誌編集者 1 名を含む）。この点を発足時の 1998 年の会議構成で見ると、全 18 名で、学者・大学関係者が 11 名、官僚が 3 名、在野の宗教問題専門家が 1 名という構成であった。学者・大学関係者が主要な構成メンバーであることは変わらないが、その比重は低下している。官僚・政治家は絶対数で倍増し、比重も高くなった。そして最も顕著な変化は、宗教関係者が会議のメンバーに加わったことである（この点は、会議運営の公正に関して問題視されている）。

3. 連邦主体レベルに置かれる機関（タタルスタン共和国）

連邦主体レベルに置かれ宗教・宗教団体に関わる問題を扱う機関として、通常、①連邦主体独自の機関と②連邦機関の地方出先機関の二種類

が存在する下図は、タタルスタン共和国について示したものであるが、共和国内の行政地区においても、宗教・宗教団体問題を扱う機関が存在している。以下では、上記①②について概観する。

図 2 タタルスタン共和国の機関



まず①について、タタルスタン共和国においては、宗教行政は長らく政府（=内閣）が担い、具体的には共和国内閣の特別機関である宗教問題会議（1996年創設）やその後継である宗教問題局（2009年改組）が所管していた。

内閣付置宗教問題局は、長官及び副長官のもと、行政・経済部並びに組織・分析課及び行政・経済課の1部2課体制の機関である。同局は、宗教及び宗教団体との関係における国家政策の実現権能を行使するための特別権限を付与された執行国家権力機関であり、宗教及び宗教団体との関係における国家政策実現問題に関して、諸執行機関の活動の調整という基本的機能の遂行に対して責任を有する。2009年3月19日付タタルスタン共和国内閣決定で承認された宗教問題局規程によると、同局は、宗教団体との協力分野における国家政策を実現すること、及び様々な宗

派間の相互理解及び寛容の強化の支援を基本的任務とする。

宗教問題局の指導のもとに、共和国内の 43 の行政地区に「地区長付置宗教組織・社会組織協力会議」が配置される。この会議は、規程によると、地区長のために現地の地方執行権力機関と宗教団体の協力分野に関わる問題検討及び提案準備を行う諮問機関である。その基本的課題は、第一に、宗教組織及び社会組織の活動と関連しかつ地区長の決定を要する問題を規制するための提案を準備することであり、第二に、地区長と宗教組織及び社会組織との協力実現を支援することである（これと関連して、共和国内地方自治体のなかには、行政地区長のもとに宗教組織・社会組織協力会議を設置しているところも存在する）。

しかし、近年（2010 年 10 月大統領令「タタルスタン共和国大統領宗教団体協働局について」）、「国家・宗派関係の改善、宗派間合意の強化及び宗教的過激主義の拡大防止」を目的として、大統領のもとに宗教団体協働局が設置された（定員は 9 名とされる）。これに伴い、従来の政府付置宗教問題局は廃止され、宗教行政機能は政府（=内閣）から大統領に移管されることになった。

次に②について、タタルスタン共和国には、司法省非営利問題局の共和国出先機関としてロシア連邦司法省タタルスタン共和国局（局長のもと 4 課体制）が置かれ、その内の非営利組織課が主として宗教団体規制を所管する（課長外 19 名一課長・副課長は純粹行政職であり、その他は専門員である）。なお、この機関が行っている宗教団体規制機能は、かつては、連邦登録庁タタルスタン共和国局非営利組織活動監督課が行っていた。この局は、タタルスタン共和国司法省付置国家登録院と連邦司法省タタルスタン共和国総局との統合により創設され、2004 年 10 月 13 日付ロシア連邦大統領令によって承認された連邦登録庁規程に基づいて 2005 年 1 月 1 日から業務を開始した。連邦登録庁タタルスタン共和国局（非営利組織活動監督課）はその後、2008 年 5 月 12 日付ロシア連邦大統領令「連邦登録庁について」に基づいて、2008 年 9 月 1 日から、社会团体、政党、宗教組織、その他の非営利組織の国

家登録分野における活動の遂行、非営利組織の活動のコントロール、弁護士業及び公証機関の分野におけるコントロール、市民籍の国家登録分野におけるコントロールと監督といった機能を連邦司法省タタルスタン共和国局に移管した（この時点で、連邦登録庁（及び同地方機関）は宗教団体規制に関わらなくなった）。

また近年（2009年2月の司法省令による）では、司法省タタルスタン共和国局に宗教鑑定会議が諮問機関として設置された。これは、タタルスタン共和国をはじめ従来一部の連邦主体が独自に設置していた鑑定会議が廃止され、連邦主体局の付置機関として、すなわち連邦機関としていわば一元化されたことによる。

第3節 宗教団体税制

I 歴史的概観

税政策は、歴史上、国家による一般的には社会統治の、また特殊には宗教団体を統治する重要な手段の1つであった。このことはロシアにおいてもあてはまる。1917年のソビエト体制成立以前の帝政ロシアでは、国は特別の課税手続きと税特典制度により、宗教団体を統治・管理していた。これは時代を通じて1つの変化を見せている。つまり、当初、国は、宗教団体の文化的活動それ自体に対して税を免除していた。また、国は宗教団体を積極的に援助することを自らの任務と考え、特にその物質的需要を充足させる目的で、農業用地を供与するなどした。これらの土地は課税されることはなかった。その後、宗教団体による所有地が増大するにつれて、国はこれに課税するようになったのである。それ以外に、宗教団体が創設した経済的組織、営利企業などに対して、その活動が礼拝活動と関連がない場合には、一般の課税原則に基づいて課税の対象とされるようになった。

ソビエト体制期においては、教会・宗教団体が法人格を否定されるなど、反宗教イデオロギーのもとで、宗教団体は極めて厳しい社会環境にあった。つまり、税制度は反宗教政策と連動して機能していたのであり、

反宗教的イデオロギー原則が課税制度の基礎に置かれていたのである。教会・宗教団体が法人格を有していないことから、納税者となるのは、聖職者・信者であった。かれらが教会・宗教団体との関わりの中なかで行う様々な活動に対して、厳しい課税がなされたのである。例えば、礼拝活動に対して課税するという実務は、まさにソビエト体制期にその起源を有する。

このような困難な状況は、ペレストロイカにより、1990年10月に新たな宗教規制立法たるソ連邦法律「良心の自由及び宗教組織について」が制定され宗教組織にも法人格が認められるようになってようやく緩和されることになった。例えば、1990年6月制定のソ連邦法律「企業、団体及び組織からの税について」は、宗教組織及びその所有する企業の得た利潤については利潤税を課し、他の社会組織及びその所有する企業と同様の35%の税率を適用していた（1990年ソ連邦法律「企業、団体及び組織からの税について」第5条第1項参照。なお、同法のロシア共和国での実施法により、同共和国では32%が適用された）。それが上記ソ連邦法律「良心の自由及び宗教組織について」制定に伴い改正されると、宗教組織は「財政上及び財産上の献金、並びにその他の所得」について税支払い義務を免除されることになった（同法第5条第5の1項）。

ロシア連邦も、新たに制定された「信教の自由」法に伴い、税法上の宗教団体の取扱いも宗教団体の活動の特殊性を尊重する方向で改善されていった。例えば、1991年12月6日の連邦法律「付加価値税について」は宗教組織のサービス及び宗教組織による儀式・祭祀の挙行について、また1991年12月27日の連邦法律「組織・企業の利潤税について」は宗教団体及び宗教組織の財産について、それぞれ課税対象からはずした。

ソ連邦崩壊後のロシア連邦においても上述の基調は続くとともに、連邦主体レベルの立法にも見られるようになった。例えば、サンクトペテルブルク市は、1993年の決定「宗教団体の課税について」で、宗教団体が自ら使用する歴史文化財でもある礼拝用その他の建物の再建及び復旧に資金提供している場合、輸送税、住居及び社会-文化的物件維持税など

を免除した。またモスクワ州では、1994年の法律で、教会調度品その他礼拝用備品を生産する宗教団体（組織）所有の企業に対して、利潤税に対して税率上の特典を付与するとともに、輸送税、道路税などの免税又は減免扱いにした。

このように、税法典第二部が制定されるまで、ロシアの税法体系においては宗教団体は一連の特典を付与されていたし、ある種の税、例えば後述する企業財産税に関して、宗教団体及び宗教組織の財産は課税対象とされていなかった。それとともに、宗教団体の企業活動、宗教団体が宗教的需要を目的として利潤獲得のために創設した経済組織の活動は、すべて通常の課税原理に基づいて適用を受けた。このような課税とのバランスを考慮した宗教組織への税特典付与は、2002年1月1日の税法典第二部の施行及びその後のたび重なる改正において、一定の変化を示しているように思われる。

II 連邦税制と宗教団体

1. 連邦税制

ロシア連邦における一般税（налоги）体系について、ロシア連邦税法典（Налоговый кодекс Российской Федерации（ЧАСТЬ ВТОРАЯ） от 5 августа 2000 г. N 117-ФЗ）は、下表のように、納税義務地域が連邦全土、連邦主体、又は地方自治体であるかによって、①連邦税（Федеральные налоги（сборы）、②地域税（Региональные налоги）、③地方税（Местные налоги）に区分する（第12条—なお、手数料（пошлина）・料金（сборы）は連邦税としてのみ）。連邦税とは、連邦税法典の定める税（及び手数料）であって、連邦全土において納税義務が生ずる税をいう。連邦税として、付加価値税、消費税、自然人〔個人〕所得税、組織利潤税、国家手数料などがある。地域税とは、連邦税法典及び連邦主体の法律の定める連邦主体の税で、連邦税法典及び連邦主体の法律に基づき導入され、当該連邦主体の領土内において納税義務が生ずる税である（なお連邦主体税法には、連邦税法典の定める税率を

超えない、また税法典の定める納税者の地位を悪化させないという条件が付けられる)。地域税としては、組織財産〔資産〕税、賭博ビジネス税、運輸税がある。最後に地方税とは、連邦税法典及び地方自治体立法機関の税にかかる法令の定める税で、連邦税法典及び地方自治体立法機関の税にかかる法令に基づき導入され、当該地方自治体の領土内において納税義務が生ずる税である。地方税としては、土地税と自然人財産〔個人資産〕税がある。なお、税法典上「組織」とは法人をさす。

こうした一般税制の外に、連邦主体レベルにおいて個別類型の活動から得られる所得にかかる単一税が付加価値税、組織利潤税、組織財産〔資産〕税に代用する特別税制（その導入について各連邦主体の判断により任意）も存在することを付記しておく（連邦税法典第 2 部第 26 章の 3）。

表 7 税法典上の税区分と税種

税 区 分	税 種
連邦税（手数料）	付加価値税、物品税、自然人〔個人〕所得税、組織利潤税、水利税、鉱物採掘税、（国家手数料など）
地域税	組織財産〔資産〕税、賭博事業税、運輸税
地方税	土地税、自然人財産〔個人資産〕税

2. 宗教団体の税特恵をめぐる問題

上述したように、宗教団体は、国家登録して法人たる宗教組織となることにより、自らの活動を確保するうえで必要な一定の財産（資産）を所有する権利を付与され、また権利能力を有する主体として様々な社会活動を行うのである。加えて、宗教組織は、一般企業などの営利法人のようにいわば無制限に認められてはいないが、非営利組織として自らの宗教規則に基づき、自らの教義を実現するためという条件の下で、一定の企業活動も認められている（連邦民法典第一部第 51 条、ロシア連邦法律「非営利組織について」第 6 条第 1 項参照）。ここで「企業活動」とは、民法典第 2 条第 1 項によれば、「自らのリスクに基づいて財産活用、商品販売、業務遂行から利潤をシステムティックに取得することを目指し

て行われる自主的な活動」と定義される。つまり、宗教団体の税特恵の問題は、宗教団体が自ら所有する財産又は企業活動による利潤獲得を認められていることから生ずるのであり、従って、税法上、特恵の対象となるのは、自らの教義を実現したり、宗教活動を行う範囲内で認められる①財産（資産）及び②企業活動（それに伴う資産、結果としての利潤）ということになる。

上述のように、上記税特恵対象の①②においていずれも宗教目的という限定が付されていることに、注意しなければならない。民法典その他の連邦法は、宗教団体が無制限に財産を所有・形成し、無制限に企業活動をすることは認めず、自らの宗教規則・宗教活動目的に即したもののみという限定付きで認めているのである。税法上の特恵も、その限りにおいて問題になるにすぎない。このことは、後述するように、現行税法は一定の宗教用財産に限定して、それを課税対象から除外するという特恵を認めることを意味しているのである。現行税法典法上のこうした限定的な特恵に対して、宗教界、特にロシア正教会は、宗教団体の財産は信者の献金等で形成されてきたことの特質が十分考慮されていないなどと批判し、宗教団体の保持し形成する財産及び活動（その成果）は何であれ特恵の対象とすべき、すなわち課税対象から除外すべきと主張する。

上記の問題点に加えて、問題の次元を異にするが、かつて連邦主体レベルにおいても認められた宗教団体の税特恵が、プーチン政権下において、現行税法典の制定及び改正に伴う税体系の連邦一元化（集権化）傾向のもとで、連邦主体の独自税制が制約され、連邦主体による宗教団体に対する独自の税特恵が認められなくなっていることも、今日的な問題として指摘することができる。

Ⅲ 税法典上の特恵

税法典第二部が掲げる各種の税に関して、宗教団体に付与している特恵（課税対象からの除外）について、その主なものを以下に見ていく。

1. 連邦税

まず付加価値税は、組織、個別企業、及び自然人を納税義務主体とする。従って、宗教団体も納税義務を負う。しかし第 149 条は、宗教団体の業務(=活動)に関して、課税されない(課税を免除される)業務を挙げている。すなわち、「宗教組織(団体)及び唯一の設立者(参加者)が宗教組織(団体)である組織により生産され、かつ、任意の宗教組織(団体)及び唯一の設立者(参加者)が宗教活動の範囲内で……販売される……宗教用物品及び宗教文献の販売(個人的需要のための譲渡)、並びに上記組織による宗教儀式、祭祀、祈祷集会、又はその他礼拝活動の組織化及び実施」である(同条第 3 項第 1 号参照)。要するに、①宗教用物品及び宗教文献の販売、及び②宗教儀式、祭祀、祈祷集会、又はその他礼拝活動の組織及び実施が、課税対象外の活動とされている。この点について、税法典(第二部)制定以前に施行されていたロシア連邦法律「付加価値税について」(1991 年 12 月 6 日制定)が非課税対象としていた宗教組織のサービス及び宗教組織による儀式・祭祀の举行について、後者は税法典にもあるが、前者の宗教組織のサービスは税法典にはない対象である。税法典が課税対象を明確かつ限定的に捉えていることが理解される。そして、このような取扱いについては、その恩恵を受ける、つまり付加価値税について免除特恵を得られる宗教組織は例外的であるという問題点が指摘され、すべての宗教組織が特恵を受けられるように改正すべきことを提案する論者も存在する。

次に、組織利潤税は一定の活動の結果得られた利潤に課される税であるが、その納税義務主体は、ロシア連邦及び外国の組織、すなわち法人である(例外は、国内外の各種オリンピック組織委員会及び支援企業である)。従って、付加価値税同様に、宗教団体も組織として納税義務がある。しかし、宗教組織の一定の活動から得られた利潤及び権利については、特恵を認めている。すなわち、税法典第 251 条は、「宗教組織が宗教的儀式及び祭祀の举行と関連して取得し、また宗教文献及び宗教用物品の販売から取得する財産(資金を含む)並びに(又は)財産上の権

利」は、課税基礎を決定する際に算入しない所得として見なしている（同条第 1 項第 27 号参照）。また宗教組織がその規則上の活動を遂行するために受けた財産も、特別収入として、課税基礎には算入されない（同条第 2 項参照）。ところで、税法典第二部改正以前には 1991 年 12 月 27 日ロシア連邦法律「組織・企業の利潤税について」が適用され、その際、宗教団体及び宗教組織の財産は課税対象とされていなかったことから、税法典第二部改正により宗教組織に対する課税が強化されたとの問題点が指摘されている。

また、国家手数料に関して、例えば、宗教団体は、連邦法律「非営利組織について」第 4 条に基づく許可申請により「ロシア」又は「ロシア連邦」といった語及びそれらの結合語を使用することが認められているが、その際に支払われるべき使用料は免除される（1993 年 4 月連邦法律「『ロシア』『ロシア連邦』及びそれらの結合語使用料について」第 1 条。同法は、2004 年 11 月の税法典第二部の改正により第 333 条の 35 に引き継がれた）。

なお、税法典第二部は、酒、たばこ、宝飾品などの特定の物品に課される間接税としての物品税について、宗教団体に対して税特恵を規定していない。しかし、同法典が 2000 年 8 月に制定されるまで、物品税を規定していた連邦法律「物品税について」（1991 年 12 月制定）は、1998 年 2 月の改正により、「聖務執行及び（又は）祈禱の際に聖堂で使用するための礼拝及び宗教目的の備品（婚約指輪を除く）」について、物品税の対象である宝飾品から除外していた。ここでも、上述したような税法典による宗教団体への課税強化の問題が指摘される。

2. 地域税

まず組織財産税は、連邦主体領内で課税対象とされる財産（資産）を有する組織に対して課税される（第 373 条）。各種オリンピック組織委員会、支援者・企業のみが、この税の適用を免除される組織（第 373 条第 1 項の 1）とされることから、宗教組織も課税対象組織とされる。

この税が 2003 年 11 月の税法典第 2 部改正により導入される以前、組織財産税は企業財産税と呼ばれ、1991 年 12 月 13 日ロシア連邦法律「企業財産税について」が規制していた。この法律は、宗教組織の財産それ自体を課税対象としていなかった。これに対して、税法典は、宗教組織が宗教活動のために利用する財産についてのみ、税の免除を認めている（第 381 条）。このことは、特定地域における宗教組織の資産もしくは財産のうち、上記目的を有する場合は免除されるが、それ以外の資産もしくは財産については免除対象ではないことを意味する。

宗教組織の財産に対する課税に関しては、連邦主体法でも一定の特恵が付与されている。タタルスタン共和国、ハバロフスク地方、モスクワ市、サンクトペテルブルク市等の連邦主体の税法では、税法典同様、広く宗教活動の用途に供される宗教組織の財産が課税対象からはずされている（トヴェリ州組織財産法は、宗教組織の「税法に基づく課税対象財産」について免税すると規定するが、同趣旨と思われる）。またチュヴァシ共和国、リャザン州、モスクワ州などのように、組織財産税それ自体を免除している連邦主体も存在する（モスクワ州では、宗教団体を構成主体とする一般組織に対しても一定の課税特恵を与えている）。

運輸税に関しては、ノブゴロド州の 2000 年限りの時限立法で、自動車取得にかかる税及び運輸手段の保有にかかる税を免除していた。

なお、近年、連邦主体の財源確保を目的としてその復活が論議されているのが、「販売 [売上] 税 налог с продаж」と呼ばれる間接税である。これは 1990 年代末に多くの連邦主体が独自の法律によって実施していた税であったが、2001 年 11 月に連邦税法典が導入したことに伴い、連邦主体の法律は廃止された。その中で、タタルスタン共和国では 2002 年 1 月に税法典に準拠した独自の販売 [売上] 税法を制定して実施し、宗教組織による儀式・祭祀の挙行サービスに加えて宗教組織による礼拝・宗教目的の備品について、宗教組織の特恵を認めていたが、連邦税法典自体が販売 [売上] 税の廃止を決めたことに伴い、2004 年 1 月をもって廃止された。

3. 地方税

地方自治体（モスクワ市及びサンクトペテルブルク市を含む）の区域内で納税義務が生ずる地方税の納税義務者は、当該領内に課税対象となる土地を有する組織及び自然人である。

土地への課税に関しては、法人としての宗教組織は、土地法制のもと、宗教活動その他の用途のために各種の土地を所有しているが、税法典は、これらの土地のうち、「宗教用及び慈善用の建物、建造物及び付属施設が位置する宗教組織に帰属する土地」についてのみ、税の免除を認めている（第 395 条第 4 号参照）。つまり、宗教組織に帰属する土地のうち、宗教目的及び慈善活動目的に使用される土地のみを免税対象としている。このことは、上記目的以外の土地は通常の手続きに従い課税対象とされることを意味しており、例えば宗教目的以外の宗教文献・ビデオなどを製作する施設が存する土地については課税対象とする実務が行われているのである（当該問題に対する 2008 年 5 月の財務省見解）。

上述の免税対象の土地についての限定的な扱いは、ここで、税法典第 389 条が歴史文化財、世界遺産等、一定の土地について課税対象としないう定めをしていることと関連して、税法典が宗教団体の土地税上の特惠について消極的であるという批判がなされている。何故なら、上記第 395 条第 4 号を導入した 2004 年の税法典改正以前には、連邦法律「土地支払いについて」（1991 年制定）が、宗教組織が自ら使用し、かつ歴史・文化及び建築学的記念物として国により保護されている「礼拝用建物 *культуровые здания*」（1994 年改正で単に「建物 *здания*」とされた）について、土地税を免除していたからである。

土地税が地方税であることから、連邦税法典の範囲内とはいえ、連邦主体レベルでの宗教団体の所有・占有する土地に対する税特惠については、それぞれ異なっている。例えば、ハバロフスク市は「宗教集団及び宗教組織の土地区画」について 0.9%の税率の地方税を課しているが、その用途に限定はない。またヴォルゴグラード州エルゾフカ市では宗教組織が所有する宗教・慈善目的の建物・建築物・工作物が置かれている土

地に対する土地税の課税を免除している。また、イルクーツク州では2006年の州法で、土地税それ自体2003・2004年度について遡及して免除したことがある。

第4節 宗教団体の行う社会的活動

I 宗教団体の行う情報提供、広報活動の実態

1997年の連邦法律「良心の自由及び宗教団体について」（以下1997年法）では、印刷・出版およびその配布の自由と、文化・啓蒙活動の権利において、文化・教育機関を通じた情報伝達、および情報伝達・提供のためのマスメディアや組織の設立が認められている。前者については、「宗教組織は、宗教的文献、宗教的目的の印刷物、音声・映像資料その他の物品を生産、取得、輸出、輸入、及び配布することができる」（第17条第1項）、後者については、「自らの規則上の目的及び任務を実現するため、宗教組織は、ロシア連邦の法の定める手続きに従い文化・啓蒙組織、教育その他の機関を設立する権利、並びに大衆情報手段を設立する権利を有する」（第18条第2項）と規定されている。

この分野で目立った動きが見られるのは、ロシア正教会である。ロシア正教会は多くの慈善活動を展開しているが、広報活動を熱心に行っている団体として、正教会「慈悲」事務所（православная служба «Милосердие»）が挙げられる。この団体は2008年に設立され（1991年に11の活動を開始したとする記述もある）、モスクワに本部がある。14の社会活動（孤児や障がい児の支援、障がい者支援、野宿者支援、救急車の出動、モスクワの病院内の病人の支援など）を行い、国立銀行「トラスト」と連携して、口座を通じた寄付を容易にしている。この団体が街頭のポスター掲示などを通じて行っている広報活動を以下に挙げる。

図3 「慈悲」事務所の広告 その1



「お世話は毎日必要なものね！」
支援サービス 在宅障がい者救援
「慈悲」事務所とともに援助を

図4 「慈悲」事務所の広告 その2



「愛は毎日必要なものね！」
聖スピリドネフスキー救貧院における高齢者看護
「慈悲」事務所とともに援助を

図5 「慈悲」事務所の広告 その3



「ケアは毎日必要だものね！」
孤児および障がい児支援
「慈悲」事務所とともに援助を

出典：正教会「慈悲」事務所のホームページから引用。日本語訳は筆者による。
<http://www.adme.ru/social/v-moskve-poyavilas-reklama-miloserdiya-295855/>

ロシア正教会の全主教会議が2000年8月に採択した文書「ロシア正教会の社会的概念の基礎」においては、「現歴史段階での教会と国家の協働分野」のひとつとして「教会・世俗のマスメディアに関する事柄」が挙げられている。ロシア正教会の広報活動が活発化している背景には、いわゆるカルト・セクトなどによるマスメディアなどを活用した広範な宣伝活動への危機感がある。たとえば、1994年12月に発表のロシア正教会主教会議決定「偽キリスト教セクト、新異教主義、オカルティズムについて」では、「偽宗教」の伝道者が、マスメディア・コンサートホール・文化会館・スタジアムで一般人向けのパフォーマンスを行い、出版社を営営して多くの出版物を刊行している状況に言及している。

II 異なる宗教間の協力連絡機関

ロシア宗教間会議（Межрелигиозный совет России）には、ロシアの「歴史的遺産」とされる4つの宗教・宗派（節末参照）が参加し、これらの宗教伝統の利害調整の場となっている。この会議の参加者は以下である。ロシア正教会は代表者としてモスクワ総主教（モスクワ及び全ルーシの総主教と呼ばれる）、イスラームは「ロシア中央ムスリム宗教庁」（「聖なるルーシの中央ムスリム宗教庁」に改称）の代表者をはじめ下記の代表者など、仏教は「ロシア伝統仏教サンガ」の代表者、ユダヤ教は「ロシアユダヤ宗教組織協会」の代表者である。

イスラームの場合、タタルスタン共和国は独立した総務局を有しているがロシア宗教間会議には参加していない。他方、独立国家共同体（CIS）の最高ムフティであるタルガト・タジュディン（ウファに本部を置く「聖ロシア・イスラーム精神指導センター」の代表者でもある）はロシア宗教間会議に参加している。この点について、2009年にロシアとレバノンのユネスコ（文化間対話部門）の後援で行われた国際会議では、イスラームから複数の代表者が参加しているのは不平等であるとの見解が正教会側から示されている。

この会議には、カトリックやプロテスタント諸教派およびその他の宗教団体の代表者は通常は参加していない。

1997年法の序文には、以下のようにロシアの「歴史的遺産」として4つの宗教・宗派が挙げられている。「（ロシア連邦の連邦議会は）……ロシアの歴史、ロシアの精神性及び文化の確立と発展における正教の特別の役割を承認し、ロシア諸民族の歴史的遺産の不可分をなすキリスト教、イスラーム、仏教、ユダヤ教およびその他の宗教を尊重し、良心の自由及び信教の自由の問題において、相互理解、寛容及び尊重の達成を促進することが重要であると考えて、この連邦法律を採択する。」

III 宗教団体の行う本来の活動以外の社会的（公益的）活動

1997年法では、「慈善事業の権利」について、以下のように規定され

ている。「宗教組織は、直接及び慈善組織の設立のいずれにおいても慈善活動を行うことができる」（第18条第1項）。他方、ロシア正教会は、社会における様々な課題に取り組む姿勢をみせている。前述の「ロシア正教の社会的概念の基礎」に記された「現歴史段階での教会と国家の協働分野」を以下に示す。

現歴史段階での教会と国家の協働分野

- 国家間・民族間、および市民レベルでの調停・仲裁
- 社会における道德性の維持
- 霊〔精神〕的・文化的・道德的および愛国主義的な教育・養育
- 慈善事業と相互社会プログラムの発展
- 歴史的・文化的遺産の保存・復興・発展（歴史的・文化的記念物の保存を含む）
- 教会と社会にとっての重要課題について国家権力機関のあらゆる部門・レベルで対話をすすめること（しかるべき法律、法令、指令、決定などの作成に関連する事項も含む）
- 兵士および国家保安機関関係者の保護監督と霊〔精神〕的・道德的養育
- 犯罪予防と刑務所内の人々の保護観察
- 人道主義的研究を含む科学
- 健康
- 文化・創造的活動
- 教会・世俗のマスメディアに関する事柄
- 地球環境に関する活動
- 教会・国家・社会に有益な経済活動
- 家族・母子に関する研究支援
- 反セクト活動（個人・社会にとって危険な疑似宗教集団の活動に対抗する諸活動）

これらの分野のなかで、とりわけ活発な活動が展開されているのは、軍隊におけるチャプレンシー（兵士の「霊[精神的・道徳的教育]」、教育分野、医療分野である。ここでは、国家との協働関係が顕著にみられる教育分野に注目し、その経緯と現状を示すこととする。

1. 宗教文化教育をめぐる経緯

宗教文化教育の分野においては、伝統宗教とされる諸団体と国家との協働関係がみられる。ロシア連邦内の各地からの状況報告によると、おおよそ1999年から2003年度まで、各地方自治体の国立学校において、「正教文化の基礎」という科目が選択科目として導入されており（一番早いものとして1997年以降のクルスク州の例がある）、2004年度（2004年9月～）以降には「イスラーム文化の基礎」の科目導入に向けて、いくつかの地域で準備が進められていた。実情としては、とりわけ1999年以降、ロシア正教会が優勢でない地域でさえ、「正教文化の基礎」科目が導入されており、それに対する批判が、公開書簡などの形で教育省に寄せられることがあった。

ロシア正教会とイスラームを中心に始まった宗教文化教育は、批判も含めた諸議論を経て方向転換した。「宗教文化と世俗倫理の基礎」教科として国立学校（初等・中等教育）における選択必修教科とすることを目指し、2010年4月より4年生（9月より5年生）を対象に、19の連邦構成主体で試行プログラムが開始された。生徒たちは次の6つのうちからひとつを選択する——（1）「正教文化の基礎」、（2）「イスラーム文化の基礎」、（3）「仏教文化の基礎」、（4）「ユダヤ教文化の基礎」（5）「世界宗教文化の基礎」、（6）「世俗倫理の基礎」である。（1）から（4）は宗教文化科目、（5）は比較宗教学科目、（6）は世俗倫理科目とされる。

宗教文化教育にみられる協働関係には、以下のような整備過程がある。1993年の連邦教育省書簡、1997年法、1999年の連邦教育省書簡である。

まず、1993年3月のロシア連邦教育省書簡（「ロシア連邦の国立教育施設における教育の世俗的性格について」No.47）によれば、宗教科目は、

1. 宗教的儀式を行わず、情報を与える性格を有すること、2. 選択科目、
3. 専門的・職業的訓練を受けた教師による、とされる。書簡からの引用は以下である。「宗教的儀式の遂行を伴わずかつ情報的性格をもつ宗教-認識的、宗教的及び宗教-哲学的教科の教授は、国立教育施設の教育課程に導入することができる。この目的のために「宗教史」「世界宗教」「宗教学」「人類の名著」などを選択科目として設けることができる」また「これら宗教史その他の宗教学的教科の授業を教授する教師・講師は、専門的・職業的訓練を受けていなければならない」。

さらに、宗教科目の目的及び場所については、以下のよう示される。「(こうした宗教学的な問題に関する学習は)生徒の精神的要求を満たす目的で、生徒のグループ(サークル、クラブ、講演会、学術的団体の集まりなど)において校外補習教育制度の下に実施することができる」。

1997年法では、「国及び地方自治体の教育機関で学んでいる子供の同意を得たうえで、親もしくはその代理人の申請により、上記機関の当局は、関係する地方自治機関の同意を得て、宗教組織に対して教育課程の枠外において子供に宗教を学ばせる機会を提供する」(第5条第4項)と規定されている。また「国家は、宗教組織の慈善活動並びに宗教組織による社会的に有意義な文化・啓蒙計画及び行事の実現に対し協力及び支援を行う」(第18条第3項)との規定もみられる。

1999年6月のロシア連邦教育省書簡(「国公立の教育施設における教育プログラム外で宗教組織が児童に宗教を教授する可能性について」)においては、1993年の同省書簡を引き継ぐ形で、国公立の教育機関における世俗性、教育における自由と多元性を強調しつつも、「ロシア及び文明全般の歴史における宗教の役割と意義、青少年の精神的・道徳的養育を積極的に提示する」ことを目的として、国公立教育機関と諸教派は相互協力すると述べている。

この書簡を体現したものとしては、その翌月(1999年7月)に設置された連邦教育省とロシア正教会モスクワ総主教区との調整会議があげられる。この調整会議の目的のひとつに「人道主義的・宗教的伝統を基盤

とする精神的・道徳的養育の分野での研究・総括・普及」があり、連邦レベルでは、ロシア正教会がこの分野で主導的地位を占めていることを示しているといえる。

宗教学的教科は、このように連邦レベルもしくは地方自治体の教育機関と宗教側の協定を前提として、学校側の同意によって導入される。学校内では、父母会などで生徒の親の意向を確かめて、導入を決定する。

ただ、1999年の書簡は、実効のものを明文化したという性格もみいだされる。この種の協定が一番早い時期のものとして、1997年1月に、サンクトペテルブルク教育委員会とサンクトペテルブルク府主教庁（ロシア正教会）の宗教教育・精神啓蒙課のあいだでとりかわされた協働協定があげられる。この協定と同時に、三者協定——サンクトペテルブルク国立大学教育学部門、神学アカデミー、ロシア正教会の府主教庁の三者において——が結ばれ、宗教文化教育に関わる人材育成のプログラムを実施している。

2000年代初頭には、ロシア正教会主導の宗教文化教育のあり方および教授方法について、批判を含め議論がさかんに行われた。たとえば2003年11～12月には、キリスト教福音派、イスラーム、ユダヤ教の代表者が、ほぼ同時期に連邦教育大臣に公開書簡を送っている。各々の主張点は微妙に異なっている。共通しているのは、宗教科目の導入自体には賛成という立場である。福音派は、カトリックやプロテスタントを排斥しない形でキリスト教教育の必要性を、イスラームは、1つの宗教伝統のみを教授することへの穏やかな批判を、ユダヤ教は、セクトおよびオカルト的知識への危惧と伝統性の重視という点を強調する。

学校で教壇に立つ教師は専門教育つまり「宗教学」の教育を受けた者であるべきだとされるが、実際には聖職者が教壇に立つこともあり、2010年の試行プログラムの導入以前には、聖職者による教授および授業内での宗教的実践への批判も少なくなかった。

2. 宗教文化教育の現状と教科書叙述

2010年4月に試行プログラムとして導入された「宗教文化と世俗倫理の基礎」教科の実施状況については、表5を参照されたい。

6つの選択科目については、それぞれ連邦レベルの教科書が作られている。「ロシア——私たちの母国」という冒頭章と、「祖国への愛と尊敬」という最終章の記述は6つの教科書すべてに共通する。また「世界宗教文化の基礎」は実質的には正教、イスラーム、仏教、ユダヤ教の文化を中心としたものであり、キリスト教諸派については、「ロシアにおける宗教史」の章でカトリック、プロテスタント、アルメニア正教会に若干言及するのにとどまる。

「世界宗教文化の基礎」の教科書では、「多民族国家としてのロシア」が前面に打ち出されている。宗教とは物質的世界に対比される精神的な世界あるいは内的世界であるとされ、宗教が包含する文化的伝統、および文化的伝統における道徳的・倫理的規範——各宗教文化における善と悪など——が強調される。伝統宗教ともくされるロシア正教会、イスラーム、仏教、ユダヤ教は「多民族国家としてのロシア」の歴史において、どのような存在であったとみなされているのか、以下では教科書叙述を中心に見ていくこととする。

ロシア正教会についての記述にもっとも多く、988年のウラジーミル大公の受洗以降のロシア史との関係を丹念に追う。イスラームについては、ロシアと中央アジアの商業活動ネットワークの構築という役割に注目する。ユダヤ教については、ナポレオン戦争時におけるユダヤ郵便制度の貢献、および対外戦争時の功績者の多さ——例として挙げられているのは日露戦争時のイオシフ・トルンペリドールの活躍——を指摘する。仏教については、ナポレオン戦争勝利後に建てられた図書館併設の寺院が多く、歴史的文献を所蔵していることを誇る。カトリックについては、モスクワやサンクトペテルブルクにおける歴史的建築物が招聘イタリア人の手になるものであること、プロテスタントについては、18世紀後半にドイツからヴォルガ河畔に移住したドイツ人

の農業経済への貢献に言及する。

表5 「宗教文化と世俗倫理の基礎」の実施状況

連邦 管区	連邦 主体	正教 文化	イスラ ム文化	仏教 文化	ユダヤ 文化	世界宗 教文化	世俗 倫理
中央 連邦 管区	タンボフ 州	55% (4,616人)	0.2% (19人)	—	—	7% (62人)	37% (3,137人)
	トヴェリ州	62.3% (6,680人以上)	0.2% (20人以上)	—	—	5.9% (620人以上)	31.6% (3,340人以上)
	コストロマ 州	75%(4,080 人以上)	0.2% (約11人)	0.2% (約11人)	—	8% (436人)	16.8% (915人)
北西 連邦 管区	ヴォログ ダ州	57% (5,915人)	0.07% (8人)	0	0	17% (1,756人)	25.4% (2,619人)
	カリニ ングラ ード州	34% (2,494人)	—	—	—	8.6% (631人)	57% (4,180人以上)
シベ リア 連邦 管区	クラスノ ヤルスク 辺区	19.1% (4,804人)	—	—	—	—	58.2% (14,646人)
	ノヴォシ ビルスク 州	18.5% (5,143人)	—	—	—	—	67% (18,207人)
	トムスク 州	18.57%	—	—	—	—	—
極東 連邦 管区	ユダヤ自 治州	61.26% (1,050人)	—	—	—	—	12.31% (211人)
	カムチャ ッカ州	39% (893人)	—	—	—	—	47% (1,070人)
ウラル 連邦 管区	クルガン 州	20% (1,764人)	—	—	—	—	60% (5,156人)
	スヴェル ドロフスク 州	20.6% (7,255人)	—	—	—	—	—
沿ヴォ ルガ 連邦 管区	ベンザ州	0%	—	—	—	—	62% (6,273人)
	ウドムルト 共和国	16%(2,230 人以上)	—	—	—	—	60% (7,248人)
	チュヴァ シ共和 国	34.8% (3,920人以上)	—	—	—	—	30.5% (3,440人)
南連邦 管区	チェチェ ン共和 国	0.36% (73人)	—	—	—	—	—
	カラチャ イ・チェ ルケス共 和国	20% (841人)	—	—	—	—	22.9% (950人)
	カルムイ ク共和 国	30% (898人)	—	—	—	—	—
	スタヴロ ポリ辺 区	60%以上	—	—	—	—	—

このように、経済的・軍事的功績および芸術・歴史研究における貢献など、いわゆる伝統宗教が国家にいかんにかに資するものであったか、という側面に記述が集中しており、社会変革を促すような宗教運動や宗教思想が顧みられることはない。

教科書における伝統宗教の国家貢献という叙述傾向は、現代のロシア政府が宗教に対して求める姿勢と重なる。現在の国家が宗教（とりわけロシア正教会、イスラーム、仏教、ユダヤ教などの伝統宗教）に求めているのは、社会的・文化的再生産の装置としての学校における教育的貢献であり、医療・福祉・更生者の社会復帰活動など社会におけるセーフティネットとしての機能であると考えられる。

第5節 社会の側からの宗教への評価

I 社会問題化する宗教団体

ペレストロイカ期から1990年代に至る諸宗教団体の精力的な活動は、1993年頃から社会問題として認識されるようになる。諸宗教団体のうち、いくつかの団体は「全体主義的セクト」とみなされ、反セクト活動の対象となってきた。以下では、宗教団体の活動が社会問題化する初期の状況について概観する。

1993年8月頃には、ロシア国内で結成された「全体主義的セクト（宗教）から青年を守る」委員会の活動がみられる。たとえば、この頃にはすでに、オウム真理教の信徒の親や家族がこの委員会に参加するようになっていた。その後の東京での地下鉄サリン事件、およびロシアにおけるオウム真理教の活動禁止令および裁判や日本人出家信者の逮捕は、新しい宗教法（1997年法）の制定を推進したと一般に考えられている。1990年代半ばには、オウム真理教を含め、いわゆる外来の宗教的セクトの精力的な活動への言及が目立つようになった。典型的なものとしては、外国系ミッション（伝道組織）がコンサートホールやスタジアムを借り、TV やラジオを独占した例を挙げ、ロシア正教会の伝道活動よりも活発

であるというような指摘である。外国系ミッションの急速・精力的な展開の例としては、韓国系ミッションがモスクワで1年間に2倍に増えた例や、統一教会が中学校や高等学校を運営している例が挙げられている。

現在の国家と宗教団体の協働関係は、こうした外来の新宗教団体に対抗するという側面がある。

反セクト運動において積極的な言論活動を行っているのが A・ドゥヴォルキン（1955～）である。ドゥボルキンは、批判的な立場から新宗教運動を研究する学者であると同時に、正教神学者・歴史家であり、自著『セクト学——全体主義的セクト』において数多くの新宗教運動およびニューエイジ運動をとりあげている。そこに挙げられている運動・団体すべてが問題視されている、あるいは社会と摩擦を起こす団体であるとするか否かの判断は難しい。そこで、ここではロシア正教会が問題視する宗教団体として挙げている団体や運動を記す。さらに、そのうち法人登録されている団体および訴訟が目立つ団体(エホバの証人)を加えて、その登録数を示すこととする。

表6 ロシア正教会主教会議決定「偽キリスト教セクト、新興教主義、オカルティズムについて」（1994年12月）に挙げられた団体

新しい聖なるルーシ教会会議	白い兄弟団
最後の福音教会（ヴィッサリオン派）	統一教会
新使徒教会	キリストの教会
サイエントロジー	末日聖徒イエス・キリスト教会(モルモン教)
クリシュナ意識国際協会	オウム真理教
ブラヴァツキー夫人の教えおよび神智学にもとづく運動	生ける倫理(「アグニ・ヨーガの教え」/レーリヒ運動)
超越瞑想(TM)	新世紀/「水瓶座の時代」をめぐる潮流

表7 表6のうち法人登録された宗教団体およびエホバの証人の総登録数

団体名称	1998年	2000年	2001年	2003年
最後の福音教会 (ヴィッサリオン派)	12	14	15	16
統一教会	10	12	17	10
新使徒教会	67	78	86	83
キリストの教会			19	24
サイエントロジー	1	1	1	1
末日聖徒イエス・キリスト教会 (モルモン教)	14	24	33	47
クリシュナ意識国際協会	120	125	106	97
生ける倫理 (レーリヒ運動)	2	2	2	1
エホバの証人	206	305	330	407

II 問題視される宗教団体への対応

ロシア連邦司法省は、法人登録の拒否あるいは法人登録された宗教団体の法人格剥奪により、当局が問題視する宗教法人に対応してきた。当局が問題視する団体の範疇は、社会と摩擦を起こす団体の範疇とは必ずしも重ならない。

たとえば、救世軍のモスクワ支部は準軍事組織であるとして法人登録を抹消された（1999年）。救世軍は、たとえばサンクトペテルブルクにおいては日曜礼拝時に炊き出しを行っており、生活困窮者支援の役割も果たしている。（その後、救世軍は欧州人権裁判所からこの処分を無効とする決定を獲得した。）

ロシア人文大学のプチェリンツェフ教授（スラヴ法センターの共同代表も務める）は、ロシア連邦司法省が些細な違反を理由に宗教組織の法人格を剥奪していると批判している（2008年10月）。司法省が発表した計画（手続き上の不備を理由に多数の宗教組織に対して解散に向けた法的措置を行う計画）についての批判である。プチェリンツェフ教授によれば、法人格剥奪の対象となった団体のなかには、ロシア正教会モスクワ総主教座に属する宗教組織はひとつもなく、偏向が疑われるという。

(執筆分担 第1節Ⅰ：黒川知文、第1節Ⅱ～第3節：小杉末吉、第4～5節：井上まどか)

参考文献

第1節

- Брольо Ф.М., Мирабелли Ч., Онида Ф., Религии и юридические системы. Введение в сравнительное церковное право, М.: Библиейско-Богословский Институт свт. ап. Андрея, 2008.
- Ерофеев К.Б. Вербицкий И.М.(Сост.), Религия и право (сборник нормативно-правовых актов), СПб.: Невская Лавра, 2006.
- Залужный А. Г., Право. Религия. Закон, М.: Научная книга, 2008.
- Тростников В.Н., Основы православной культуры. Лекции по курсу. Части 1-3, Ульяновскэ Ульяновский Дом печати, 2009.
- Лобанов В. В., Зудов Ю. В., Лавров В. М., История Христианства. Учебное пособие 10-11 кл. / под ред.Сахарова, М.:РУССКОЕ СЛОВО, 2008.
- Данилов А., Косулина Л., История России. С древнейших времен до конца XVI века. 6 класс, Серия: История [705], М.: ПРОСВЕЩЕНИЕ, ИЗДАТЕЛЬСТВО, 2006.
- Соколова В., Живая вода: основы православной культуры, Серия: Библиотека учителя [353], Ростов-на-Дону: ФЕНИКС, ТОРГОВЫЙ ДОМ, 2009.
- Лайне С., Основные религии России. Учебное пособие для школьников, Ювента, 2007.
- Чубарьян А.О., Религии мира: история, культура, вероучение. Учебное пособие. 10-11 класс, Серия: Образование и наука. Коллекция, М.: Олма Медиа Групп, 2008.
- Зеленков М. Ю., Мировые религии. История и современность, Серия: Высшее образование, Ростов-на-Дону: Феникс, 2008.
- Глаголева О., Святые воины русского православия, Серия: Православные святые [23], М.:Эксмо, 2009.
- Некрылова А., Русский традиционный календарь, СПб.:АЗБУКА-КЛАССИКА.
- Майорова Н., Шедевры русской иконописи, М.: БЕЛЫЙ ГОРОД, 2009.
- Забяко А.П., Красникова А.Н., Элбакян Е.:С.(Под. Ред.), Энциклопедия

- религий, Серия: Summa, М. : Академический проект, Гаудеамус, 2008.
- Дворкин А., СЕКТОВЕДЕНИЕ. ТОТАЛИТАРНЫЕ СЕКТЫ, Нижний Новгород: Христианская библиотека, 2008.
- Половинкин А. И., Православная духовная культура, М.: Владос-Пр., 2003.
- Долбилова М., Рогозного П. (под ред.), Православие: Конфессия, институты, религиозность (XVII–XX вв.), Серия «Источник. Историк. История»; Вып. 6, СПб.: Издательство Европейского университета в Санкт-Петербурге, 2009.
- Черных А. А., Киселева О., Справочник православного паломника, Серия: Настольная книга [171], М.: Астрель, , 2008.
- Нивьер А., Православные священнослужители, богословы и церковные деятели русской эмиграции в Западной и Центральной Европе. 1920–1995: Биографический справочник / Библиотека-фонд «Русское Зарубежье», М.: Русский путь / Paris: YMCA-Press, 2007.
- Широков С., Биографический словарь миссионеров Русской Православной Церкви, Серия: Словари [529], М. : БЕЛЫЙ ГОРОД, 2004.
- Таевский Д., Секты мира, СПб.: Северо-Запад/ Ростов-на-Дону: ФЕНИКС, 2007.
- Жолудев С., Плотников В., Влияние древних религий на современные общественные корпорации, М. : Зебра Е, 2006.
- Воздвиженский Б., Православное богослужение. Путеводитель, М.: Эксмо, 2008.
- Шапарь В.Б., Секты - угроза национальной безопасности России, Ростов-на-Дону: Феникс, 2007.
- Добросоцких А. (Ред. –Сост.), "Неизвестный" Патриарх Кирилл, 1, М.: Даниловский Благовестник, 2009.
- Коллектив авторов, В какой школе учиться православному ребенку, Серия или Выпуск: В помощь христианину, СПб.: Сатись Держава, 2007.
- Хомяков А.С., Светлое воскресение из Сказочная повесть, М.: Трейд сервис, 2006.
- Васильева С.В., Виноградов В.А., Мазаев В.Д., Конституционное право России. Учебник. Москва: Эксмо, 2010.

- Зиновьев А.В., Конституционное право России. Учебник.
Санкт-Петербург: Юридический центр, 2010.
- Лазарев В.В. (отв. ред), Научно-практический комментарий к
Конституции Российской Федерации. 4-е издание, дополненное
и переработанное. Москва:Издательство Юрайт, 2009.
- Фаст А.А., Советское государство, религия и церковь. 1917-1990.
Документы и материалы. Москва:ОАО «ИПП «Алтай», 2009.
- Свобода совести в России. Исторический и современный аспекты.
Сборник статей. Москва:Российское объединение
исследователей религии, 2010.
- Религиозные объединения. Свобода совести и вероисповедания.
Религиоведческая экспертиза. Нормативные акты. Судебная
практика. Заключение экспертов. Издание 2-е, исправленное и
дополненное. Москва: Юриспруденция, 2006.

第 2 節

- Пчелинцев А.В., Загребина И.В., Защита прав религиозных организаций
при проведении проверок органами юстиции.
Москва:Юриспруденция, 2010.
- Соловцова И.А., Духовное воспитание в православной и светской
педагогике: методология, теория, технологии. Волгоград:
Издательство ВГПУ "Перемена", 2006.
- Ханбабаев К.М., Религиозно-политический экстремизм в
России: состояние и проблемы. Махачкала: Издательство
"Лотос", 2010.
- Мясникова Л.А., Калужникова Е.А., Андреева Е.В., Религиозное и
светское паломничество. Ритуал и практика. Монография.
Екатеринбург: Гуманитарный университет, 2008.
- Гусева Т.А., Чуряев А.В., Государственная регистрация юридических
лиц. Учебное пособие. Москва:Деловой двор, 2008.
- Петюкова О.Н., Государственная регистрация религиозных организаций
в Российской Федерации. Научно-практический комментарий.
Москва:ЗАО Юсти-информ, 2007.

第 3 節

- Новикова М.В., Рожков И.А., Налоговые дьготы: применение в условиях
кризиса. Практическое пособие. Москва:Омега-Л, 2009.
- Налогообложение российских некоммерческих организаций: теория и
практика. Москва:МОНФ, ИЭГ, АНЦЭА, КБиАНО, 2004.

- Пчелинцев А.В., Загребина И.В., Делопроизводство в религиозных организациях. Справочник. Москва:Юриспруденция, 2010.
- Опарина С.И., Учет и налоги в православных религиозных организациях. Москва:Дело и Сервис, 2011.
- Никишина Е.А./Макльская М.Л., Финансовое обеспечение деятельности православных религиозных организаций. Москва:Дело и Сервис, 2008.
- Макальская М.Л., Самоучитель по бухгалтерскому учету в некоммерческих организациях. Москва:Дело и Сервис, 2008.
- Макальская М.Л., Пирожкова Н.А., Бухгалтерский учет хозяйственно-экономической деятельности религиозных объединении. Москва:Дело и Сервис, 2003.
- 第 4 節～第 5 節
- Архиерейский собор РПЦ, Основы социальной концепции Русской православной церкви 2000, О социальной концепции русского православия, М.П.Мчедлова (об.ред.) М.: Республика, 2002, 250-392.
- Борисов, Сергей, Церковь просвещает школу: Патриарх отметил, что для читателей примером является отношения Христа и апостолов, НГ-Религии, с. 1, 2 (25) 27 января 1999.
- Гагарина, Евдокия, Каким должно быть Христианское образование?: Россия и Запад расходятся в решении данного вопроса, НГ-Религии, с. 2, 7 (53) 12 апреля 2000.
- Гапочка М.П. (Ред., и др.), Религия и Общество: Реферативный Сборник, М.: ИНИОН РАН, 1999.
- Гапочка, М.П. и др. ред. Религия и Образование: сборник обзоров и рефератов, М.: ИНИОН РАН. 2002.
- Дворкин, А. Сектведение: Тоталитарные Секты, Нижний Новгород: Христианская Библиотека, 2008 (2002).
- Захарченко, М.В. (Сост.), Школа и Религиозные Организации: Основы взаимоотношений Информационный сборник, СПб.Кафедра истории педагогики СПбГУПМ, 2001.
- Иваненко, С.И., Свидетели Иеговы в Современной России: «Тоталитарная секта» или наиболее крупная протестантская конфессия?, Религиоведение: научно-теоретический журнал No.1, 2002.
- Кислицына, Т.Г.(Ред.-Сост.), Духовные Истоки Воспитания Православная Культура в школе (Альманах, тематический выпуск), No.1, 2003.

- Киприан, (Ященко) иеромонах, (Об. Ред.), Православная Культура в школе. Учебно-методическое пособие для учителей общеобразовательных школ, М.: Покров, 2003.
- Кудрявцев А.И., Конституционно-правовые основы свободы совести в современной России-в кн.: Ред. Томаева Т., Свобода совести в правовом государстве: юридический и информационный аспекты: Материалы семинара 19-22 апреля 2000г. Суздаль, М., 2000.
- Недумов, Олег «Религию-в школы!», НГ-Религии, 2004.4.7.
- Овсиенко Ф.Г. & Трофимчик Н.А.(От.ред.), Государственно-Церковные Отношения в России, М., РАГС, 1995.
- Павлова, О.А. (Сост.), Образовательная Деятельность Русской Православной Церкви : Проблемы освоения наследия, в 2-х кн.(1-Аннотированный Справочник Учебно-методической литературы, 2- Справочник Законодательной и нормативно-правовой литературы), Новосибирск, Православная Гимназия во имя Преподобного Сергия Радонежского, 1996.
- Пчелинцев, А.В. & Ряховский, В.В. Религиозные Объединения Свобода совести и вероисповедания: Нормативные Акты Судебная Практика, М.: Юриспрудения, 2001.
- Трофимчук Н.А.& Яковлева, С.Д.(Ред.), Религия и Политика в Современной России, М.: РАГС, 1997.
- (法令・協定文書)
- ФЗ « О свободе совести и о религиозных объединениях», N 125-ФЗ, 26 сентября 1997.
- Министерство Образования Р.Ф. (А.Г. Асмолов), О светском характере образования в государственных образовательных учреждениях РФ, No.47/20-11п, 1993.
- МОРФ, «О предоставлении религиозным организациями возможности обучать детей религии вне рамок образовательных программ в помещениях государственных и муниципальных образовательных учреждений», N14-53-281 ин/14-04,4 июля 1999.
- МОРФ, приказ«О создании Координационного совета по взаимодействию МОРФ и МпРПЦ», 1 июля 1999 N 58., Договор«о сотрудничестве МОРФ и МпРПЦ», 2 августа 1999.,
- МОРФ, Информация « О деятельности на территории России

представителей нетрадиционных религиозных объединений» N 549/28-16.

Соглашение «О сотрудничестве между Комитетом по образованию Администрации СП-а и Отделом религиозного образования и духовного просвещения СПб-ой епархии», 4 января 1997.,
Соглашение «О совместной деятельности между СПбГУ-ом педагогического мастерства СПб-ой Духовной Академией и Отделом религиозного образования и духовного просвещения СПб-ой епархии», 4 января 1997.

Договор о сотрудничестве в сфере образовательной и культурно-просветительской деятельности между Администрацией Смоленской области и Смоленской и Калининградской епархией Православной Церкви, 2003 г.

資料1 ヨーロッパ・ロシア地域の宗教現地調査

2009年8月20日(木)―8月29日(土)

	施設名	設立年	内容	観光度
1	スズダリ：リサパラジェンスキー修道院	12世紀末ウラジミール・モノマフ	タタールの支配から解放後に石造りに世界遺産	○
2	スパソ・エフフィミエフ修道院	12世紀	壁面に古代宗教の神々のレリーフ 世界遺産	○
3	ブラジミル：ウスペンスキー大聖堂 ドミトリエフスキー聖堂	15世紀 1190年	世界遺産 モスクワ大公の結婚式場にもなる 壁面に古代ギリシア文明の神々の像	◎
4	ボゴルロヴァ：ポクロヴァ・ネルリ教会	1165年	死んだ息子の記念 世界遺産	○
5	セルギエフ・ボサード：トロイツェセルギエフ修道院	15世紀	世界遺産	◎
6	ウスペンスキー聖堂	1559-1585年 イヴァン四世(雷帝)	息子への吊い金で建設	◎
7	サンクトペテルブルク：アレクサンドル・ネフスキー修道院	1776年	聖人ネフスキーの聖骸	◎
8	ペトロ・パブロフスク要塞	1703年ピョートル大帝	北方戦争以後の西洋化政策の一環 聖堂内にはピョートル大帝の墓 ニコライ二世の家族の墓	◎
9	聖イサク寺院	1717年 1762年エカチェリナ二世再建	ピョートル大帝生誕記念	◎
10	聖カザン寺院	1801年 パーヴェル一世	コリント様式 サンピエトロ寺院復元 ラテン十字形 ナポレオン戦争戦勝記念 加味	◎
11	血の上の教会	1883年 アレクサンドル三世	アレクサンドル二世暗殺の地 ロシア様式	◎

12	ペトロ・ザボーツク：キジー島プレオブラジェンスカヤ教会 ボクロフスカヤ教会	1714年プレオブラジェンスカヤ教会 1764年ボクロフスカヤ教会	世界遺産 木造	◎
13	ケミ：木造ウスペンスキー教会	15世紀	使用されていない 老朽化	×
14	ソロヴェツキー修道院	15世紀前半修道士	分離派の牙城 17世紀に反乱 世界遺産 観光設備建設中	◎
15	モスクワ：ウスペンスキー聖堂	1475—1479年 イヴァン三世	ヴラジーミル公国継承者であることを示すため「第三ローマ理念」 イタリア・ルネッサンス様式とロシア様式の融合 ツァーリ戴冠式と大統領就任式の会場	◎
16	アルハンゲリスキー聖堂	1505—1509年	タタールのくびきからの解放	◎
17	ブラゴベシチェンスキー聖堂	1484—1489年	ツァーリの私的礼拝	◎
18	スバスカヤ塔	15世紀末 イヴァン三世		◎
19	カザン聖堂	1993年に再建	ソ連崩壊後に最初に再建された	◎
20	赤の広場：聖ワシーリー聖堂	1551—1560年 イワン4世	カザン・ハーンへの戦勝記念	◎
21	救世主ハリストス大聖堂	1812年	ナポレオン率いるフランス軍との「祖国戦争」勝利記念	◎

資料2 ロシア・シベリア地域の宗教現地調査

2010年8月25(水) - 9月3日(金)

宗派	訪問した宗教施設	概要
ユダヤ教	ビロビジャン市 ユダヤ教センター、シナゴーク ハバロフスク市 ラビ・ヤコビ安息日礼拝、 ユダヤ教センター	ソ連崩壊以降、多くのユダヤ人がイスラエルに移住したが、近年、ロシアに帰国或いはロシア在住の家族を支援する傾向にある。ハバロフスク市では、シナゴークの窓への投石などが度々あり、差別意識が見いだされる。
ロシア正教会	ハバロフスク市 ロシア正教神学校 スパツ・ブレイブラジェンスキー聖堂、ウスペンスキー修道院 ウラジオストク市 聖ニコラス大聖堂、 ノコルスキー教会、 ウスペンスキー教会、 カザンスキー教会 イルクーツク市 ズナメンスキー修道院、 スパスカヤ教会、 クレストヴォズドヴィジェンスカヤ教会	極東地域の教会の宗教は、中央(モスクワ)から派遣されている。近年、若い世代において教区聖職者を志望する人が増えており、インターネットの設備もある神学校で学んでいる。教会では従来のような礼拝のみではなく、日曜学校など正教会の教えに親しむ機会を設けており、多くの市民の参加を得ている。一部の人々においては、「殉教者」として聖人に列聖されたロシア最後の皇帝ニコライ二世とその家族を熱心に崇敬する傾向もみられる。
古儀式派教会	ハバロフスク市 古儀式派教会 ウラジオストク市 古儀式派教会 ウラン・ウデ セメイスキエ分離派家庭、 古儀式派教会	近年、古儀式派に伝わる聖歌を復興する動きがみられる。
チベット仏教	ハバロフスク市 チベット仏教センター ウラン・ウデ リンポチェ・パフシャ仏教センター、 イヴォルギンスキー・ダツァン	ハバロフスク市の仏教センターは、カルマ・カギユ派のラマ・オレ・ニデルを指導者と仰ぐ「カルマ・カギユ派ロシア仏教協会」の支部の1つである。 ウランウデ(ブリアート共和国)は、ロシアにおけるチベット仏教の総本山の位置を占める。
シャーマニズム	トローイツコエ村 ナナイ民族家庭、 ナナイ文化センター	ソ連崩壊後、河川の汚染も影響し、漁業や農業が壊滅的な状況にあるため、文化復興を通じて、観光資源としてのシャーマニズムおよびシャーマンの踊りを復興させようとの動きがみられる。

第3章 スペイン

北原仁・芳賀学

第1節 政教関係の概要

I はじめに

1. 立憲主義と政教関係の生成

スペインの1978年憲法は、宗教に関する条項として思想・宗教自由（第16条第1項）と国教の禁止（同条第3項）を規定している。このような宗教の自由と政教関係の原則が憲法に掲げられるにいたった意義を理解するためには、スペインにおける立憲主義の形成過程の歴史を一瞥しておく必要がある。スペインの憲法史は、様々な政治思想を有する党派の対立と抗争に彩られている。つまり、支配的な社会集団とこれに対抗する集団との間で、主権の性格、権力分立、基本的人権、選挙権の範囲、政府の形態等の在り方をめぐって対立し、時には激しい暴力を伴っていた。宗教問題も、このような対立軸の1つであった。

そもそも、スペインを含むヨーロッパの宗教問題は、教皇庁と勃興しつつあった領土国家との間の緊張関係に起因するものであった。両者の関係を確定する方法として、今日までコンコルダート（政教条約）という手法が用いられているが、最初のコンコルダートは、1122年のウォルムス（*Concordia Wormatiensis, 23 de septiembre de 1122*）が最初だと考えられている。この条約は、王領での教会裁判権の自由な行使を保障しようとするものである。

宗教改革の混乱を経て、絶対主義時代になると、君主に具現される領土を支配する絶対主義君主が登場し、国家の教会に対する優位が追求されるようになる。「統治者の宗教が臣民の宗教（*cuius regio eius religio* = 領土に属する者に宗教も属する）」という法諺に表されるように、新教と旧教とを問わず、教会は、君主に従属するようになった。スペインにおいては、特にこの傾向がはなはだしく、何世紀もの間、宗教界と世俗

社会は、互いにもたれ合い、融合し、今日でも分離が難しいほどとなった。教会と君主制は、同じ絶対主義権力の2つの顔であったが、絶対主義君主の側が、絶えず教会の権力を弱めようとしていた。この努力は、1753年のコンコルダートに結実した。この条約によって、国王は、重要な聖職禄にほぼ全般的な推挙権を得て、教皇庁は、スペイン教会の管理について決定的な影響力を失ったのである。

2. 立憲主義の生成とカトリック教会

19世紀になると、スペインでも立憲主義の導入が図られ、政教関係と宗教問題は、新たな局面に入った。1808年、ナポレオンは、スペインにフランスの傀儡政権を樹立しようとして、スペイン国王フェルナンド7世を退位させた。しかし、スペインの自由主義者たちは、大西洋貿易の中心的な港であったカディスに集結し、憲法を制定した。この1812年憲法（別名「カディス憲法」ともいう）は、君主制をとりながらも、三権分離、抑制された国王の執行権、立法議会の重視等を規定する自由主義的な憲法であった。しかしながら、「スペイン国民の憲法は、唯一にして本物の使徒的ローマ・カトリック教会であり、永遠にこれを維持するものとする」と規定し（第12条）、国教制度をとっている。その後のスペイン憲法史は、自由主義勢力と保守派との抗争の歴史に彩られ、憲法の政教関係と宗教の自由の規定にこの対抗関係が反映されている（表1参照）。

教皇庁とスペイン国家との間で、1753年のコンコルダートに代わるものとして、1851年3月16日のコンコルダートが結ばれた。このコンコルダートは、1845年憲法を制定した穏健派が、政教関係の閉塞状態を打開するために結んだものである。ピウス9世の時までに行われた教会財産の売却を受け入れ、国王の司教区の伝統的な任命権を確認し、教区の再編原則を承認し、司教管区の若干の改変を許可した。国の側としても、在俗司祭と教会財産を維持する責任を引き受け、独立して教会の仕事を遂行する司教の権利を認め、神学校の財政援助等を約束した。そのコン

コルダート第1条は、カトリック教が「他のいずれの宗教をも排除して、スペイン国民の一貫して唯一の宗教であり」、「神の法と教会法の定めるところに従って」、「すべての権利と特権を」享受すると規定する。

19世紀前半の憲法は、基本的に国教制度をとっていたが、19世紀半ばには、国教を前提としつつも、徐々にカトリック教以外の宗教の自由をも保障しようとする傾向が見られるようになる。1856年憲法は、結局公布されなかったが、「しかし、スペイン人であれ外国人であれ、何人も、公権力が宗教に反すると宣言しない限り、その宗教的意見又は信条によって迫害されることはない」（第14条後段）と定めていた。1869年憲法は、国教を規定しないが、カトリック教の礼拝と僧侶の維持を規定しつつも、さらに、「他のいずれの礼拝の公的又は私的な実施は、道徳と法の普遍的な準則以外の制約を受けず、スペインに居住する外国人に保障される。スペイン人がカトリック教以外の宗教を信ずるのであれば、先に規定されたところがすべて適用される」（第21条中段・後段）と定めている。したがって、1869年憲法は、宗教の自由を保障しようとする姿勢がうかがえる。

その後、1868年から1874年までの時代は、自由主義派が政治的主導権を握り、スペイン立憲主義の分水嶺であったとも言われているように、共和主義思想が大きな影響力をもち、第一共和国が誕生した。1873年憲法草案は、連邦共和制を採用し、「スペインにおいては、あらゆる礼拝の実行は、自由である」（第34条）、「教会は、国家から分離される」（第35条）、「国又は連邦、州及び市町村は、直接的であれ間接的であれ、いかなる宗教の援助も禁止される」（第36条）と定め、政教分離原則が宣言されるに至った。しかしながら、第一共和国は、短命に終わり、1876年憲法が1931年の第二共和国成立まで適用されることになった。1876年憲法は、「スペイン領土においては、何人も、キリスト教道徳を適切に尊重する限り、その宗教的意見によっても、その礼拝の実行によっても、妨害されない」（第11条）と規定する。

3. 第二共和国憲法とフランコ体制

1931年の第二共和国憲法は、第一共和国の宗教政策を引き継ぎ、「スペイン国は、国教をもたない」（第3条）と規定し、政教分離原則を掲げて、宗教について詳細な規定を置いている。1931年憲法は、さらに踏み込んで、それまでの憲法規定と180度転換し、「国家、地域、県および市町村は、教会を維持し、優遇し、援助してはならない」（第26条）と規定する。その上、政教関係をどのように定めるかについては、「次の各号の事項の立法と直接的な執行は、スペイン国の排他的権限に属する」立法事項として、「国家と教会との関係及び礼拝制度」（第14条第1号）を定める。実際に、1934年4月6日の僧侶負債法（*Ley de Haberes pasivos del Clero, de 6 de abril de 1934*）は、「特別法は、最長2年以内に僧侶の予算の完全な消滅を規定するものとする」と定める。

1931年憲法は、良心の自由と宗教の自由を同じ条文で、次のように定めている。「良心の自由及びいかなる宗教をも自由に信仰し、実行する権利は、公共道徳を適切に尊重する限りにおいて、スペイン領土において保障される。墓地は、排他的に民事管轄に服するものとする。墓地では、宗教的理由による分離区画を設けることはできない。礼拝の公共の場での表示は、その回ごとに政府の許可によらなくてはならない。何人も、その宗教的信条を公式に表明することを強制されることはない。宗教的条件は、共和国大統領の任命及び首相になるために、この憲法に定められたところを除いて、市民的・政治的な人の適格性を変更する要因とならない」（第27条）と。さらに、憲法は、教育の非宗教性についても、次のように規定する。「文化的役務は、国の基本的な属性であり、これは、統一的な学校制度で結ばれた教育施設によって提供されるものとする。初等教育は、無償であり、義務とする。学問の自由は、承認され、保障される。共和国は、能力と資質による他に条件を付されないために、経済的に困窮したスペイン人にあらゆる段階の教育を受けられるように法律で定める。教育は、非宗教とし、労働を教育活動方法の基軸とし、人間的連帯の理想から考えられるものとする。教会には、その施設におい

て各々の教理を伝える権利が認められるが、この権利は、国の監督に服する」(第 48 条)と。したがって、1931 年憲法は、厳格な政教分離原則を掲げている。

表 1 ス페인憲法の政教規定

憲法規定	規定内容	特徴
1812 年憲法第 12 条	カトリック教を国教と定め、他の宗教を禁止。	自由主義型憲法
1834 年王政憲章	政教関係を明示する規定はないが、大司教および司教を上院議員とする定めがある(3条)。	絶対主義的性格
1837 年憲法第 11 条	礼拝と僧侶の維持を規定し、実質的にカトリック教を国教とする。	進歩派と穏健派との妥協による憲法
1845 年憲法第 11 条	カトリック教を国教とし、礼拝と僧侶の維持を規定する。	1837 年憲法を引き継いだスペイン純理論派による自由主義に基づく。
1869 年憲法第 21 条	国教を規定しないが、カトリック教の礼拝と僧侶の維持を規定し、他の宗教の私的自由を保障する。	自由主義派と共和派による。普通選挙制をとる。
1876 年憲法第 11 条	カトリック教を国教とし、礼拝と僧侶の維持を規定し、他宗の礼拝を認める。	王政復古(純理論派の主権理論)
1931 年憲法第 3 条、第 27 条および第 48 条	国家の中立性と非宗教性を規定し、思想・宗教の自由を認め、公教育の非宗教性を定める。	連邦共和制
フランコ体制	カトリック教を国教とする。ただし、1967 年の宗教自由法以後は、一定の他宗にも、宗教の自由を認めた。	憲法典を制定せず、法律によって国家組織を規定していた。
1978 年憲法第 16 条	政教分離原則と宗教の自由を認めつつも、カトリック教が多数派の宗教であることを認める。	現行憲法

このような政教分離原則も、スペイン内戦がフランコの勝利とともに終焉を迎えた。その結果、カトリックによる国教制度が復活し、宗教の

維持のために国家の一般予算による財政援助制度が設けられた。この状況は 1953 年 8 月 27 日の政教条約まで維持された。このコンコルダートは、ピウス 12 世とフランコとの間に結ばれた条約であって、1931 年憲法の政教分離原則を転換し、「使徒的ローマ・カトリック教は、スペイン国民の唯一の宗教であり続け、神の法と教会法に従って、カトリック教に属する権利及び特権を享受する」(第 1 条)と定め、カトリック教を国教と規定している。その他にも、①教会の自立性・自由および法人格、②教会の人的・領土的組織、③僧侶の特別規定、④教会の経済的・法的制度、⑤教会婚、⑥宗教教育、⑦礼拝、⑧教会の司教活動について、詳細に規定している。これらのテーマは、1978 年憲法下でスペイン国と教皇庁との間で、新たに結ばれた一連のコンコルダートにおいてもかたちを変えて、憲法に適合する形で引き継がれていると考えることもできる。

II 1978 年憲法における宗教の自由と政教関係

1. 非宗教国家とカトリック教会

1978 年憲法をスペインの憲法史に照らして見ると、この憲法は、1812 年のカディス憲法以来の自由主義と民主主義の伝統を引き継いでいるが、その宗教規定は、1931 年憲法型の厳格な政教分離原則に回帰しているわけではないということがわかる。1978 年憲法は、広範な宗教の自由を保障しつつも、スペインの宗教的な伝統に配慮し、急進的で厳格な政教分離原則の導入を回避し、カトリック教会との一定の妥協を図ることによって、スペイン憲法史に欠けていた政治制度の安定を追求しようとしたのである。この憲法モデルは、国教の数世紀に亙る歴史的な定着状態から新たな非宗教国家への移行期に対応しているものであるといえるだろう。

1978 年憲法は、宗教の自由について、「個人並びに団体の思想、宗教及び礼拝の自由を保障し、その表現については、法律で保護される公共の秩序の維持に必要な限りにおいて制約される」(16 条 1 項)と定める。憲法は、「礼拝」と「宗教」とを区別しているように読めるが、この規定

の「礼拝」は、「人が神に対する敬意、賛辞および崇拝を捧げる外見的行為の総体であって、私的であると公的であることを問わない」と解されているだけでなく、両者は一体のものと解釈すべきである。さらに、憲法は、「何人も、思想、宗教又はその信仰について表明することを強制されない」（第16条第2項）、「いかなる宗教も、国教ではない。公権力は、スペイン社会の宗教的信条を考慮し、カトリック教会及びその他の教団と協力関係を維持する」（同条第3項）とも定める。

特に、第3項では、国教制度を否認しつつも、カトリック教会との協力を明示している点に特徴がある。この規定を直訳すれば、「いかなる教団も、国教の性格をもたない（*Ninguna confesión tendrá carácter estatal.*）」と規定されており、政教分離または国家の非宗教性という語句が用いられているわけではない。しかし、この規定は、教団の非国家性（*no estatalidad de las confesiones*）、非宗教性（*laicidad*）、非教団性（*no confesionalidad o aconfesionalidad*）、国家の中立性（*neutralidad del Estado*）等様々な呼び方があるものの、国家の非宗教性を意味するものと解されている。憲法裁判所も、「非教団性（*aconfesionalidad*）」とか「非宗教性（*laicidad*）」という語を同じ意味で用いており（*STC 101/2004 y STC 203/2005*）、これらの言葉は、「国家と宗教教団との融合でなく分離と同時に、教団と宗教的信条に対する公権力と法体制の中立性または教団を形成する市民の非宗教性」を意味している。このように、一方では、国家の非宗教性を謳いながら、他方では、カトリック教会にドイツ型の公法上の団体の性格を付与している。したがって、この協力関係を具体化するに際して、政府に広い裁量の余地を残していると批判されている。ただし、「協力（*cooperación*）」という語は、普遍的で静的な思想を映し出しているのではなく、「反対に、これは、運動、躍動、積極的な活動や共同作用の感覚を伝える言葉である。要するに、この語は、語自体の中に、本来の概念に適用される変化の考えを伴っている」という解釈もある。つまり、協力の形は、状況に合わせて変化するというのである。いずれにせよ、「協力」の定義には曖昧さが残るのは

否めない。

そこで、憲法は、非宗教性と宗教団体との協力を憲法原則として規定する一方で、他方で、公権力の役割について、「公権力は、個人及び個人の属する団体の自由及び平等が、現実的かつ実行的なものとなるよう諸条件を整備し、自由及び平等の享受を妨げる障害を除去し、並びにすべての市民が政治的、経済的、文化的及び社会生活の参加することが容易になるように務めることを任務とする」（第 9 条第 2 項）と規定する。この文言は、「社会的かつ民主的国家」（第 1 条）という積極国家観に基づいて、公権力は、人が権利と自由を実際に享受できるように、その障害を除去しなければならないという考えに由来する（第 9 条第 2 項）。したがって、公権力は、個人としての市民だけでなく、宗教団体の構成員としての市民の宗教的自由が一定の保障を受けて発展できるように、条件を整備すべき義務があるというのである。これを確認するかのよう
に、2001 年 2 月 15 日の憲法裁判所の判決は、協力は、「憲法第 9 条第 2 項に基づいており、この規定によって、公権力は、個人だけでなく個人を束ねる団体の自由を促進し、……現実的かつ実効的になるように、適切な条件を生み出す活動の指針が課せられるのである」と述べている。

2. 国とカトリック教会との協力関係とコンコルダート

憲法第 16 条第 3 項は、「カトリック教会及びその他の教団との協力関係」と述べている。1978 年憲法の文言上は、第 16 条第 3 項に規定された「協力関係」が教皇庁との協定の締結を含むかどうかは定かではない。この関係は、歴史的に教皇庁とのコンコルダートによって取り決められており、すでに、1978 年憲法の施行以前の 1976 年 7 月 28 日、教皇庁とスペイン政府との間でコンコルダートが結ばれている。これは、1953 年のコンコルダートを一部引き継ぐものであり、その前文で「スペイン人民の多数がカトリック教を信仰しており、1953 年 8 月 27 日のコンコルダートの署名以降に出現した新たな状況において新たな規定が必要とされる」ようになったと締結の理由を説明している。しかし、1978 年憲

法の制定の後に結ばれた一連のコンコルダートが、全体として 1953 年のコンコルダートに取って代わった。これらを列記すれば、次のとおりである。

- ① 1976 年 7 月 28 日の教皇庁とスペイン国との協定（基本協定）
- ② 1979 年 1 月 3 日のスペイン国と教皇庁との 4 つの協定
 - ・ 法律問題に関する協定（法的協定）
 - ・ 教育・文化に関する協定（教育・文化協定）
 - ・ 経済問題に関する協定（経済協定）
 - ・ 軍隊での宗教的援助と僧侶と宗教家に関する協定（軍務協定）、
である。

1978 年憲法は、「有効に締結された国際条約は、スペイン国内で公布された後は、国内法秩序の一部を構成する。その規定は、当該条約に定める方法又は国際法の一般原則に従ってのみ、これを廃止し、改正し、又は停止できる」（第 96 条第 1 項）と定める。ただし、「憲法に違反する条項を含む国際条約を締結する際は、事前に、憲法の改正を必要とする」（第 95 条第 1 項）とも規定し、憲法優位説をとっている。したがって、スペインでは、憲法を頂点とする教皇庁と国との協定・協約を含むコンコルダートにかかわる一群の規範の蓄積が見られ、これを「コンコルダートの蓄積 (acervo concordatorio)」と呼ぶことができる。この「蓄積」の法秩序は、以下のように 4 層に分けることができる。

- ① 憲法
- ② スペイン国と教皇庁との国際的な性格の 5 つの協定
- ③ 上記の協定を執行するために結ばれた国内的な性格の協定（政府とスペイン司教会議との間あるいは大臣とスペイン司教会議との間という中央レベル、17 の教会文化遺産協定、医療・刑務施設での宗教授助、教育・社会通信メディア（ラジオとテレビ）という自治体レベル、司教一地方議会（特に、文化遺産または医療施設）という地方レベルでの協定）
- ④ 上記のすべての協定・協約を施行する一方的な国の規範の

グループ

1979年の4つのコンコルダートは、憲法原則に適合するようにコンコルダートの内容を修正したものである。法律問題に関するコンコルダートによって、民事上の法人格は、登記簿に記載することによって取得されるという制度を設けることが明記された（第1条第4号）。また、国は、カトリック教会の経済基盤強化に協力することを約束し、協定締結から3年後には、納税者の意思に基づく教会への納税額の割り当て制度を導入するとしている（第2条第2項）（ただし、この制度は、依然として全面的に導入されていない）。

教育についても、「宗教の自由の原則に鑑みて、教育活動は、学校での子の道徳及び宗教教育に対する親の基本的権利を尊重しなければならない」（教育・文化協定第1条第1項）と規定しつつ、「いずれの場合でも、公教育機関で提供される教育は、キリスト教的価値と倫理を尊重しなければならない」（同条第2項）と定め、公教育機関でのキリスト教価値の重要性に言及している（1953年のコンコルダートは、「スペイン国は、すべての等級又は学年において、国立であると否とを問わず、カトリック教を通常の必修科目として保障する」（第27条第1項）と定めていた）。

3. カトリック教会以外の教団との協力関係

1978年憲法第16条第3項は、カトリック教会を特に名指ししてはいるが、「その他の教団との協力関係」も明記している。従来、国家はカトリック教会とのみ協力し、少数派の宗団は、何世紀にも亙って法的に無視された状態に置かれていた。そこで、少数派の宗教は、カトリック教会にならって、国家と協定を結ぶことによって、新たな法的地位を得て何らかの特権を享受しようとする一種の国家のパターナリズムを要求していた。しかしながら、すぐにすべての少数派宗教集団に対して等しく協定を結ぶことは不可能であり、宗教間に不平等な取扱いが残るという問題点も指摘されている。

憲法第16条第3項は、「国教は、存在しない。公権力は、スペイン社

会の宗教的信条を考慮し、カトリック教会およびその他の宗派とのこれまでの協力関係を維持する」と規定する。

1993年と1996年の憲法裁判所の判決(las Sentencias de STC 340/93 y 177/96)によれば、第16条第3項の規定の意味は、次のとおりである。

- ① 公権力の中立性を前提とする。
- ② カトリック教徒の市民の信条の他に社会学的に重要な宗教的信条にも配慮する。

つまり、いぜんとしてカトリック教徒が多数を占めるスペイン社会においては、カトリック教会が第16条第3項に言及されていることは当然であるとしても、他の宗教は、スペイン社会での影響力の強弱によって区別されている。この点で、指摘すべき点は、カトリック教会以外の宗教教団にとって、国家との協力協定を結ぶことは、カトリック教会と同じになることを意味するのではないということである。事実上または法的にも、カトリック教会が多くの特権で優遇されているからである。

- ③ しかしながら、スペイン社会では国家と特定の宗教との協力が広範囲に亙るものではあっても、この協力には、少なくとも、2つの限界を考慮しなければならない。

まず、いかなる場合でも、国家目的と宗教目的とを混同してはならないということである。スペインは、国家目標の中に特定の宗教を促進することを任務とする宗教国家ではない。

次に、様々な宗教の間での取り扱いの違いも、スペイン社会における影響の程度によって正当化されうるが、それでも、宗教の自由の権利を行使することにおいては、憲法の平等原則に反することはできない。

人または教団の間での取り扱いの違いは、どのようなものであれ、客観的に正当化され、比例原則に反してはならず、さらには、憲法14条の平等原則に挙げられた差別事由の1つに当たるとす

れば、挙証責任が転嫁され、公権力が、法的な取り扱いの違いを説明できなくてはならない。

カトリック教会がスペイン社会においていぜん重きをなしているという社会的事実によって、カトリック教会の法的地位と権利が正当化されうるとしても、理論的には、社会的基盤の変化に応じて違憲の特権に変化することもありえる。つまり、社会学的に見てスペイン社会に定着しているのは、それは歴史的伝統による結果であるともいえるのだから、将来、新たな宗教勢力が伸長するかもしれないということの意味するはずである。したがって、公権力は、市民の宗教的信条を宗教団体の登記に正確に反映させる義務を負っている。

第 2 節 宗教団体制

I 1980 年の宗教の自由法

1. 宗教団体と法人格

憲法第 16 条に掲げられた宗教の自由、国家の非宗教性および宗教教団との協力関係という 3 つの原則の適切なあり方という課題に答えた立法が、1980 年 7 月 24 日の宗教の自由法である（正式には、「宗教の自由組織法 (Ley Orgánica 7/1980, de 5 Julio. Libertad Religiosa)」というが、組織法というのは、「基本的権利及び自由の発展に関する法律、自治州条例及び一般的選挙制度を承認する法律並びに憲法で定めるその他の法律は、これを組織法という」(憲法第 81 条第 1 項) と定められている)。宗教の自由法は、「宗教及び礼拝の自由という基本的権利を保障」(第 1 条第 1 項) し、宗教的信条による差別的取扱いを禁止し (同条第 2 項)、「いかなる教団も、国教の性格をもたない」として国家の非宗教性を規定している (同条第 3 項)。宗教団体の法人格については、「教会、教団、宗教共同体及びその連合は、司法省に設立される担当の公の登記簿に記載すれば、法人格を享受する」(第 5 条第 1 項) と定め、「登記している教会、教団及び宗教共同体は、完全な自治権を有し、組織、内部制度及び人事制度について独自の規則を定めることができる」(第 6 条

第1号)として、登記宗教団体には、自治権を保障している。

宗教の自由法第5条第1項にいう「公の登記簿」が、1981年1月9日の勅令第142号によって設置された「宗教団体登記簿(un Registro de Entidades Religiosas)」である(第1条)。この登記簿に登録できる団体は、①「教会、教団、宗教共同体」、②「修道会、宗派及び宗教教育機関」、③「教会や教団の傘下に宗教的協会団体として設立された団体」および④「各宗教連合体」である(2条)。したがって、宗教教団は、「宗教団体登記簿」に記載されれば、法人格を得て、教団の組織と運営の独自の規範を定める自治権を獲得し、宗教の自由法の第2条に保障された「宗教と礼拝の自由」から派生する各種の権利を享受する。すなわち、これらの権利とは、

- ① 教団・基金を設ける権利
- ② その宗教イデオロギーを教宣し、宣伝する権利
- ③ 宗教の自由諮問委員会に参加する権利
- ④ その僧侶を任命し、育成する権利
- ⑤ 公共施設(軍、病院、刑務所等)で宗教の援助を提供する権限
- ⑥ 公共教育施設で特別の宗教教育を行う権限、である。

2. 宗教団体と協力協定締結要件

しかしながら、宗教の自由法は、教団の法人格の取得とは別に、「国は、スペイン社会に存在する様々な宗教を考慮して、場合によって、登記簿に記載されており、信者の規模と人数からスペインに定着しよく知られている教会、教団、宗教共同体との協力協定又は協約を結ぶものとする」(第7条第1項)と定め、登記された宗教団体の中から「信者の規模と人数からスペインに定着し、よく知られている(por su ámbito y número de creyentes hayan alcanzado notorio arraigo en España)」ものについては、協定を結ぶ可能性を認めている(ただし、このような教団と自動的に協定を結ぶことを義務付けているわけではない)。また、宗教自由法は、「宗教の自由諮問委員会(la Comisión Asesora de Libertad

Religiosa)」を設置すると規定し（第 8 条）、この規定を受けて、2001 年の勅令第 1159 号は、委員会は、「宗教の自由組織法（1980 年 7 月 5 日の法律第 7 号）の適用に関わるあらゆる疑問について調査、報告及び提案するという任務を担い、特にこの組織法第 7 条に定められている協力協定又は協約の準備と提言は、拘束力を有する」（宗教の自由諮問委員会に関する勅令 2 条）と規定する。この勅令を受けて、司法省令は、諮問委員会総会の権限として、「宗教の自由組織法第 7 条に規定されている協力協定又は協約について、その準備に必ず参加し、意見を述べるだけでなく、場合により、宗教教団と異なる行政機関との協定について報告すること」（3 の 1）と規定している。

しかしながら、宗教自由法は、「定着し、よく知られている」ことを定義しておらず、その根拠として教団の範囲、信者の人数によって定まると記すにとどまり、何らの数値を示していないのである。確かに、カトリック教会は、その位階制度の頂点にローマ教皇が位置し、世界中に教会組織を広げており、その一部がスペインのローマ・カトリック教会組織であり、その歴史的経緯からもスペイン人の大部分がカトリック教徒であるから、宗教の自由法のこの文言に該当することは間違いない。反対に、スペインでは 19 世紀の立憲主義時代においても、国教制度がとられてきた結果、カトリック教以外の宗教は、ほとんど発展しなかったばかりでなく、そもそもローマ教会型の位階制度をとらない。

カトリック教会以外の宗教団体が国との協定を結ぶ当事者になりうるには、「信者の規模と人数からスペインに定着し、よく知られている」という要件を満たさなければならない。しかし、同じ宗教であっても、様々な宗派に分かれており、その組織も別々の場合もあるから、宗教団体の多様な組織形態という社会的事実を捉えただけでは、協定を締結できる当事者の要件を満たすことはできない。そこで、この問題を解決するために、この要件をみたく概念が人工的に構成された。つまり、多様な宗教集団をその共通項である信条によって大きくひとくくりにした抽象的な意味での宗教と見なした上で、信者の範囲と人数を把握する。しかし、

抽象的な信条としての宗教は、法主体ではないので、歴史的経緯を無視して、宗教の自由法の法規定に適合させるために、同一宗教に基づく宗教団体の連合体を創設された。こうした連合は、宗教登記簿に登記し、法人格を取得し、協定の締結当事者となることができた（たとえば、「スペイン福音宗教団体連合」は、プロテスタント教団のみならず、救世軍（el Ejército de Salvación）からも構成され、スペイン・ギリシャ正教（la Iglesia Ortodoxa griega en España）とも緊密な協力関係にある）。そこで、この制度によって新たにカトリック教団以外の教団をも完全に保護するという家父長的国家が出現したのではないかと指摘されている。

こうして、1992年11月10日、スペイン国と「スペイン福音宗教団体連合（la Federación de Entidades Religiosas Evangélicas de España）」、「イスラエル共同体連合（la Federación de Comunidades Israelitas）」および「スペイン・イスラーム委員会（la Comisión Islámica de España）」（この連合は、「スペイン・イスラーム宗教団体連盟（Federación Española de Entidades Religiosas Islámicas）」と「スペイン・イスラーム共同体同盟（Unión de Comunidades Islámicas de España）」という協定にも明記されている2つの団体によって構成されている）という3つの連合体との間で協定が結ばれたのである。3連合体の中で、今日のスペイン社会では福音派とイスラームの影響力が大きいと指摘されている。いずれの協定も、その締結理由として、「1978年のスペイン憲法は、民主的かつ多元的国家を形成するについて、宗教の現実に対する伝統的姿勢に大きな変化をもたらし、平等及び宗教の自由の権利を基本的権利として承認し、この権利の行使には、法律の保護する公の秩序の維持に起因する要請及び他人の基本的権利の適正な尊重から許される最大限の保障がなされる」と謳っている。さらに、「スペイン福音宗教団体連合」との協定に見られるように「牧会活動に由来する特定の権利の確定、社会保障のような重要な領域における個人の地位及び軍務の履行形態を伴う福音派牧師の規則、礼拝場の法的保護、福音派の

儀式に則り挙行された婚姻の民事的効力の付与、公共センター又は施設の宗教的援助、教育施設での福音派の宗教教育、最後に、スペイン福音宗教団体連合に加盟する教会に一定の財産・活動に適用される租税優遇措置である」と述べ、カトリック教会との協定にならって協定宗教連合体には一定の優遇措置を認めている。

しかし、カトリック教会と教皇庁に法人格と行為能力が認められるのは、宗教団体登記簿に登録しているからではない。スペイン国と署名した協約によって（1979年1月3日の法律問題協約第1条第2項および第2条）、以下のように認められているからである。

- ① 教皇庁 (*la Santa Sede*) —これは、国際的な法人格をもち、外交的代表をもった主権国家として認められる。
- ② スペイン司教会議 (*la Conferencia Episcopal Española*) —1979年1月3日の法律問題協約第1条第3項によると、スペイン国土に限られるが、教皇庁と同じ民事上の法人格を享受する。
- ③ 地域区画 (*sus circoscripciones territoriales*) —スペインのカトリック教会は、司教区 (*Diócesis*)、教区 (*parroquias*) その他の地域区画から形成されており（第1条第2項）、これらは、教会区画の組織構造の根幹であると考えられ、同じように民事上の人格を与えられている。
- ④ 個人的基盤の団体 (*sus entidades de base personal*) —これは、修道生活の会、宗団および学院である。
- ⑤ 結社、団体および財団 (*sus Asociaciones, entidades y Fundaciones canónicas*) —これは、教会がそのような組織として設立し、法的・教会法的人格が付与されているものである。協約第1条第4項の第3段は、「すでに法人格を得ていたような結社および財団は、法人格と完全な行為能力を維持するが、宗教登記簿に記載しなければならない」と規定する。

カトリック教会の歴史的・社会的に果たしてきた大きな役割から、宗教団体登記簿に記載されているカトリック教会関係の宗教団体（信徒会

[cofradías]、信徒団体 [hermandades]、財団 [fundaciones]、非営利団体 [ONG's] 等) の数は、約 13, 000 であるのに対して (2007 年)、カトリック以外の団体は、1, 980 である (2008 年)。そのうち、福音派団体が 42%、ムスリム団体が 26% およびその他の宗教団体が 32% であった。したがって、登記されている宗教団体の大部分がカトリック教会関係の団体であるといえる。

II 宗教団体登記簿

1. 登記の法的性質

宗教団体登記簿への記載は、他の登記簿への記載と異なり、宗教団体の民法上の法人格が認められるという形成的な性格を有するだけでなく、宗教団体に特別の地位を与えるという効果もあると考えられている。しかしながら、このような見解は、憲法第 22 条第 3 項「本条にもとづいて設立された結社は、公登記簿に記載しなくてはならない」という規定に反するように思われる。そこで、宗教団体は、憲法のいう「結社」であるのか、宗教団体登記簿への記載は、形成的な性格を有するのだろうか、という疑問が生ずる。

この問題について、憲法裁判所は、統一教会 (la Iglesia de la Unificación) に関する 2001 年 2 月 15 日の有名な判決において、登記簿への記載を裁量行為としてきたそれまでの行政実務を転換し、登記は、羈束行為であると次のように判示した。すなわち、「行政機関は、登記簿への記載を申請している団体の宗教的な要素を判断する作用にまで入り込むのではなく、団体の規則、対象および目的に配慮し、宗教の自由法第 3 条第 2 項 (これは、「心理学的若しくは超心理学的現象の研究と実験、人道的若しくは精神的価値の宣布、又は宗教とは無縁のその他類似の目的に関わる活動、目標及び団体は、この法律の保護の対象とはならない」と定める一筆者注) によって除外されている団体ではないことの証明に限定されなければならない」と (STC 46/2001, de 15 de febrero)。つまり、前記公登記簿への記載は、「憲法第 9 条第 2 項の『個人の及び

個人の属する団体の自由及び平等が、現実的かつ実効的なものとなるよう諸条件を整備し、『障害を除去する』ことに向けられた手段として、宗教的自由を集団で行使しやすくするために、法的な承認の形式的な表明である」。

その後、最高裁判所行政訴訟小法廷（el Tribunal Supremo, Sala Contencioso Administrativo）の 2004 年の判決も、いわゆる「真のイエスの兵士教会（la Iglesia de los Verdaderos Soldados de Jesús）」の登記簿への記載について、次のように判示している。すなわち、「前述の目的に向けられた登記が述べられているからといって、国は、宗教団体もしくは共同体の宗教的信条の正当性または宗教的信条の多様な表現形態についての正当性を統制する活動をする権限が与えられているのではなく、ただ単に、評価ではなく確認行為に限られ、申請団体が宗教の自由法第 3 条第 2 項の適用除外団体のいずれでもないことと、その実行のために展開する活動または行為が他者の自由と基本的権利を行使する権利を害せず、民主主義社会において法律によって保護され憲法第 16 条第 1 項も言及する公共の秩序に具体化されている要素として、安全、衛生または道徳に反するものではないことを確認する作用を付与されているにすぎない」（la Sentencia de 21 de mayo de 2004）と。

さらに、宗教の自由法は、厳密な意味での教団と、その目的を実現するために設立された団体との区別を明確に規定している（第 5 条）ことも忘れてはならない。

2. 登記と宗教団体の分類

あらゆる宗教の存在形態が現行の宗教法制に包摂されているわけではない。そもそも登記簿に登記されていない宗教団体（Entidades religiosas sin inscripción en ningún Registro）も存在するからである。しかしながら、このような団体の信徒も、国家の承認を欠いているという意味では、法の外にありながらも、国家の干渉を排除するという消極的な意味での宗教自由を享受しており、法人格なき社団として活動を展

開できる。したがって、宗教の自由法は、宗教団体登記簿という制度によって、多様な宗教団体の間に、差異を設けているともいえる。宗教の自由法の問題点を要約すれば、次のようにいえるだろう。

- ① 宗教自由法によって、5つの宗教の範疇が生じた。
 - (ア) カトリック教会（国際的な協定によって規律され、前述のとおり、登記簿には登記されていない）
 - (イ) 協定のある教団（ユダヤ教徒、プロテスタントおよびムスリム）
 - (ウ) スペインに定着し、よく知られている教団（モルモン教徒）
 - (エ) 協定もなく、スペインに定着し、よく知られてもいない教団（ギリシャ正教徒、仏教徒、エホバの証人だけでなく、協定教団に属さないプロテスタントおよびムスリム）
 - (オ) 自らの意思によって登記しないか、宗教の自由法第5条に基づき、登記を拒否された教団または共同体
- ② 登記簿への記載によって、宗教団体には民事上の法人格が付与されるが、登記は、形成力があるわけではない。教団は、社会から生まれる現象であって、国家に先行すると考えられるからである。したがって、教団は、結社の権利に還元されるものではない。
- ③ 宗教の自由法は、主要な協定教団にカトリック教会が享受しているものとよく似た権利と便益（とりわけ税制上の便益）を認めている。
- ④ 協定の条項の実施は、宗教家の社会保障や刑事施設で宗教授助等の協定上の権利を現実にして実行あるものとする立法を通じて行われ、また、双務的な協約によって宗教教育も広く行われている。協定の中には、財政援助問題のように、協定自体とは別に、協定の規定を緩和し、カトリック教会への財政援助を継続しようとする動きも見られるが、これは、宗教的自由の権利ばかりでなく国家の中立性の効力を弱めることになると批判されている。

Ⅲ 宗教と教育

1. 宗教教育とカトリック教会

親が宗教教育（および道徳教育）を子どもに施すことは、憲法上の基本権（憲法第 27 条第 3 項）である。憲法は、宗教教育についても、「公権力は、子が両親の信念に一致する宗教的・道徳的教育（*formación religiosa y moral*）を受けるよう両親を援助する権利を保障する」（第 27 条第 3 項）と規定している。この権利を実現すべく国は、公教育の場において、宗教教育を提供している。この教育は、無論義務的なものではないが、従来からその取り扱いをめぐる（すなわち、教育上どのように評価されるべきか、カリキュラムに編入すべきかなど）、熱く議論されているところである。この議論には、政治的・イデオロギー的な要素が色濃く存在していることは事実である。

一方では、憲法第 27 条第 2 項は、いわゆる教育の自由と学校を創設する権利を定めているので、スペインでは当然多数の私立学校が存在しており、多くの宗教団体により経営されている。私立学校の中、国から完全に独立している私立学校（*centros privados*）と、ある程度国との関係、とりわけ経済的な関係を持っている協定学校（*centros concertados*）がある。後者は、スペイン教育制度の独自なものであり、大変興味深い。協定学校は、私立学校である以上、「理念」（*ideario*）を設けることができる。しかし、一方では、国からの膨大な助成金を受けているため、その経営について国による比較的広い参加が許されている。その意味では、協定学校が私立学校と公立学校との「中間的な存在」として評価することができよう。

協定学校のほとんどがカトリック教会に属するものである。そもそも、かつてのスペインでは、すなわち教育制度が登場する以前の時代では、教育活動というのは教会が行うべき営みであった。この伝統が根強くスペイン社会に定着し、学校制度が設けられた後でも、それほど多くの公立学校が創設されず、依然として学校施設のほとんどがカトリック教会の手によって運用されていた。一方、公立学校の質に対する評価はそれ

ほどよくならず（つまり、公立学校に通うものが経済的に恵まれていない者との偏見が根付いた）、カトリック教徒でなくても、カトリック系の学校に子を通わせたい親が多かった。上記のような背景に協定学校の制度が生まれたのである。一方、協定学校制度の憲法上の位置付けであるが、それを憲法第 16 条第 3 項の協力の原則と同第 27 条第 3 項の親の宗教教育権に求めることが出来る。そして最後に、協定学校における宗教教育（＝宗派教育）が義務的ではないことを特筆すべきである。

2. 国とカトリック教会との教育・文化協定

憲法第 27 条第 3 項に基づいて、教育に関する権利の 1985 年 7 月 3 日組織法 8 号は、「すべての公立教育機関は、憲法原理、つまり憲法第 27 条の規定する思想的中立性の保障及び宗教的・道徳的選択の尊重に従って、活動するものとする」（第 18 条第 1 項）と定める。しかし、他方では、教育に関する 2006 年 5 月 3 日の組織法第 2 号は、「カトリック教の教育は、教皇庁とスペイン国との間で署名された教育・文化問題に関する協定に定められたところに従う。そのために、この協定に定められたところに従って、カトリック教は、該当する教育水準の分野又は科目に含まれ、施設にとっては義務的なものとして、生徒にとっては選択的なものとして適用されるものとする」（附則 1 の 1）と定め、生徒によっては選択科目であるとしているものの、学校に宗教教育科目の設置を義務付けている（ただし、協定宗教団体の宗教科目の設置も認めている）（附則 1 の 2）。

これを受けて、幼児教育と初等教育にも宗教教育が設置され（それぞれ 2006 年の勅令第 1630 号および第 1513 号）、さらに、中等義務教育においても、宗教教育が設置されている。ただし、中等義務教育には、「宗教教育を選択した者は、カトリック教の教育その他国が教育に関する国際協定又は協力協定を締結している他の宗教教団の教育の中から、協定に定められた条件で、選択するか、又は宗教史及び文化の教育を選択することができる」（2006 年の勅令 1631 号附則 2 の 4）と定めてい

る。勅令に添付された文書は、「この段階での宗教史及び文化の教育は、次のような能力の発展を目的とする」と規定する。

- ① 「宗教の様々な表現形態での宗教の現実を知り、現代社会に存在する宗教の多元性が何なのかを確認し、理解するのに資するかたちで大宗教の基本的な姿がどんなものかを認識すること」。
- ② 「人々の信仰又は無信仰に対する尊重と寛容の態度と、不正や狂信の状況のみならず、信条に基づくいかなる差別に対しても拒絶の態度をしめして、思想、良心及び宗教の権利を認めること」。
- ③ 「宗教が登場した政治的、社会的及び文化的文脈において、宗教の誕生と発展を理解し、宗教をその様々な歴史的な相貌をとった諸民族の軌跡に関連づけること」。
- ④ 「宗教の文化的及び美術的な表現形態並びに宗教的伝統を、諸民族の文化遺産の一部として評価し、その保存を含む責任を引き受け、このような文化、美術及び伝統を人を豊かにする方法として尊重すること」。
- ⑤ 「宗教の行いが社会と文化に残した足跡について、理性的な判断を涵養すること」
- ⑥ 「文献に裏付けられ合理的な議論を通じて、批判的な思考力を身に付け、自己の見解を弁護する自身の基準と能力を育てるだけでなく、他人の判断力と議論を評価すること」である。

選択科目としての「宗教史及び文化の教育」の目的をこのように掲げる一方で、中等義務教育科目として「市民の地位と人権に関する教育」が自然科学、物理、数学等とともに掲げられている(勅令 2006 年第 1631 号第 4 条)。これは、宗教について直接言及しているわけではないが、「市民の地位と人権に関する教育」の目的の 1 つとして、「共生を豊かにするものとしての多様性を認めることで、現代社会の多元性は何なのかを認識し、性別、出生、信条、社会的相違、性的嗜好その他の種類の事由によって存在する不正の状態及び差別を、人の尊厳を傷つけ、共生を攪乱する原因となるものとして、拒絶することによって、万人の権利と機

会の平等を擁護すること」(目的の 5) と規定している。さらに、目的の最後には、「文献に裏付けられ合理的な議論を通じて、批判的な思考力を身に付け、自己の見解を弁護する自身の基準と能力を育てるだけでなく、他人の判断力と議論を評価すること」を掲げているから、「宗教史及び文化の教育」は、「市民の地位と人権に関する教育」に連動して、後者の教育の宗教的側面から考察したものであって、さらに、各協定宗教の教育へと連なっているとも考えられる。

第 3 節 宗教団体税制

I カトリック教会への財政援助問題と税制

国家とカトリック教会との経済的な面での協力関係は、長い歴史的伝統があり、この関係には、「汝が与えるように我は与えるという原則 (el principio del do ut des)」が適用されてきた。つまり、経済的援助は、教会財産の永久保有権の剥奪と 10 分の 1 税の廃止の見返りだというのである。1953 年のコンコルダートは、この点について、「教会と国は、合意によって礼拝と僧侶の寄付最低保証額を確保する適切な教会財産の創設について研究するものとする」(第 19 条第 1 項) と定めつつ、「その間、国は、教会財産の過去の剥奪に対する補償として、また、国民のための教会の事業への寄付として、毎年、適切な寄付金を充てるものとする」(同条第 1 項第 1 文) と定めている。しかしながら、今日では、このような説明方法ではなく、信者の基本的権利を前提として経済的援助の問題も議論されている。

スペイン政府と教皇庁との間に結ばれた 1979 年の経済問題に関する協定は、同年 10 月、下院では 273 票の賛成で、上院では反対票なしで承認されている。協定の第 1 条は、「カトリック教会は、自由に、その信者から給付金を受領し、公の募金を企画し、並びに布施及び奉納を受けることができる」と定め、カトリック教会の自主財源の確保が認められているが、問題は、国のカトリック教会に対する財政援助である。協定は、憲法第 16 条第 3 項の「協力」について、「国は、宗教の自由とい

う原則を絶対的に尊重しつつ、カトリック教会が適切な経済基盤強化を達成できるよう協力することを約束する」(第2条第1項)と定め、さらに、その具体的内容として、次のように規定する。「本協定を締結してから3年間経過した後は、国はカトリック教会に対して、もっとも適切な徴収方法によって、所得又は純資産若しくは個人の所得に対する課税額の割合の一部を、提供することができる。そのため、納税者は申告の際どのような目的に当てるのかという意思を明確に表明しなければならない。その申告がない場合、その金額は他の目的に使用される」(同条第2項)と。その間の経済的援助については、「新制度が実施されない間は、国は、一般会計予算から、一括してカトリック教会に対して適切な寄付金を割り当て、その金額も毎年調整される」(同条第4項)と定め、カトリック教会に対する経済的援助は、一般会計予算に組み込まれることとされていた。つまり、憲法第16条第3項の協力原則は、必ずしも宗教団体との協定を必要とするものではなく、カトリック教会への財政援助は一時的なものという前提であったが、この臨時の制度が事実上の制度として放置されていた。

II カトリック教会と税制改革

1. カトリック教会への財政援助

このように1979年の協定では、3年後にカトリック教会に対する経済的な援助は、納税者の選択に委ねる制度が設けられると定めていた。しかしながら、この制度は、1988年5月まで導入されなかった。協定には、指定納税制度は、①漸進的に導入されるべきこと、②その間、寄付金に相当する額が毎年の予算に計上されること(第2条第3項)が定められており、カトリック教会の財源が確保されていた(最初、0.5239%と定められた)。協定当時は、3年以内に指定納税制度が導入されるはずであったが、その後、指定納税制度の導入は遅々として進まず、やっと、2000年になって、「納税者は申告の際どのような目的に当てるのかという意思を明確に表明しなければならない」(経済問題協定第2条第2項)

という文言にそって、納税者は、カトリック教会の財政援助目的なのか、それとも別の目的なのかを選択できることになった。さらに、2006年12月22日、ローマ教皇使節（Nunciatura Apostólica）と外務省との間で対話もたれ、その結果、指定納税制度を改正し、教会の付加価値税制度をヨーロッパ委員会の要求に合わせて、「（在スペイン・ローマ教皇庁大使館とスペイン外務省との間で覚書交換（2006年12月22日、マドリード市にて）が行われ、これによってそれまでの国家予算からの給付が廃止され、税収による資金に代わり、課税率を0.7%にまで上げる。その結果、カトリック教会に対する免除や付加価値税非課税措置が廃止される」（第3条）と規定されるに至った。したがって、この改正は、カトリック教会の自主財源確保への方向へ大きく一歩踏み出したものであると評価されている。

他の教団からも、カトリック教会と同様の制度を求める声が上がったが、スペイン福音宗教団体連合、スペイン・イスラエル共同体連合およびスペイン・イスラーム委員会の各協定には、その締結理由において憲法は「平等及び宗教の自由の権利を基本的権利として承認し」、「こうした権利は、根源的には市民の基本的権利と捉えられているが、派生的には教団又は宗教共同体にも拡大」すると謳っているが、経済的援助に関する規定は存在しない。そこで、カトリック教会に対する経済援助は、平等原則違反ではないかという疑いが生じた。しかし、憲法裁判所は、1982年の判決でこの問題について「平等権を侵害するものではないと解せざるをえない。けだし、カトリック教徒のために給付するというだけでは、他の教団の信徒も適切な範囲と割合で根拠に基づいて要求できるのだから、これらの者が排除されているわけではなく、国がこの意味でなされた要求に耳を貸さないとき、結果的に侵害していると解されることになるだろう」と判示している（STC 24/1982, de 13 de mayo）。

以上のようなカトリック教会への財政援助の制度について要約すれば、以下のように指摘できる。

- ① 所得税を通じて直接的な財政援助がなされ、これが自動的な財政

援助へと発展している仕組みがあり、この点では、様々な宗教間での取り扱いに大きな違いがあること。

- ② 税の優遇措置による間接的な財政援助があつて、宗教の特別の優遇措置（たとえば、神父の教区の住居を含む、宗教施設の募金または不動産税の免除）や、公用性があると宣言された非営利および財産に共通する措置がある。一般的に、この種の措置は、カトリック教会と国家協力協定を結んでいるその他の宗教にとって同じであるが、それ以外の宗教にとってはそうではない。
- ③ 1989年の軍人制度法（la Ley 14/89 del Régimen de Personal）で軍属助任司祭の存在が承認され、軍、公立病院、刑務所で宗教的援助をする役務が設けられている。これらすべての施設では、宗教的援助への公的な財政援助は、カトリック神父に関してのみ行われている。
- ④ 公金で維持されているすべての教育施設での宗教教育への財政援助も、原則的にカトリック教だけだったが、1996年以降、公立学校では新教とイスラームの教育も可能となった。ただし、協定締結校は除かれるが、それは、協定締結校が大部分カトリック教の学校だからである。
- ⑤ カトリック教以外のこのような団体活動も、後述の「多元主義及び共生財団」によって財政援助を受けることができる。
- ⑥ さらに、とうぜん、非政府組織（NGO）を通じて、カトリック教会の系列団体が社会扶助、第三世界協力等その他類似の計画に参加し、同時に、一定の宗教的な考え方を広めることにもなっている。
- ⑦ 最後に、地方公共団体の責任による直接・間接の極めて微妙な援助制度があつて、カトリック教の寄付のために都市計画における土地の無償譲与のような極めて重要な援助もある。

2. 指定納税制度と自主財源

数年前から、いわゆる「自主財政（autofinanciación）」を求める声が

高まってきた。世俗派からは、完全に時代遅れの特権は廃止されるべきだという声が上がリ、教会の一部からは、国家との経済協力関係を放棄しなければ、教会は自由にならないという論調も見られる。このような主張に対しては、次のような反論がありうる。

- ① 歴史的な理由。つまり、国家と教会との協力関係の起源は、19世紀の度重なる教会財産永久保有権の剥奪であって、これによって、教会は、遺産、遺贈財産、贈与等によって適法に獲得した財産を奪われた。
- ② 法的な理由。教皇庁とスペイン国家との間には経済問題に関する協約があって、この協約は、国際法準則によって保護される国際条約である。
- ③ 21世紀における国家の役割の定義。現在では、国家に委ねられた役割というのは、市民が求める役務を保障することであるから、毎週日曜日に聖晩餐に参加する800万人もの人々がいるのであれば、国家は、社会の福利に寄与する限り、この市民の要求が確実に満たれるよう協力すると考えるのが論理的である。
- ④ スペイン社会は、キリスト教が深く根を下ろしているのであるから、教会を忘れては、歴史も文化も芸術も社会も理解できない。
- ⑤ 教会は、スペイン社会に極めて重要な仕事を展開しており、その主要な受益者は、社会的弱者である。

以上の主張は、要するにカトリック教会がスペインの歴史において果たしてきた伝統的な役割の重要性に着目し、自主財源への移行には消極的態度を示しているといえる。

ただし、近年では少数派の宗教に対する直接的な財政援助が可能であるという見解もある。つまり、スペイン憲法から「多元主義と共存財団 (Pluralismo y Convivencia)」という理念が導き出されるとして、少数派の宗教にも財政援助が認められるという主張である。しかしながら、実際にどの程度のこの主張が可能かについては、現在のところ明確ではない。

したがって、こうした制度は、本当に憲法の規定に合致するのだろうかとか、国家とカトリック教会との協力は、憲法の限界を超えて国教会を生みだしつつあるのではないか、という疑問も投げかけられている。さらには、カトリック教会とその他の宗教が平等に取り扱われているのだろうかという疑念も生まれている。要するに、宗教に対する財政援助は、可能であるが、援助が憲法上義務付けられているわけではないし、それぞれの宗教の社会的重要度に比例して取り扱われるべきであって、カトリック教以外の諸宗教の不平等な取扱いは、禁じられるべきであるという見解も根強い。あるアンケート調査によると、「いかなる宗教に対しても、経済的援助を与えるべきでない」という項目に約半数の支持が集まっている（表2参照）。

表2 国の経済的援助（2008年調査）

アンケート内容	国籍別支持率		合計 (%)
	スペイン人 (%)	外国人・二重国籍 (%)	
カトリック教のみ経済的に援助すべき	18.3	12.1	17.6
すべての宗教を経済的に援助すべき	20.9	51.8	24.0
いかなる宗教に対しても、経済的援助を与えるべきでない	50.8	27.1	48.4
不明	9.0	7.5	8.8
未回答	1.1	1.5	1.2

注 小数点以下1桁のみの表示のために、合計が100%にならない結果もある。

Ⅲ 宗教団体とその他の税制上の優遇措置

1. 芸術支援（メセナ）法

このような指定納税制度に加えて、他にも教会と行政との「協力」が存在する。2002年のいわゆる「芸術支援法（Ley del mecenazgo）」（正式名称は、「非営利団体及び芸術支援報奨税制に関する2002年12月23日の法律第49号（Ley 49/2002, de 23 de diciembre, de régimen fiscal de

las entidades sin fines lucrativos y de los incentivos fiscales al mecenazgo.)」という)は、その目的について、「この法律は、その社会的作用、活動及び性格を考慮して、この法律に定められた非営利団体の税制を定める」(1条1号1文)と規定する。この法律の付則9は、「この法律の第5条ないし第15条(法人税の適用除外を定める一筆者注)に定められた制度は、カトリック教会その他のスペイン国と協力協定を結んでいる教会、教団及び宗教共同体に適用されるが、附則の8第1号(宗教団体財団一筆者注)に述べられている協定の規定に反することはできない」と定め、非営利団体の税制がカトリック教会に適用されることを認めている。また、この法律は、寄付控除についても規定しており(17条)、この規定もカトリック教会その他の宗教団体に適用されることを認めている(附則の8第3号)。したがって、この非営利団体に対する税制という点では、宗教団体も赤十字やプラド美術館等の一般の非営利団体と異ならない。つまり、少数派の教団も、この法律において非営利団体と把握されることによって、税制上の優遇措置が得られる。

さらに、2002年の財団法(正式名称は、「財団に関する2002年12月26日の法律第50号(LEY 50/2002, de 26 de diciembre, de Fundaciones)」という)は、「この法律は、憲法第34条に認められた財団の権利を敷衍し、国が発令する財団に関する法制度の規範を設けるばかりでなく、国の管轄の財団を規定することを目的とする」(第1条)と定め、「営利目的をもたずに設けられ、創設者の意思によって、財産が一般利益目的の実現に恒久的に関与している組織は、財団である」(第2条第1項)と定義している。「多元主義と共存財団(la Fundación «Pluralismo y Convivencia»)」は、この法律の44条の「国の公共部門の財団(fundaciones del sector público estatal)」である。

「多元主義と共存財団」は、援助活動について、「財団は、スペイン国との協定を有するか、若しくは定着してよく知られているカトリック教以外の教団の文化、教育及び社会統合の性格の計画と企画の実行に資することを目的とする」(財団規則7条1項)と規定する。しかし、規則に

目的として明記されていない活動も可能であるとされている。また、「企画の財政援助の申請は、スペイン国との協定を有するか、若しくは定着してよく知られているカトリック教以外の宗教教団を代表する財団が提出するか、又は連合によって保証され、宗教団体登記簿に登録されているならば、宗教共同体が直接提出することができる」（第9条第2項）と規定する。したがって、協定宗教団体又は登記された宗教団体以外の宗教集団には、この規定が適用されないという問題点が指摘されている。しかし、この点について、このような財団の設立目的は、慈善的な援助を受ける教団にはカトリック教会が国から受け取っている援助を埋め合わせるものであるからという理由では正当化できない。それは、結果の平等を目的とするものであって、少数派宗教の文化を広めて知ってもらうために、少数派宗教の信徒の教育と育成を図るために、少数派宗教が完全にスペイン社会に統合されるよう結果と措置を求めるものだと解されなくてはならない。

2. 文化財の保護と宗教団体

スペインの1978年憲法は、文化について、「公権力は、文化へのアクセスを促進し、保護し、何人も文化の権利を有する」（第44条第1項）、「公権力は、スペイン国民の歴史的、文化的および芸術的財産ならびにその構成部分につき、法的地位及び所有者のいかんにかかわらず、その保護をはかり、かつその育成を奨励する」（第46条）と定めている。こうした規定を受けて、1985年6月25日の法律16号「スペイン歴史遺産法」は、「この法律の目的は、スペインの歴史遺産の保護、拡大およびその将来の世代への相続である」（第1条第1項）と規定している。そして、文化財の大部分（約80%）は、宗教団体、特にカトリック教会が所有している。さらに、憲法は、信教の自由について、「個人および団体の思想、宗教および礼拝の自由は、これを保障する。その表現については、法律で保護する公共の秩序の維持に必要な限りでのみ制限を受ける」（第16条第1項）と定める。したがって、宗教的な文化財の大部分は、

実際には、礼拝と同じ目的で使用されている。宗教儀式の実行に直接向けられていないような場合でも、こうした文化財は、宗教的な利用でもされうる。宗教的な文化財も、他の文化財と同様に市民の文化の権利、また、終局的には人格の自由な発展の権利の享受に寄与するのである。

「文化遺産 (patrimonio cultural)」は、多様な財産の集合体を指すが、この集合体を成り立たせている価値または利益に着目し、「生活の方法と形態を認識し、歴史的に特定の場所と時間において人間について考えるという可能性」を提供するがゆえに、法的に保護する必要があると考えられる財産である。

文化遺産を定義する特徴となる要素は、以下のとおりである。すなわち、

- ① 一定の社会または共同体の文化的要素との関連
- ② 個人の人格の自由な発展との結びつき
- ③ 社会的機能、である。

歴史遺産には、宗教的な財産も数多く含まれている。そこで、これは、「宗教的利益の文化財 (bien cultural de interés religioso)」という表現も可能であって、人格の完全な発展に資する手段であるとも指摘されている。さらに、「この宗教的価値は、良心の自由の基本的権利を充足する手段となるから、この文化財の中の文化的価値の保護と連動していることを否認できない」。つまり、文化の権利は良心の自由の権利と連動しているのである。

1979年1月3日の「ローマ教皇庁との教育及び文化事業に関する協定」は、「教会の歴史的、芸術的及び資料的遺産は、国民にとって非常に重要な文化的な共有遺産であり、したがって、こうした遺産を社会全体のために役立て、享受し、保存し、拡充することは、教会と国の協力関係を正当化するものである」(前文)と謳っている。そして、協定は、「教会は、憲法第46条の範囲内で、教会が所有する文化財を保存し、知らしめ、その目録を作成し、文化財の検証と研究を促進し、最善の保存をなし、及びあらゆる種類の滅失を防ぐという目的で、引き続き文化財の

歴史的・美術的・文献の財産を社会に役立てていくという意思を繰り返し表明し、国と一致して両者の共通の利益と協力を実りあるものとする基盤を整えるものとする」(第15条第1項)と定めている。

このように、カトリック教会は、長きにわたって国教の地位を占めていたという歴史的経緯から、多くの文化遺産を所有しており、その保存、利用等について国と協力協定を結んでいるが、今日では、他の宗教団体との協定にも、文化遺産に関する規定があることも忘れてはならない。1992年のスペイン・イスラエル共同体連合と国との協定の締結理由には、「ユダヤ教の歴史・芸術遺産の維持・拡大のための協力」が言及されており、協定は、「国とスペイン・イスラエル共同体連合は、観察と研究のために、社会に役立っているユダヤ教の歴史的、芸術的及び文化遺産の維持と保護において協力するものとする」(第13条)と定める。また、同年の国とスペイン・イスラーム委員会との協力協定の締結理由においても、「イスラームの歴史・芸術遺産の維持・拡大のための協力」について言及されており、協定は、「国とスペイン・イスラーム委員会は、観察と研究のために、社会に役立っているイスラームの歴史的、芸術的及び文化財の維持と保護において協力するものとする」(第13条)と定める。ただし、国とスペイン福音宗教団体連合との協定には、文化遺産に関する文言は見当たらない。その理由は、プロテスタント各派は、カトリック教会が国教とされてきたことの結果として、スペインに根付くことができず、歴史的な文化遺産に乏しいことが指摘されている。

3. 宗教的な文化遺産の保護

1985年の「スペイン歴史遺産法」は、文化遺産の保護を促進するために、次のように財政的援助措置を定めている。

- ① 政府は、文化財の保存、維持、修復等の作業の財政援助が「公的貸付け (preferente acceso al crédito oficial)」を優先的に受けられる措置を設ける (第67条)。
- ② 「全額又は一部が国の予算による公共事業の予算においては、国

が出資する基金の少なくとも 1%に相当する金額が含まれる」とし、これは、「スペインの歴史的遺産の保存若しくは充実、又は作品若しくはその周辺部分を優先して、美術的な創造性を育成する作業に支出」される（第 68 条第 1 項）。この予算部分は、一般に「文化の 1%（uno por ciento cultural）」と呼ばれている。

③ 歴史遺産の所有者に課せられる負担の補償として、免税措置に加えて、以下のような税制優遇措置が定められている。

(ア) 歴史遺産の入手、保存、修理等に費やされた金額を一定の割合で控除できる（第 70 条 1）。

(イ) 美術作品の入手について、付加価値税の免除（「付加価値税法（Impuesto sobre el Valor Añadido）」1992年の法律 37号第 54条）。

(ウ) 財産税の免除（同法第 4 条）。

(エ) 条例に定められた地方税の免除（「地方財産法（Ley Reguladora de las Haciendas Locales）」第 62 条第 1 項 b）

④ 租税の支払いは、歴史遺産となっている財産の譲渡によることもできる（「スペイン歴史遺産法」第 73 条）。

カトリック教会は、スペインの歴史において大きな存在感を示してきたがゆえに、その歴史遺産も巨大である。それゆえ、カトリック教会は、「スペイン歴史遺産法」による恩恵の最大の受益者ともいえるだろう。

第 4 節 宗教団体の行う社会的活動

I スペイン社会における世俗化の進展—個人レベル—

本節においては、スペインにおける宗教団体が行う社会的活動の現況について扱うが、その前提として、まずは、フランシスコ・フランコが死去した 1975 年前後から生じ、その後、産業化や都市化といった近代化プロセスと並行して急激に進んだスペイン社会の世俗化（Secularización）から話を始めたい。

1970 年代中盤までのスペイン社会においては、宗教といえば、ローマ・カトリック（以後、カトリックと略す）を指すものであったといっ

ても過言ではない。当時フランコ政権下で国教的な地位にあったこともあって、スペイン国民のほとんどがカトリックの信者であり、無関心者・不可知論者・無神論者層 (*indiferentes, agnósticos y ateos*) と、カトリック以外の宗教の信者を合わせても、わずかに数%を占めるにすぎなかった。しかし、その後現在までの 30 年余りの間のスペイン社会における宗教の変化は、一転してまさに急激であったといえる。この間に、カトリック信者のうちでも、国民全体の 74%を占めていた活動的な層 (*Católicos practicantes*) が急激に減少し、社会学研究センター (CIS : *Centro de Investigaciones Sociológicas*) の調査データでは、その勢力は、2008 年時点でやはり国民全体の 27.7%と 30 年余り前のほぼ 3 分の 1 にとどまっている。

ただし、この変化は、スペインにおいて、カトリックの勢力が大幅に衰退し、それに代わって、他の宗教団体が急激に勃興したことを反映したものではない。実は、活動的なカトリック信者の減少の大部分は、非活動的なカトリック信者 (*Católicos no practicantes*) の増加によって埋め合わされているのである。この層のカトリック信者は、1970 年代には概ね国民の 14%ほどであったが、2008 年には、45.8%とほぼ半数に迫るレベルに達し、各層の中でも今やもっとも大きなシェアを占める存在となっている。また、それまできわめて少数派 (1975 年時点で 2%) であった無関心者・不可知論者・無神論者層も、急激に増加し、2008 年時点で、24.1%と、国民の約 4 分の 1 を占めるまでになっている。これに対して、詳しくは次節で述べるように、カトリック以外の宗教を持つ者は、やはりこの間増加傾向にはあったものの、国民全体の 1.6% (2008 年時点)ほどと、現在でも非常に小さな勢力を占めるにすぎない。

つまり、ひとことでいえば、現在のスペイン社会においても、国民全体の 4 分の 3 という圧倒的多数派は、熱心度に差はあれ、カトリック信者である。それゆえ、過去 30 年あまりにわたって急激に進んだスペイン社会の世俗化とは、教義に対する関心の低下や組織と活動に対するコミットメントの弱まりを内容として、活動的な層から非活動的な層や無

関心者・不可知論者・無神論者の層へ移行するという、主として、カトリック内部における変化だったと総括することができる。

Ⅱ 社会レベルでの世俗化とカトリックの社会活動

これまで、個人的な信仰のレベルでの世俗化プロセスに注目してきたが、つぎに、社会レベルの世俗化プロセスに注目し、合わせて、現在のスペイン社会において、カトリックが果たしている社会的活動について概観してみたいと思う。

歴史家の見解では、スペイン内戦を経て成立したフランコ体制下においては、国家カトリック（*nacional-catolicismo*）とでも呼ぶべき、カトリックを中心的なイデオロギーとする（近代社会としてはきわめて特異な）政治体制が作られ、カトリック教会は、伝統的な倫理に関する教義の継続的な維持にかかわるだけでなく、国民の行為を日常的に統制し監視する役割をも果たしていたと考えられる。その中では、カトリックの教義と倫理による影響は、私的な生活だけではなく、公的な制度領域全域に見られるものであった。しかし、こうした政治と宗教との緊密な連携体制は、フランコ政権下でも後期になるにしたがって、主として、第2バチカン公会議によるカトリックの方針転換と近代化による諸影響によって、その基盤を弱めていき、やがてその崩壊とともに、急激な世俗化プロセスを引き起こす素地となる。

具体的には、フランコ体制崩壊後のスペイン社会では、特定の宗教と国家との強すぎる結びつきへの反省もあって、公的な領域からカトリックの影響力を排除しようとする動きが急激に進んでいった。その結果、現在のスペイン社会におけるカトリックは、かつて与えられていたような独占的で特権的な地位を占めているわけではない。それどころか、その後のスペイン社会においては、特定の宗教団体を主な支持母体とする政党さえも大規模な形では存在していないなど、政教分離が早いスピードで進むことになる。このように、カトリックが独占的な影響力を失っている点では、経済、文化、マスメディアなど、その他の領域も皆、事

情はかなりよく似ている。これらの領域において、カトリックは、この30年余りの間に、政府機関や世俗的な組織との熾烈な競争にさらされるようになり、結果として、その多くで影響力を急激に低下させてきたといえる。ちなみに、こうした傾向は、いやしや精神の安定など、近代社会において宗教に残された私的な心理にかかわる領域においても進行しており、カトリックは、その組織や宗教者に対する不信感の増大を前に、セラピストなどとの競争を余儀なくされつつある。

しかし、カトリックは、同時に、いくつかの領域ではいまだに一定の社会的影響力を保持している。この教団は、現行の法制度においても、所得税のうち、納税者の申告にしたがって、最大0.7%の寄付を受けることができ、2009年には、この経路を通して、2億5270万ユーロという巨額の収入を国庫より得ている。こうした資金は、当然、日常的な教会活動の維持や海外への布教伝道活動などの宗教活動にも充てられているが、その一方で、狭い意味での宗教的目的に必ずしも限定されない社会的活動にも充てられることになる。その代表的な領域のひとつが、教育や医療といった制度分野である。これらの分野において、カトリックは、多くの私立学校や協定学校および病院などの経営に従事している。こうしたカトリックの活動は、公的機関が経営する公立学校や、公的機関や民間資本が経営する病院などとの間で主に競争関係にあるが、私立学校や協定学校は、中産階級以上の豊かな階層の人々の間で高い人気を得ているなど、社会から一定以上の肯定的評価を受けている。ちなみに、この種の学校では、カトリック教義に基づく宗教の授業も行われるが、こうした教育を子弟に受けさせること自体にもそうした階層の人びとの間では一定の支持があるという。

そして、カトリックの社会的活動を代表するもうひとつの領域が、福祉やボランティアなどの慈善活動である。この領域において、カトリックは、いくつかのNGO組織として盛んに活動を展開している。スペイン国内外の評価を見るかぎり、こうしたNGOの中でも代表的なものは以下の2つであると思われる。

(1) カリタス・エスパニョーラ (Cáritas Española)

カリタス自体は、1971年に時の教皇パウロ6世の発意によって設立されたカトリックの慈善活動組織である。全世界に162、ヨーロッパに48ある、この組織のうち、スペインで活動するものが、カリタス・エスパニョーラであり、スペイン国内外でもっとも高い評価を得ている慈善系のNGOでもあるといえる。スペインの有力新聞のひとつである『ABC』の記事(2010年10月31日付け)によると、2009年は最悪の景気後退に襲われた年であったにもかかわらず、この組織への献金は、前年に比べて1300万ユーロあまり増加しただけではなく、その会員数や献金者数も倍増したという。この年、このNGOは、スペイン国内だけで150万人に援助を行い、そのうち、過半数である約800万人が、家賃、光熱費、衣服代、食糧費、子どもの教科書代などの基礎生活経費の必要を抱えた人びとであったという。ちなみに、海外への援助を含めた、カリタス・エスパニョーラの2009年の援助総額は、2億3000万ユーロに達している。その内訳は、スペイン国内向けが2億455万ユーロであったのに対して、国外向けは2546万ユーロと、このNGOの場合には、圧倒的に国内向けの援助活動が大きなシェアを占めている。

(2) マノス・ウニーダス (Manos Unidas)

スペイン国内でカトリックの慈善活動組織として著名なもうひとつのNGOが、マノス・ウニーダスである。このNGOは、当初の飢餓反対キャンペーンを開催してから、2010年で50年を経過する古株の組織である。その間、一貫して、地球上の全人類の6分の1が極度の貧困にあえいでいることを訴え、その改善のために、募金を集め、発展途上国の貧困層を対象として援助を行ってきた。それゆえ、こちらは、完全に国外向けの慈善活動団体である。ちなみに、2009年にこの組織も、不況にもかかわらず、前年よりも50万ユーロほど多い、5410万ユーロの募金を集め、870万人あまりの人びとに援助を行った。

以上のように、スペイン社会において、メジャーな宗教団体であるカトリックは、以前と比べて、社会への影響力を急激に落としつつも、教育、医療、福祉または慈善活動に関する領域では、少なくとも国民の一部からの評価を得て、活発に活動している。このことは、上記 2 つの NGO が 2009 年に集めた募金額が、同年に所得税からの寄付という形でカトリックが手にした金額を上回ったことに象徴的に表われていると思われる。

Ⅲ 宗教と習俗の間

これまで見てきたように、フランコ体制崩壊後の 30 年間にスペイン社会が経験した宗教変動は、急激であると同時に、一概に衰退という評価を下すのを躊躇させる、多様な側面を持っている。確かに、日曜日に行われるミサへの出席や教義に基づく倫理の順守などを指標に取れば、カトリックの勢力は急激に低下していることになる。さらに、各種の調査結果から、信仰熱心な人びとが全国民の中でも、女性、高齢者、低学歴層、町村部の居住者に多いという属性の偏りが明確に見られることを考慮に入れば、高学歴化と都市への集住が進むスペイン社会においては、今後世俗化プロセスが一層進行し、カトリックの勢力はさらに小さなものになると予想される。しかし、前項で見た、慈善活動団体への寄付額の高さからは、カトリックといっても、その教義や活動の全てが現代のスペイン人の支持を失っているわけではないことがうかがわれる。つまり、一方で、政治的信念や性倫理を含めた私生活上のモラルに関して、カトリックの教義の指示を受け入れる人びとが少なくなっているようではあるものの、もう一方で、平和主義、人道主義、環境主義のいずれかに合致する、カトリックの思想や活動に関しては、いまだに多くの人々の支持が集まっているのである。

しかし、近代化に伴うカトリックの世俗化プロセスを把握することを困難にしている要因はこれだけにはとどまらない。こうした把握をさらに複雑化しているのが、教団としてのカトリックに対して、微妙な位置

づけにある習俗としてのカトリックの存在である。

実は、カトリックは、日本社会における神道や仏教と同じように、スペイン社会において、年中行事と人生儀礼（死者儀礼を含む）を執行する役割を、伝統的に果たしてきた。前者ならば、クリスマスからキリストの公現日（**Día de Reyes Magos** : 1月6日）までの年末年始の行事に始まり、カーニバル、春の聖週間、秋のフィエスタ、初冬の諸聖人の日まで、後者であれば、幼児洗礼式からはじまり、初聖体授与式（**Primera Comunión**）、結婚式、葬式、墓参りまでのさまざまな行事とカトリックは深くかかわっている。こうした傾向は、程度の差はあれ、カトリック圏のヨーロッパ全土に見られるものであるが、民俗学者たちの見解によれば、これは、前キリスト教的な民間信仰、民族宗教を、キリスト教が受容・包摂して、重層信仰化したものと考えられている。カトリック圏に顕著に見られる、マリア信仰や聖人崇拜も、同様の基盤の上にあるものと考えられるが、こうした民俗としてのカトリックの側面に関しては、スペイン社会においても、教義への関心やミサへの参加といった教団行事とはしばしば別の動きが見られるので注意が必要である。

たとえば、毎年春に開催される復活祭前の一週間（聖週間：**Semana Santa**）には、スペイン全土でイエスの苦難をモチーフとした行事が多く行われるが、これも、先の民俗学的な視点を取れば、春の到来を祝う民俗行事とキリスト教が習合して生まれたものと考えられる。こうした中でも、スペイン国内で著名なもののひとつが、アンダルシア自治州セビリア市の聖週間の行事である。具体的には、セビリア市の地区ごとの教会から、そこに祀られたマリアやイエスの像が代わる代わるに担ぎ出されて、きれいに装飾した輿に載せられて、町中心部の大聖堂との往復の行程を荘厳な雰囲気を持って練り歩く。この行事の実施にあたっては、地区の信心会（**cofradía** ないし **hermandad**）が中心を担い、コストデーロと呼ばれるこの輿の担ぎ手には地区の若い男性が選ばれて当たる。近代化の進展にもかかわらず、地区のマリアに対する崇敬の念はいまだに強く、この担ぎ手は、希望者が多く欠員待ちになるなど、高い人気を

誇っているという。この行事に限らず、その町の守護聖人やマリアを祀るフィエスタやクリスマスなどの際には、日常的な日曜日のミサなどでは、高齢の女性の参加者と空席が目立つ教会も、さまざまな年齢層の人びとでいっぱいになることもめずらしくない。こうした事実には注意が必要である。

ここでは、たったひとつの例しかあげないが、このように、カトリックがかかわる、年中行事や人生儀礼に関する活動に対しては、多くの国民からいまだに高い支持が与えられていると思われる。このあたりの事情は、教団への関心の薄まりと民俗行事としての宗教行為の支持が共存する日本社会の状況と相似た部分がある。さらに、この共通性は、こうした民俗宗教的な分野においても、近代化による変化が着々と進んでいることにも見られる。たとえば、スペインの社会と文化を研究している青山学院大学の渡邊千秋教授は、近年、公的な領域において、十字架の扱いが社会問題化している事を指摘しているが、この種の問題は、日本における地鎮祭、慰霊祭、道祖神などへの公金拠出の問題と重なる部分が多いと思われる。また、私的な領域においても、スペインでは、近年、結婚式や初聖体授与式を教会で行わない傾向も徐々に広がっているといわれるが、年中行事や人生儀礼の形態上の変化は、日本社会においても確認される事態である。

第5節 社会の側からの宗教への評価

I スペイン国内における宗教的マイノリティの現況

この節においては、スペイン社会において活動する、社会との間で軋轢を起こしやすい宗教団体の実態と、それに対する社会の側の評価と対応について取り扱う。この種の宗教団体は、北米で「カルト」と呼ばれるのに対して、欧州では一般に「セクト」（スペイン語では、セクタ *la secta*）と呼ばれることが多く、具体的には、その社会で生まれた新しい宗教運動や外来の宗教団体を指すことが多い。

1. 概観

そこで、まず、現代スペイン社会におけるカトリック以外の宗教について概観する。専門家の見解によると、この種の宗教団体の信者数に関しては、正確な統計データはいまだ公式には存在していない。しかし、スペイン社会における宗教的マイノリティに関して研究しているカステーリャ・ラ・マンチャ大学トレド校のミゲル・エルナンド・デ・ララメンディ教授が、「多元主義と共存財団」(La Fundación Pluralismo y Convivencia)によって集められたデータを分析したところ、その総数は総人口比 6%前後で、各宗教ごとの勢力は概数で以下の通りであるという。(先述した CIS の 1.6%という数値と、この宗教的マイノリティの勢力との間には、端的に言ってかなりの開きがあるが、その理由や詳細に関しては、データのさらなる分析や今後の調査研究の進展が必要であると思われる。)

ムスリム	1,200,000 人
プロテスタント	800,000 人
ユダヤ教徒	35,000 人
仏教徒	10,000 人
エホバの証人	125,000 人
モルモン教	30,000 人
東方正教会	500,000 人
それ以外	40,000 人

2. 3つの類型

これらスペインにおける宗教的マイノリティは、信者の社会的背景から、以下の3つのグループに分けることができると思われる。

(1) 近代化以前からのエスニック・グループ

ひとつ目は、フランコ政権崩壊以前からスペイン社会に存在する少数派のエスニック・グループを背景とするものである。この類型には、ユ

ダヤ教、ムスリムの一部、ロマ人に代表される福音主義的なプロテスタントの一部が該当するが、いずれもその信者規模はそれほど大きくないものと思われる。

(2) ニューカマーのエスニック・グループ

2 番目のグループは、最近 30 年あまりの近代化プロセス、特に 1986 年の EU への加盟以降に急増した、いわゆるニューカマーのエスニック・グループを背景とするものである。たとえば、ムスリムの中には、パキスタン人やシリア人のグループも含まれるが、その多くは、ジブラルタル海峡を挟んで対峙するモロッコを中心とする、北アフリカ諸国からの移民によって占められている。同様に、東方正教会の信徒の多くは、同じラテン語圏に属するルーマニアを中心とする、旧東欧諸国からの移民によって構成されている。どちらも、母国との経済格差を背景として、より良き職と生活を求めて、スペインにやってきた人びととその家族たちを中心とする宗教である。

それに対して、プロテスタントには、大別して、2 つのサブグループが存在する。ひとつは、ムスリムや正教会の信徒と同様に、やはり豊かさを求めて流入する旧植民地のラテンアメリカ諸国からの移民を中心とするサブグループである。ラテンアメリカ諸国は、従来、カトリックの勢力の強い地域であったが、この数十年の間に福音主義系やペンテコステ系のプロテスタントの勢力が急激に拡大しており、その一部がスペインにも影響を与えている。もうひとつは、温暖な気候と豊かな自然を求めて、北欧や中欧諸国より、地中海沿岸の避寒地などへ、退職などを機会に移り住んだ人びとを中心とするサブグループである。こちらには、バプティスト、ルター派、改革派などのように、母国で優勢な教派がそのまま名を連ねている。それゆえ、両者の間には、経済階層的にみると、大きな差異が存在する。このように、2 番目のグループには、多様な宗教や教派が含まれるが、信者数の上で、このグループが現在のスペインにおける非カトリックの宗教集団の中で最大のシェアを占めることは間違いないと思われる。

(3) 新宗教系、ニューエイジ系のグループ

これに対して、3番目のグループは、マジョリティのエスニックグループ（いわゆるスペイン人）を背景とし、それゆえ、カトリックからの改宗者を多く含むグループである。この類型には、一方に、エホバの証人やモルモン教など、アメリカ合衆国生まれのキリスト教系新宗教運動が、もう一方に、チベット仏教を中心とする仏教徒などの非欧米系の宗教グループが含まれる。後者に関する関心は、他の西欧社会と同様に、スペインにおいても、占星術、瞑想、魔術などへの関心を含んだ、広い意味でのニューエイジ運動と隣接する現象であると思われる。ただし、エホバの証人の信者数が10万人を超えているほかに、この種のグループには、大きな勢力に発展しているものはいまだ見られず、他の西欧社会と比べても、その活動や組織はいまだ未発達のままにとどまっているように思われる。

II 社会の側からの宗教評価

1. 「セクト」不在の要因分析

今回調査に応じた宗教史・宗教社会学の専門家たちは、口をそろえて、現代のスペイン社会にあつては、イギリスの宗教社会学者ブライアン・ウィルソンのいう、カリスマ的指導者を奉ずる宗教的小集団という意味でのセクトはあつても、社会と深刻な軋轢を引き起こす宗教集団という意味での「セクト」はほとんど存在しないという。この背景には、上述の通り、いまだに、国民の7割を超すマジョリティがカトリック信徒であり、それ以外の宗教集団の規模がきわめて小さいことに加え、いくつかの条件があると考えられる。

(1) エスニック・チャーチとしての宗教的マイノリティ

まず、第1にあげられるのは、上にあげたマイノリティの宗教集団の多くが、移民集団に支えられた、いわゆるエスニック・チャーチとしての性格を濃厚に保持していることである。ムスリム、プロテスタント、東方正教会のように、マイノリティ集団の中でも、比較的信者規模の大

きな宗教団体には、一様にこうした性格が濃厚に見られる。それゆえ、スペイン社会は、ゆるやかに多宗教社会に移行しつつはあるものの、その実態は、今のところ、異なる宗教の信者が入り混じって存在するというイメージよりも、異なる宗教集団がエスニック・グループごとに相互に分離され、いわばひとつの社会内部で住み分けているというイメージの方に近いものと思われる。この構造は、ユダヤ教徒、ムスリム、ローマ人が現在よりもはるかに少数派として存在していた 30 年余り前と比較しても、マイノリティのエスニック・チャーチの規模こそ大きくなってはいるものの、基本的に変っていないと考えられる。

(2) 軋轢の小ささ

逆に言うと、第四節でも述べたように、スペインにおいては、マジョリティをなしてきたエスニック・グループ（カスティーリャ語、カタルーニャ語、ガリシア語、バスク語を母語とする人びと）の間に、急激に、カトリックから他の宗教への改宗が進んでいるわけではないのである。確かに、スペインにおいても、オプス・デイ（Opus Dei）やキーコス（KIKOS）などのように、カトリックの範囲内にとどまりつつも活動する、カリスマ主義的な色彩を濃厚に持つ（日本で言うところの「内棲型新宗教」とよく似た）運動はあるし、エホバの証人やモルモン教などの外来の新宗教も存在している。上で名前をあげたグループ以外にも、マドリードにサイエントロジーの教会が出来るなど、活動を始めている宗教団体は多くあると思われる、崇教真光をはじめ、日系新宗教のいくつかも活動拠点を築きつつあると聞く。しかし、他の西欧社会と比べれば、その規模はいまだ小さく、布教や献金をはじめとするその活動をめぐる社会との軋轢も比較的目立たないものになっていると思われる。

(3) 大事件の不在

さらに、スペイン社会においては、今のところ、宗教的マイノリティの集団によって引き起こされた事件が大々的に報道されたり、そうした活動が大きな社会問題と捉えられたりしたことがない。むしろ、治安への脅威などの点では、「バスク祖国と自由（ETA）」の引き起こすテロ事

件や 2004 年にマドリードで生じた列車爆破テロ事件の方がはるかに深刻である。しかし、ETA は、信仰的には、同じカトリックの国内集団であるし、後者は、イスラーム過激派の外国人の仕業であると考えられている。それゆえ、宗教的マイノリティの活動が、マジョリティの人びとの生活に大きな影響を与える脅威として認識される契機とはならなかったように思われる。この点からすれば、他の欧米各国や 1995 年にオウム真理教事件を経験した日本社会などとは、国民感情や世論において大きな差異があるのも、ある程度は納得できるものと考えられる。

2. 共存という対応—「多元主義と共存財団 (La Fundación Pluralismo y Convivencia)」を事例として—

こうした社会的背景を受けて、むしろ、政府は、宗教的マイノリティの排除ではなく、穏健な形での共存を目指しており、法務省の提案を受けて、その実現のために、2004 年に、「多元主義と共存財団 (La Fundación Pluralismo y Convivencia)」という組織が設立されている。この財団の設立目的は、以下の 3 点である〔Memoria Fundación Pluralismo y Convivencia 2008〕。

- (1) スペイン国との協力協定を結んだ信仰・宗派の計画を支援することを通じて、宗教的な自由を促進すること。
- (2) 宗教的な自由に関する思索と討論の場を提供し、共存に適した枠組みの創造に貢献すること。
- (3) 社会における宗教的行為の標準化 (normalización) を促進すること。

この財団が、2008 年現在で、協定を締結しているのは、プロテスタント、ムスリム、ユダヤ教の 3 つであり、それぞれ、スペイン福音宗教団体連合 (Federación de Entidades Evangélicas de España: FEREDE)、スペイン・イスラーム共同体同盟 (Unión de Comunidades Islámicas de España: UCIDE)、スペイン・ユダヤ教共同体連合 (Federación de Comunidades Judías de España: FCJE) という連合組織を構成してい

る。さらに、これらの連合組織には、2008年現在で、それぞれ、231、261、18、計510の宗教団体が加盟している。そして、これらの宗教団体やその連合体との協調関係のもとで「多元主義と共存財団」が行っているのは、具体的には、下記の5つの活動である。

- (1) 宗教団体間の連携のための連合体や機関に対する支援活動
- (2) 文化的、教育的、社会統合的な目的を持つプロジェクトに対する支援活動
- (3) スペインの宗教的多元主義の地図作りのための専門研究者による調査研究に対する支援活動
- (4) 宗教的自由、信条、マイノリティの信仰の現実理解の促進を目指すワンデイプログラム、セミナー、コミュニケーションプログラムの支援活動
- (5) 本やカレンダーなどの出版やラジオ番組を通じての啓発と広報活動

このように、現在、スペイン社会では、政府主導で、宗教的マイノリティに対して、融和を図り、共存を模索する政策が進められている。これまでのところ、世論もこの動きを容認しているように思われる。この背景には、特定の宗教団体が政治と結びついたフランコ政権下での苦い記憶も一定の作用をしていると思われるが、それは同時に、宗教や政治だけの問題ではなく、経済的な状況とも連動した現象でもある。フランコ政権崩壊後、急激な民主化と経済成長を遂げ、EU加盟後はその傾向を一層加速させてきたためか、スペイン社会においては、産業化に伴って、国内に流入してきた移民に対する大規模な排斥運動は今のところ生じていない。ドイツやフランスなど、他の西欧社会のように、移民排斥を掲げる極右政党が支持を広げている兆候もない。このような世論が、こうした宗教的な融和政策を支えているように思われる。

ただし、2008年に生じたリーマン・ショック以降、スペイン社会の経

済状況は大きく変化している。そこに端を発した現在進行形の不況の深刻化と、多額の国債残高を抱える国家財政の逼迫、そして、他の EU 諸国と比べても最高水準にある失業率(21.5%、若年層では 45%にのぼる)は、既に大きな不満や不安を生み出しており、2011 年 11 月の社会労働党 (PSOE) から国民党 (PP) への政権交代の大きな原因ともなった。こうした世相は、ドイツやフランスで極右政党が支持を拡大した状況と酷似しており、それが今後スペインにおいても移民や宗教的マイノリティに対する国民の意識にこれまでとは異なる変化を生むことになるのかもしれない。このことは、今後の状況の推移と調査研究の進展を注意深く見守る必要があることを示している。また、今回は踏み込まなかったが、もともと 4 つの公用語を持ち、カタルーニャやバスクに代表されるように、スペイン社会は、多彩な文化やライフスタイルを内部に含み持っている。それゆえ、この社会を構成する各地方社会や国民各層を単位とするより詳細で周到な分析も、今後は一層その重要性を増すものと思われる。

(執筆分担 第 1～3 節：北原仁、第 4～5 節：芳賀学)

参考文献

第 1 節～第 3 節

北原 仁「スペインの議会制」浦田一郎・只野雅人編『議会の役割と憲法原理』(信山社、2008)

BLANCO FERNÁNDEZ, María, “Estudio de los precedents de las Leyes de Libertad Religiosa de 1967 y 1980,” MANTECÓN SANCHO, Joaquín, y MARTÍNEZ-TORRÓN, Javier, *La libertad religiosa y su regulación legal: La ley Orgánica de Libertad Religiosa*, Iustel, Madrid, 2009.

CALLAHAN, William J., *Iglesia, poder y sociedad en España, 1750-1874*, Nerea, Madrid, 1989.

- CONTRERAS MAZARÍO, José M, “La financiación «directa» de las minorías religiosas en España,” *La libertad religiosa y su regulación legal: La Ley Orgánica de Libertad Religiosa*, Iustel, 2009.
- CORREAL SALVADOR, Carlos, *Derecho internacional concordatorio*, Biblioteca de Autores Cristianos, Madrid, 2009.
- FERNADEZ-CORONADO, Ana, “Sentido de la cooperación del estado laico en una sociedad multireligiosa,” Rafael, MANTECÓN SANCHO, Joaquín, y MARTÍNEZ-TORRÓN, Javier, *La libertad religiosa y su regulación legal: La ley Orgánica de Libertad Religiosa*, Iustel, Madrid, 2009.
- GIMÉNEZ BARRIOCANAL, Fernando, “La financiación de la Iglesia Católica en España,” *Jornadas jurídicas sobre libertad religiosas en España*, Gobierno de España, Madrid, 2008.
- GÍMENEZ BARRIOCANAL, Fernando, “La financiación de las cofesiones religiosas ¿Debe financiarse la libertad religiosa?” *Estado aconfesionalidad y laicidad*, Consejo General el Poder Judicial, 2009.
- GRASSLOFF, Audrey, *Religion and Politics in Spain: The Spanish Church in Transition, 1962-96*, Macmillan, London, 1998.
- LEÓN BENÍTEZ, M^a Reyes & LEAL ANDORNA, M^a Mar, *Derecho y factor religioso: “ad usum privatum,”* Delta, Madrid, 2009.
- LÓPEZ AGUILAR, Juan F., “Inauguración: Libertad religiosa, pluralismo religioso y Constitución española, ” *Jornadas jurídicas sobre libertad religiosa en España*, Gobierno de España, Madrid, 2008.
- LÓPEZ CASTILLO, Antonio, *La libertad Religiosa en la jurisprudencia constitucional*, Aranzadi, Madrid, 2002.
- MARTÍNEZ-TORRÓN, Javier, “La Ley Orgánica de Libertad Religiosa, veintiocho años después,” NAVARRO-VALLS, Rafael, MANTECÓN SANCHO, Joaquín, y MARTÍNEZ-TORRÓN, Javier,

La libertad religiosa y su regulación legal: La ley Orgánica de Libertad Religiosa, Iustel, Madrid, 2009.

OLLERO, Andrés, *Un estado laico: La libertad religiosa en perspectiva constitucional*, Arazadi, Madrid, 2009.

OLMOS GUTIÉRREZ, José María, *Apostasía silenciosa: España deja de ser católica*, Éride Ediciones, Madrid, 2010.

ORDÓN MORATAL, Germán, “Régimen económico-fiscal de las confesiones religiosas,” *Jornadas jurídicas sobre libertad religiosas en España, Gobierno de España*, Madrid, 2008.

PÉREZ-AGOTE, Alonso & SANTIAGO, José, *La nueva pluralidad religiosa*, Gobierno de España, Madrid, 2009.

TEJÓN SÁNCHEZ, Raquel, *Confesiones religiosas y patrimonio cultural*, Ministro de Justicia, Madrid, 2008.

第4節～第5節

石井研士 2005 『日本人の一年と一生』春秋社。

Wilson, Bryan Ronald 1970 *Religious Sects*, Weidenfeld & Nicolson,
(ウィルソン著／池田昭訳 1991『宗教セクト』恒星社厚生閣)

Jean Vernet (traducción de A. M. Báñez Gallegos, F. García Ortega y L.F. López Falagan) 1994 *Las Sectas*, Editorial CCS, Madrid.

Juan Jesús González, Miguel Requena (eds.) 2005 *Tres Décadas de Cambio Social en España*, Alianza Editorial, S.A., Madrid.

Miguel Hernando de Larramendi y Puerto García Ortiz (dirs.) 2009 *religion.es: Minorías religiosas en Castilla-La Mancha*, Icaría editorial y Fundación Pluralismo y Convivencia, Madrid.

Miguel Requena 2005 “Religión y sociedad: la secularización de la sociedad española”, Juan Jesús González, Miguel Requena (eds.) *Tres Décadas de Cambio Social en España*,

Alianza Editorial,S.A., Madrid.

渡邊千秋 2011 「現代スペインにおける社会心性としての『世俗化』—
公共の場からの十字架撤去をめぐる—」『青山国際政経論集』
85号、141頁～155頁。

参考資料

“Una Iglesia Cercana”, *ABC* (2010.10.31.), pp.18-19.

“La Que Más Aporta”, *ABC* (2010.10.31.), pp.22-23.

Memoria Fundación Pluralismo y Convivencia 2008, Fundación
Pluralismo y Convivencia.

第4章 スウェーデン

交告尚史・真鍋一史

第1節 政教関係の概要

I スウェーデン人の生活と宗教

スウェーデンでは、2000年1月1日を境にして、国教会の体制から、国と教会の分離体制に移行した。すなわち、それまでのスウェーデンには、福音主義ルター派のキリスト教会が国教会として存在していたのであるが、それ以降はスウェーデン教会として数ある宗教団体の1つとして位置付けられることになったのである。しかし、2007年の数字で、900万人を幾らか超える人口の74%がなおスウェーデン教会の会員であり、法律上も同教会に優位性が認められている。そのことは、後に明らかにする。

プロテスタントのキリスト教以外の宗教としては、カトリック、ギリシャ正教、ユダヤ教、イスラーム、ヒンドゥー教、仏教などが有力である。そのほか、スウェーデン（国）教会から離れた自由教会（frikyrka）と呼ばれる組織がいくつもあり、なかでも「命の言葉」（Livets ord）が世界的に有名である。

そういう次第であるから、スウェーデン社会の宗教はたしかに多様化しているけれども、まずはスウェーデン教会の特質を知り、同教会に所属する人々の宗教生活に着目する必要がある。スウェーデン在住の日本人知友が語るには、スウェーデン人も最近では教会に行かなくなったとのことであるが、それでも婚姻や葬儀など人生の節目においては、やはりキリスト教徒としての自覚において振る舞っているようである。葬儀といえば、筆者は1997年9月から1年間スウェーデンに滞在した際に、一度スウェーデン人の葬儀に列席したことがある。教会で祈り、賛美歌を歌い、一人一人が十字を切って棺に花を入れ、出棺を見送った後は、教会の一室で親族集まっの茶会となった。人々の中にはもちろん涙を

流している人もいたが、むしろ残された人を労っているようであった。筆者はその時、スウェーデン人は、「棺を見送った時点で、死亡者は天使の手に委ねられたのだ」と考えているのではないかと想像した。

スウェーデンの文化人類学者であるイリス・ヘルリッツによれば、スウェーデン人は、宗教の問題は私的な問題であるとして自分の心の中に閉じ込める傾向があるという。それゆえに、他人がいかなる宗教を信仰していても、それはとやかく言うことではない。国法や社会モラルに従ってさえいれば、いかなる宗教の人がいかなる行動をしようが、非難されるべきではない。たとえば、街中にイスラームのモスクが建立されても、建築や都市計画に関する法律に反していなければ、それは建立する人の自由である。したがって、それをことさら宗教問題として論じることはないのだという。しかし、筆者はスウェーデン滞在中にムスリムの友人にモスクに案内してもらった経験があるが、彼の話によれば、ムスリムがスウェーデン社会に溶け込めているわけではないようである。スウェーデン人が愛好する警察小説で昨今評判を得ているものに、スウェーデン人の心に燦る異宗教への反発を1つのモチーフにした作品（ヘニングマンケル『タンゴ・ステップ』創元推理文庫、原題を忠実に訳せば『ダンス教師の再訪』となろう）がある。そこには、「どうしてわが街にモスクなぞが存在するのだ」と思っているスウェーデン人の捉え難い連帯が描かれている。また、筆者は帰国する間にウプサラ市の児童オンブズマンを訪問したが、相手をして下さった担当者は、移民の子どもたちの傷ついた心をケアするのに大童であった。子どもたちが傷つく原因の中には、おそらく宗教面での違和感が含まれているものと思われる。

ヘルリッツによると、スウェーデン人はまた、宗教の問題を子どものように熱い思いで語るのではなく、非常に理性的に捉えるのだという。つまり、「福音を信ずるべきなのだ」と大声でまくしたてるのではなく、「宗教とは何か」、「無神論は許されるのか」といった問題を冷静に考えるのである。そうであるとすれば、仮に心の中に、ムスリムの集まるモスクへの違和感があっても、それは心の内に抑えられて、表には出てこ

ないであろう。したがって、表面を眺めただけでは、スウェーデン人は宗教的に寛容な人たちであるかの如く映るはずである。後で見るように、たしかに法制上も宗教の自由が認められ、どのような宗教を信仰してもよいことになっている。したがって、スウェーデン人は当然、イスラームも大いに結構だと主張するであろう。しかし、そうした宗教的寛容の精神をスウェーデン人が本来的に具えているわけではなく、過去の苦い経験を踏まえて受け容れたものを冷静な判断によって維持しているのだと筆者は理解した。

Ⅱ 国教会の成立—スウェーデンキリスト教史 その1—

1. キリスト教の到来

北欧の地にキリスト教が入ったのは900年代の終わり頃とされる。それ以前の北欧には、太陽神、豊穡の女神、ヴァイキングのアーサ神など、多様な神々が存在した。

キリスト教は、まずデンマークとノルウェーにやってきた。まずは国王たちが洗礼を受け、それから社会全体がキリスト教の世界に塗り替えられて行った。スウェーデンでは、1000年代の初めにウーロフ・シェート(Olov Sköt)王が洗礼を受けている。地域として見ると、最初にキリスト教化されたのは、ヴェステルヨートランドである。1000年代にすでに修道院が1か所存在した。スウェーデンにおける初期の布教は、アングロサクソン系の伝道師たちによって担われた。1100年代に入るとキリスト教はスウェーデン社会にかなり根をおろし、やがてはハンブルグ＝ブレーメンの大司教、ひいてはローマとの接触が強まっていく。ただし、1100年代に入ってもなお各所にアーサ神信仰が遺ったという。

2. カトリックの時代—1400年代まで—

スウェーデンの中世は、教会建設の時代である。この時期におけるキリスト教界の著名人としてまず名が挙がるのは、聖女ビルギッタであろう。彼女はウップランド地方の初代法言家(lagman その地方の法を語

る役目の人)の娘であったが、あるとき新たな修道院秩序を作れとの神の命令を心に覚え、教皇の許可を求めるためにローマに向けて旅立った。しかるに、神はその時を与えず、彼女は旅路のさなかに息を引き取った。だが、その志は娘のカタリーナに引き継がれ、カタリーナの手によってヴァードステーナ修道院が建立されたのであった。この修道院は、北欧最大の修道院として、1400年代に重要な文化的意義を果たした。

ビルギッタは、神に仕える生活を大切にすることは言うまでもないが、貧者や病者の救済、教育、文化の問題に心を砕いた。1686年の教会法により学校と療養制度が教会の責任とされたのは、ビルギッタの思想につらなる出来事のようなのである。かくして、ビルギッタは1391年に聖人に叙せられた。ちなみに、療養制度については1800年代に、学校制度については1900年代に、世俗の社会が責任を引き継いでいる。

3. 新教への移行—1500年代—

1500年代においては、スウェーデンのキリスト教界は、ドイツの影響下にあった。この時期に宗教生活を志す者は、ドイツのヴィッテンベルクを目指した。ペートリ兄弟、すなわち兄のオラーヴス・ペートリ（スウェーデン名はオーラフ・ペッタション）と弟のラウレンティウス・ペートリ（スウェーデン名はラーシュ・ペッタション）の2人もその仲間であった。彼らをヴィッテンベルクで待っていたのが、若き教師マルティン・ルターである。ローマにおける免罪符の発行に憤るルターの教えは、ペートリ兄弟によってしっかりとスウェーデンに伝えられた。

周知のごとくルターは聖書をドイツ語で読めるようにすることに努めた人であるが、ペートリ兄弟はその思想を受け継いで、スウェーデンではスウェーデン語の聖書を作り、スウェーデン語でミサを行うべきだと考えた。そして、実際、その方向に進んだのである。そうすると、あくまでラテン語に固執するローマ教会との間に精神的にも隔たりが生まれる。かくして、1527年にヴェステロースで開催された議会で、スウェーデン教会は改革されるべしとの決議がなされた。ただし、この時は、ス

ウェーデン教会がルター派教会となることを宣言したわけではない。スウェーデン教会が福音主義ルター派教会と公称されるのは、ずっと後、1992年の教会法においてである。

なお、ヴェステロースの決議が成立するに至った背景には、それまでのカトリック教会が貴族や王室から広大な土地を召し上げ、スウェーデンの土地の20%を所有していたことに、新たに国王となったグスタフ・ヴァーサが反発したという事実がある。このことが、カトリック排撃を後押しする力になったものと考えられる。

Ⅲ 国教会と宗教の自由—スウェーデンキリスト教史 その2—

1. 他宗派への非寛容、とくにカトリックの排除

その後、1593年のウプサラ会議で、ルター派の新教が国家宗教とされ、これと異なる宗教はすべて排斥されることになった。ここに、国教会と宗教の自由との関係が問題となる。16世紀イタリアの反三一論者であるソツィーニ (Soz(z)ini, Fausto Paulo 1539-1604) によれば、国教会制度と宗教の自由は必ずしも相容れないわけではない。国教会を置きながら、他の諸宗派に対して寛容の精神を示す体制も考えられるのであって、ソツィーニはそういう体制作りを支持した。ところが、スウェーデンの宗教世界は、それとは逆の方向に向かった。1595年の議会でカトリックの神事が禁止され、カトリック教徒はすべて国外追放の身となったのである。聖女ビルギッタの娘カタリーナが建立したヴァードステーナの修道院がスウェーデンにおける最後の修道院となった。そこも略奪に遭い、修道女たちは国外に逃げなければならなかった。

このような体制の下、牧師たちは教義を守ることに汲々として、新たな宗教理念を受け容れるということはまったくなかったという。そのことを示す好例が、女王クリスティーナ (1626~1689) の転向であろう。クリスティーナは、フランスからデカルトをストックホルムに呼び寄せるほど学問好きな女王として知られるが、外国の芸術家や学者に囲まれてサロンの暮らしをするうちにローマに憧憬を覚え、1650年代にカトリ

ックに宗旨替えをした。そうなると、女王といえども国内に留まることはかなわず、国王の座を従弟に譲ってローマに赴き、その地で没したのである。

クリスティーナがカトリックに転向して間もなく、スウェーデンにも、かの悪名高き魔女裁判がやって来た。とくに、ダーラナ、ヘールイエダーレン、オンゲルマンランド、それにストックホルムで、およそ 300 人の女性が焼き殺されたという。

2. 検閲の時代—1700 年代—

1700 年代は検閲の時代である。1726 年には、「非教會的な宗教集会禁止の御触書」(konventikelplakatet) が制定されて、牧師のいないところで宗教的会合をもつことが禁止された。人々に新しい宗教思想を考え始めさせるような書物の出版も禁止された。牧師は教区と大教区を巡回し、住民全員に問い質しを試みるものとされた。これを「訪問調査」(husförhör) という。牧師たちは、これを行うことにより、人々が聖書とルターの著作を理解するように仕向け、国教会にとって危険な理念を抱く者が出ないように監視することを求められたのである。

スウェーデンで 1766 年に出版の自由が確立されたことはよく知られているが、宗教的書物に関しては検閲が残った。1779 年になると、宗教の自由が外国人、とくにユダヤ人に認められたが、スウェーデン人は相変わらず福音の教えを信仰しなければならなかった。そのため、この時期において他の宗教を信仰したい多くのスウェーデン人がアメリカに移住した。最も有名なのは、エーリック・ヤンソンと呼ばれる人物の一派である。彼らは、スウェーデンのヘルシンランドから逃れて、イリノイに Bishop Hill を建設した。

3. 宗教の自由の回復

1858 年に至って、ようやく「非教會的な宗教集会禁止の御触書」が廃止された。ここに至って、牧師がいなくても、誰でも他人のために説教

することができるようになったのである。さっそく数多くの自由教会（frikyrka）が活動を開始した。福音主義父の国協会（Evangeliska Fosterlandsstiftelsen）、スウェーデン伝道連盟（Svenska Missionsförbundet）、メソジスト教会、洗礼教会、それに救世軍などである。

1860年には国教会離脱者法が制定され、他の宗教団体に入った者は国教会を離脱できることとされた。これにより、福音主義の教えを信じないことはもはや犯罪ではなく、人々は好きなものを信じることができるようになった。しかし、神と福音の教えを否定する言説は、なお処罰されることがあったという。

その後、検討委員会を設けて議論が重ねられたが、その成果が結実したのが1951年の宗教の自由法である。これにより、スウェーデン国教会からの離脱を望む者は、誰でもそうすることができることになった。したがって、これ以降は、スウェーデン市民は好きな宗教を信仰する権利を有しているということができる。ただし、スウェーデンで出生した子どもは、両親がスウェーデン国教会に属していれば、自動的にスウェーデン国教会の会員となる。

ちなみに、現在では、スウェーデン統治憲章（Regeringsformen 直訳すれば「統治の形」、スウェーデンの憲法である）の第2章「基本的な自由および権利」の第1条第6号において、「単独でまたは他者と共に自己の宗教を实践する自由」が保障されている。スウェーデン統治憲章には元々人権規定がなかったのであるが、EUへの加盟に際して欧州人権条約を国内法に取り込むことを求められ、1995年1月1日以降は人権規定を盛り込んだ憲法となっている。

4. 国家と教会の分離

宗教の自由が確立されるなか、国家と教会の関係をどうするかという問題が1950年から1960年にかけて大いに議論されたが、政党間の対立が大きく、合意に至らぬまま時が流れた。それが、1992年から1995年

にかけてようやく形が定まり、1998年に至って2つの重要な法律、すなわち宗教団体法とスウェーデン教会法が成立した。分離前は議会が教会の法規を定めていた。旧スウェーデン教会法は1999年12月31日をもって廃止されたが、それは条文数700にも及ぶ長大な法律であった。新法には18か条ぐらいしかない。もっとも、スウェーデン教会の宗門規則（kyrkoordning）において、必要な事項が詳細に定められている。なお、国の関与として、分離前には国が3人の候補者のうちの1人を総監督に任命していたことをここで指摘しておく。

第2節 宗教団体法制

I 用語統一の試み

スウェーデンの宗教事情を調べるうえで、スウェーデン教会の諸制度の研究が肝要であることは今後も変わりがないと考えられるので、今後の研究の便宜のためにも、ここで我々が使用する語彙のうちでとくに重要なものをいくつか挙げておくことにする。

- ① ärkebiskop : 「総監督」。
- ② biskop : 「監督」。
- ③ församling : 「教区」。この語には「人の集まり」という意味と、人の集まる範囲すなわち区域の意味とがある。前者を捉えれば「集会」という訳語が適切であるが、法文では区域の意味で用いられているので、「教区」という訳語を充てた。
- ④ kyrkliga samfälligheter : 「教会連合」。これは教区が複数集まったものであるから、「教区連合」とした方がよさそうであるが、暫定的に「教会連合」と直訳した。
- ⑤ kyrkoavgift : avgift は「手数料」を指すことが多いが、スウェーデン教会については、「教会費」と訳するのが適切であろう。他の宗教団体について「教会費」と訳しきれるかどうかは問題である。単に「会費」とした方がよいかもしれない。
- ⑥ kyrkofonden : 「教会基金」。そのほかにも教会財産に関する用

語が多数登場するが、実態が判らないので、適切な訳語を見出せない状況にある。今後の調査の成果を踏まえて確定したい。

- ⑦ kyrkoherde : 「教区牧師」。教区付きの牧師と思われる。
- ⑧ kyrkomötet : 「教会会議」。スウェーデン教会の最高決定機関である。
- ⑨ stift : 「主教区」。教区の 1 層上の区域。
- ⑩ trossamfund : 「宗教団体」。

II スウェーデン教会の組織

1. はじめに

先に述べたように、スウェーデン教会はもはや国教会ではなく、数ある宗教団体の 1 つという位置付けとなったのであるが、それでも国民の 7 割程度がこれに属しているわけで、現在でも特別な存在ではある。法制上も、スウェーデン教会に関する法律という同教会に限っての法律が存在している。

スウェーデン教会に関する法律については別に邦語訳を用意したので、そちらを参照して頂きたいが、一応その要点をまとめておく。本法は、まず教会の性質（福音ルター派教団であること、開かれた国民教会であること、独立の法人格をもつこと）を明記し、続いて組織構造を提示している。組織には区域的なものとは内部組織の 2 面がある。区域の方は、小さい方（より基礎的な区域という意味）から、教区、教会連合および主教区の 3 層構造になっている。内部組織の方は、最高決定機関として教会会議が置かれている。そのほかの細かい組織割りは、国の法律ではなくて教会の方の宗門規則の方に定めがある。そのほか教会所属者の教会費支払義務の規定、教会の資金等財政面の規定、文書閲覧請求権の規定（何人も閲覧することができる）、教会の保存文書に関する規定などが置かれている。文書閲覧を拒否する決定に関して、スウェーデン教会に固有の争訟システムの創設が予定されているのが興味深い。

次にスウェーデン教会に関する法律の導入に関する法律であるが、こ

これは、従前に生じていたスウェーデン教会の権利義務を後の組織がどう承継するか、その基本原則を示した法律である。ルンドの大聖堂が独立の法人格を認められ、特異の扱いを受けているのが注目される。このことがいかなる経緯に由来するのか、今後の調査テーマの1つとして記憶に留めたい。

以下、これらの法律の内容を前提とし、筆者によるスウェーデン教会での調査の成果を踏まえて、スウェーデン教会の組織の特色をまとめてみる。

2. 教会の組織の概要について

(1) 3層制について

教会の組織は、上の方から、全国レベル、主教区 (stift) のレベル、および教区 (församling) のレベルの3層から成る。世俗の統治構造との間に相似性が認められる。主教区は、税率を確定し、税を徴収する権限をもつ点で世俗の「県」(lanndsting ランドスティング) に類似する。

(2) 全国レベルの組織

全国レベルの組織は、教会会議 (kyrkomöte) である。宗門規則の第10章第2条および第3条に定めがある。教会会議は国の議会に相当する。教会会議の議員は251名で、直接選挙で選ばれる。議員の選挙は政治的にならない方がよいと言う者もいるが、実際には政治色を帯びるのが現実である。

執行の要を担うのは、教会執行委員会である (kyrkostyrelse)。教会執行委員会は、総監督および13名 (13は主教区の数) の監督ならびに8名の素人 (lekman) で構成される。委員会に素人が参画するのは、スウェーデンの世俗の政治組織によく見られる仕組みである。

(3) 主教区レベルの組織

全国に13の主教区があり、それぞれ法人格を有する。主教区は、教

会員の給与のなかで教会費が占める率を定めることができる。主教区は教区を監督し、支援する。主教区には監督が1人いる。主教区の最高決定機関は、主教区議会 (stiftfullmäktige) であり、その議員数は41である。執行の要となるのは主教区執行委員会 (stiftstyrelse) であり、監督がその長である。主教区執行委員会の主たる事務は、不動産の管理と、主教区議会に提出する案件の準備である。他に主教座聖堂参事会 (domkapitel) があり、牧師の資格剥奪の案件で裁判所の役割を果たす。監督がその長を務める。

(4) 教区レベルの組織

行政事務上の概念として「牧師区」(pastrat) があるが、これは牧師がサービスを提供する区域のことで、法人格はない。それに対して教区 (församling) は教会の一番基本的な組織であって、法人格を有する。教区の任務は、礼拝、弱者救済、教育および伝道である。そのことはスウェーデン教会に関する法律の4条1項および2項に規定されているが、宗法にも第2章第1条として書き込まれた。牧師に給与を支払うのは教区である。教区の決定機関は教会議会 (kyrkofullmäktige) で、議員数は30から40ぐらいである。教会員の給与に占める教会費の率を決定するのは教会議会である。予算の議決も教会議会が行う。他方、執行の要を担うのは、教会参事会 (kyrkoråd) である。牧師を雇用するのは教会参事会である。教会参事会は、監視、執行および案件の準備を任務とする。牧師は教会議会によって選ばれているわけではないが、教会参事会にメンバーとして参加する。それは、牧師が教区を切り盛りしているからである。

(5) 「直接選挙された教会参事会」(direktvalda kyrkoråd:DKR) について

これは小規模教区を運営する工夫である。順を追って説明しよう。人口1,000人程度の小さな教区では、牧師の給料を支払うことができない。

そこで、その程度の教区がたとえば3つ集まって連合を作ることがある。連合の意思決定は、連合教会議会（samfälda kyrkofullmäktige）で行う。連合教会議会が教会費の率を決めて、A教区、B教区およびC教区につき同額の教会費を徴収する。連合教会議会の下に、執行機関として、教会委員会（kyrkonämnd）が置かれる。

連合の構成単位である教区には、教会議会を設けているところと設けていない（設ける力がない）ところがある。教会議会を設けている教区では、教会議会が教会参事会のメンバーを選出する。それに対して、教会議会を設けていない教区では、教会員が教会参事会のメンバーを直接選挙することとせざるを得ない。その直接選挙の結果を受けて構成された教会参事会がDKRである。

全国1464の教区のうち、286教区が連合を組んでいる。イエーテボリには連合が多い。事務を共通することによる効率化に期待しているものと思われる。

3. 宗門規則（kyrkoordning）について

宗門規則は、16世紀ないし17世紀から存在している。宗門規則を決定するのは、教会会議である。国の議会は現在は関与しない。統治憲章（regeringsformen）でそのように定められている。分離以前は国の議会が関与していたが、教会が提出した案を承認するというのが実態であった。

4. 教会の選挙について—「民の教会」の観念と教会民主主義—

教会の各層の議員は、教会員全員の直接選挙で選出される。この直接選挙制は、（応対に当たったFredrik Nilsson Björner氏の見解では）、ルター派福音主義国教会であったことの名残である。この点について、さらに調べたところ、スウェーデン教会における民主主義的な意思決定の有り様は「民の教会」（folkkyrka）の概念と結びついていることが判った。この概念は、1800年代のスウェーデン国教会が世俗の身分制度に

縛られていたのに反発した一派が青年教会運動という改革の動きを起こした際に、はじめて唱えられた。同派のモットーは、「スウェーデンの民、1 つなる神の民」であった。したがって、この段階では、教会が民に開かれていると言っても、それはスウェーデンの人々に対して、身分の違いに関係なく開かれているというに過ぎなかった。しかし、今日では、民の教会なる概念は、福音主義を意識して用いられている。すなわち、教会を頼りにして来る者すべてを念頭に置いているのである。このように捉えた場合は、マタイ伝 11 章 28 節、すなわち「凡て労する者、重荷を負う者、われに來たれ、われ汝らを休ません」がモットーとなる。この民の教会の概念をスウェーデン教会では、デモクラシーに結びつけるのであるが、そのデモクラシーをスウェーデン語の「民の支配」(folkstyre) に置き換えて理解している。すなわち、民が支配するのであるから、すべての会員が平等に直接選挙するということになるのである。

さて、選挙の実際であるが、選挙は 3 つのレベルで同時に行われる。ただし、世俗の選挙とは同時ではない。直近の選挙は 2009 年に実施された。次は 2012 年に行われる。投票の形式は世俗の選挙と全く同じである。ただし、DKR が置かれている教区の信徒は、選挙のときには、全国レベルの投票用紙、主教区の投票用紙、連合教会議会の投票用紙、そして DKR の投票用紙という 4 種類の投票用紙に記入することになる。

投票率が 10% しかないことが教会の悩みである。選挙事務は全員が投票するという前提で進行するので、コストがかかる。教会内には手続の簡略化を望む声もあるが、教会から出ている国会議員が反対するのだという。

5. 不服申立て審査制度について

国教会であった時代には、世俗の行政裁判所が事件を処理していたが、政教分離の際に、教会組織に組み入れた。前述のとおり、主教区の主教座聖堂参事会が牧師の資格剥奪の案件を審理する。その決定に不服であ

れば、さらに全国レベルの不服申立て審査委員会に上訴することができる。紛争解決としてはこれで完結し、世俗の裁判所に連続することはない。

Ⅲ 宗教団体に関する法律の概要

宗教団体に関する法律の要は、「登録宗教団体」という制度を設けたところにある。宗教団体は、政府の指定する行政機関に申請して、宗教団体の登録を受けることができる。登録を受けるメリットは、登録を受けておけば、税務官庁が税の徴収と同時に会費を徴収してくれるところにある。つまり、税の徴収という確実度の高い手段を会費徴収に使えるということである。

ここで大切なのは、スウェーデン教会は、第5条第1号によって法律自体において登録宗教団体として位置付けられているということである。先にスウェーデン教会も数ある宗教団体の1つでしかないにもかかわらず、他の宗教団体よりも優位に立つと述べたが、宗教団体法のこの扱いはその最たるものと言えよう。

ともかく、スウェーデン教会は登録宗教団体であるから、教会費は税とともに徴収される。具体的には、課税申告書 (inkomstdeklaration) の項目の中に教会費が記載される。スウェーデンで筆者が知人のものを拝見したところでは、①地方所得税 31,90% (そのうちランドスティング税 10.37%)、②財産取得収入に係る国税、③財産税、④一般年金費と来て、5番目に「スウェーデン教会宛ての教会費 1.10% (そのうち埋葬費 0.18%)」と書かれていた。パーセントの数字は、給与額との関係でどれほどの割合になっているかを示す。この率の決定権が主教区にあることは先に述べた。このように明記された教会費について「支払わない」という意思表示をすれば、その事実がスウェーデン教会に通知されて、脱退という扱いになる。なお、教会費の給与に占める率は平均で 1.2% であるが、人口の少ない主教区では 2~3% になるところもある。逆に人口の多い主教区では、0.2% ぐらいで足りることもある。教会費の 0.16%

が中央に回ることになっている。

スウェーデン教会以外の宗教団体は、登録を受けることによって、この徴収システムを利用することができる。たとえばカトリック教会はすでにそのようにしているようである。もっとも、スウェーデン教会以外の登録宗教団体（申請をして登録を受けた宗教団体）の場合は、国の援助を求める「ことができる」という定めになっていて、絶対的な地位保障ではない。

ところで、宗教団体法を施行するために、宗教団体の登録に関する政府令 1999 年第 731 号という行政立法が設けられているが、登録の申請に際して提示すべき事項を定めた第 4 条の規定を見ると、①宗教団体の名称および住所、②理事会またはそれに相当する機関を構成する者およびその他当該宗教団体を代表する資格を有する者の完全な名称、住所および個人番号、個人番号をもたない場合は生年月日に続いて、③「当該宗教団体の名称がいかに署名されるか」と定められている。③は 2000 年の改正で追加された項目のようであるが、もしかすると、異文化の宗教を念頭に置いた項目なのかもしれない。

第 3 節 宗教団体税制

今回の調査で税制に関して判明したことの 1 つは、2001 年から 2010 年までの課税に際して、スウェーデン教会の牧師報酬資金について課税免除とする法律（1999 年法律第 290 号）が存在することである。同法においては、スウェーデン教会に関する法律の導入に関する法律の第 10 条第 1 項という特別の法人は、2001 年から 2010 年までの課税に際して、収入と財産に関して納税義務を免れるとされている。

念のため、スウェーデン教会に関する法律の導入に関する法律の第 10 条第 1 項を以下に引き写しておく。

第 10 条① 教会法（1992 年第 300 号）第 41 章第 1 条第 1 項に規定された財産（「牧師報酬財産」）および同法第 41 章第 23 条に規定された財産（「牧師報酬基金」）は、2000 年 1 月 1 日当日以降、スウェーデン教

会に関する法律（1998年第1591号）第9条に基づく独立した財産として管理されるものとする。それらは、権利を取得し、義務を負い、裁判所およびその他の官庁に訴えを提起することのできる特別の法人として扱われる。そのような法人の債務の負担には、当該法人の資金のみをもって充てる。牧師報酬資金（牧師報酬財産と牧師報酬基金を合わせたものと考えられる一交告注）は、この法人において所有する。

続いて、スウェーデン教会をも含めて一般に宗教団体が税制上どのような位置付けを与えられているかという観点から、所得税法（Inkomstskattelag 1999年法律第1229号）と不動産課税法（Fastighetstaxeringslag 1979年法律第1152号、最終改正2011年法律第1248号）の規定を眺めてみることにする。まず所得税法であるが、その14条に、非営利団体に関する7条から13条までの規定を登録宗教団体にも適用するとの定めがある。そこで、まず7条を見ると、宗教、政治、スポーツ、芸術など所定の目的で活動する非営利団体が13章1条にいう経済活動をも行っている場合には、その経済活動によって得られた収入のみが課税対象になると定められている。13章1条にいう経済活動とは、事業として独立して営まれる経済活動のことである。したがって、非営利団体は、本来の目的で行われる活動によって得られた収入については税負担を免れることことになる。ただし、そのためには、専ら、ないしはそれに近い程度において、宗教なら宗教という所定の目的で活動しているのでなければならないし、一定の活動実績を示していることや、特段の事情がない限り希望すれば入会できる体制になっていることが求められる。

次に、不動産課税法であるが、これにも特例扱いの規定がある。すなわち、同法の4条によれば、そこに列挙された5つのカテゴリーのいずれかに該当する団体は、その所有する建物およびその敷地等について、不動産に係る租税等の納付義務を免除される。そこで、その5つのカテゴリーを見ると、第1号には、所得税法7章15条にいう教会ならびに慈善団体のほか、上述の「スウェーデン教会に関する法律の導入に關す

る法律の第 10 条第 1 項にいう「特別の法人」が挙げられている。そして、第 2 号には、所得税法 7 章 3 条 1 項ないし 7 章 7 条 1 項の要求を充たす財団、非営利団体および登録宗教団体が登場する。関係法令を突き合わせてみると、スウェーデン教会は第 1 号の教会に該当するし、その他の宗教団体も登録を受ければ第 2 号で不動産に係る税の納付義務を免れることとなる。

参考文献

イリス・ヘルリッツ／今福仁訳『スウェーデン人—我々は、いかに、また、なぜ—』[新評論、2005 年]

KYRKOORDNING 2009 med angränsande lagstiftning för Svenska kyrkan, Verbum, Stockholm, 2009.

Christina Berglund, Svenska kyrkan Tro och tradition, Verbum, Stockholm, 2006.

Per Hansson, Svenska kyrkans organisationskultur, Verbum, Stockholm, 2001.

Carl Henrik Martling, SVENSK KYRKA En historik, Artos, Skellefteå, 2008.

Peter Nobel, Lag och rätt och nya religioner, Iustus Förlag, Uppsala, 1999.

第 4 節 宗教団体の行う社会的活動ならびに社会の側からの宗教への評価

I 平成 21 年度調査

1. 現地調査報告

スウェーデン調査担当の真鍋一史は、2009 年 8 月 31 日（月）から同年 9 月 3 日（木）にかけて現地調査を実施した。訪問先、インフォーマント、日時、調査（質問）内容、記録、資料などは以下のとおりである。

表1 スウェーデン現地調査日程表

日付	調査・活動場所 施設名 施設の場所	調査・活動内容、対象者、 共同研究者
8月31日(月) 15:00~16:30	ウプサラ大学(Uppsala Universitet) The Centre for the Study of Religion and Society Box 511, SE-751 20 Uppsala, Sweden	アンデシュ・ベックストレーム (Anders Bäckström)教授 へのインタビュー。
9月1日(火) 13:00~14:30	スクーグスチルコゴーデン (Skogskyrkogården) Medborgarplatsen 3, hiss A, plan8 Box 4312, 102 67Stockholm, Sweden	ベルイェ・オルソン(Börje Olsson)へのインタビューを 実施。
9月1日(火) 15:00~16:30	文化省 (Kulturdepartmentet) SE-103 33 Stockholm, Sweden	アン・アウレーン(Ann Aurén) (Divison for Cultural Heritage and Religious Communities: Senior Adviser)にインタビ ューを実施。
9月2日(水) 10:00~11:30	スウェーデン教会(Svenska kyrkan) Medborgarplatsen 3, hiss A, plan8 Box 4312, 102 67 Stockholm, Sweden	カーリン・ドゥ・フィエ・リヒト (Karin de Fine Licht)、ピ エール・フレンネソン (Pierre Frennesson)、スタ ッフアン・ルンドステッド (Staffan Lundstedt)、エ ーヴァ・グリーンヴァル(Eva Grönwall)にインタビューを 実施。
9月2日(水) 14:30~16:00	ベルトハーガ教会墓地 (Berthåga kyrkogård) Box 897, 751 08 Uppsala, Sweden	ベルトハーガ教会墓地 (Berthåga kyrkogård)、と くにミネスルンドの視察と、 教会墓地管理者のトルド・エ ングストレーム(Tord Engström)へのインタビュー
9月3日(木) 10:00~11:30	国税庁(Skatteverket : Swedish Tax Agency) 17194 Solna, Sweden Solna strandväg 10	グニラ・ポールスソン・ブル ーム(Gunilla Pahlsson Bluhm)、インゲゲルド・ヴィ デル(Ingegerd Widell)に インタビューを実施。

上記、現地調査の詳細は下記のとおり。

(1) ウプサラ大学アンデシュ・ベックストレーム教授へのインタビュー

内容：インタビューの内容はごく大まかに2つの部分に分けられる。

- ・ 先行研究の文献レビューのところであげたベックストレーム教授を中心とするビッグ・プロジェクトの研究成果の出版物についての内容の解説とその入手方法。
- ・ 今回のスウェーデンでの現地調査のための、いわばオリエンテーションともいべきもので、スウェーデンの宗教事情全般についての視座・理論的枠組み・研究方法についての情報の提供。

関連資料：

- ・ Anders Bäckström, Ninna Edgardh Beckman, Per Pettersson, *Religious Change in Northern Europe: The Case of Sweden, From State Church to Free Folk Church, Final Report*, Verbun: Stockholm, 2004.
- ・ The Impact of Religion: Challenges for Society, Law and Democracy, 2008-2018, Uppsala University (パンフレット)

(2) 世界遺産スクーグスチルコゴーデン（森の墓地）

スクーグスチルコゴーデン（Skogskyrkogården）のとくにミネスルンドの視察と、ストックホルム市墓地管理局（The Cemeteries Administration）元職員、テクニカル・ディレクターのペルイエ・オルソンへのインタビュー。

内容：インタビューの内容は、井上治代論文のミネスルンドに関する記述を確認するものであった。

関連資料：

- ・ 井上治代「ポスト近代社会の墓における『共同性・匿名性』の一考察——スウェーデンと日本の事例から——」『ライフデザイン学研究』第4号、東洋大学ライフデザイン学部、2008年
- ・ パンフレット：世界遺産スクーグスチルコゴーデン（日本語版およ

びスウェーデン語版)

(3) 文化省

アン・アウレーン (Ann Aurén) (Division for Cultural Heritage and Religious Communities: Senior Adviser) にインタビューを実施。

内容: 事前に準備した以下の質問項目を中心にインタビューがなされた。

- ・ スウェーデンにおける宗教団体と信者の現状について、データにもとづいて説明していただきたい。
- ・ 信仰の自由、宗教活動の自由は憲法で保障されているか？ また、そうであるなら、2000年以後、憲法の表現は修正されたのか？ 宗教団体の法的地位は？ 公法上の社団？
- ・ 国家と宗教の関係はどうなっているか？
- ・ 宗教教育には何らかの規制があるか？
- ・ 宗教団体の登録はどうなっているか？
- ・ 宗教団体はどのような点で、またどのくらい一般市民に貢献しているか？
- ・ 宗教団体への補助金の目的、そしてその基準、配分、総額などの現状はどうなっているか？
- ・ 宗教団体の会費に関する法律によれば、スウェーデン教会のメンバーの場合は葬儀税(埋葬税)が含まれるとなっている。では、それ以外の宗教団体の場合はどうなっているか？
- ・ いわゆる教区と地方自治体との関係はどのようなものか？
- ・ ミンネスルンドの歴史・現状・将来についてお尋ねしたい。

関連資料：

- ・ Ministry of Culture Sweden, *Memorandum*
- ・ Religious Communities
- ・ Burial and Cremation Services in Sweden
- ・ Swedish Code of Statutes

(4) スウェーデン教会

カーリン・ドゥ・フィーネ・リヒト、ピエール・フレンネスソン、スタッファン・ルンドステッド、エーヴァ・グレーンヴァルにインタビューを実施。

内容:事前に準備した以下の質問項目を中心にインタビューがなされた。

- ・ ミンネスルンドの歴史・現状・将来について知りたい。
- ・ 教会墓地の所有者はどのように変化してきているか？
- ・ 教区と自治体との関係はどのようなものか？ 機能の点からする両者の境界線は？
- ・ 葬儀費を払わない人はいるか？ その場合の葬儀はどうなるか？
- ・ ミンネスルンドに埋葬される資格はどのようなものか？

関連資料：

- ・ 上記の質問項目に対する回答
- ・ パンフレット：Facts about the Church of Sweden
- ・ パンフレット：Death in a Multicultural Society
- ・ リポート：2008 Review and Financial Summary

(5) ベルトハーガ教会墓地

とくにミンネスルンドの視察と、教会墓地管理者のトルド・エングストレームへのインタビュー。

内容：ストックホルム墓地の場合とほぼ同様の内容である。

(6) 国税庁

グニンラ・ポールスソン・ブルーム、インゲゲルド・ヴィデルにインタビューを実施。

内容:事前に準備した以下の質問項目を中心にインタビューがなされた。

・教会費（教会税）を国税庁が徴収するメリットはどこにあるか？ 教会費／葬儀費を納めない人はいるか？

- ・宗教団体の所得税と租税減免措置はどうなっているか？
- ・宗教団体に対する寄付税制はどうなっているか？
- ・宗教団体への補助金制度はどのようなものか？

関連資料：

・レポート：Taxes in Sweden: An English Summary of Tax Statistical Yearbook of Sweden

・パンフレット：Population Registration in Sweden

付記

以上の現地調査のうち、とくに文化省、スウェーデン教会、国税庁への訪問・インタビュー調査に当っては、スウェーデン日本国大使館の高岡望公使、大洞龍真一等書記官、岡部史哉一等書記官（各当時）に大変お世話になった。それは訪問先への事前連絡、アポイントメント、配車といったことにまで及んだ。さらに現地調査の終了後の2009年9月3日（木）には昼食会を開いてくださり、広くFacts about Swedenについての知的交流の機会をもつことができた。ここに記して心から感謝の意を表したい。

2. 宗教の社会との関わり

さて、調査の具体的な内容については、調査趣旨の「日本の宗教行政に資する」という点からいえば、「スウェーデンにおける宗教事情・実情」のなかで最も注目すべきは、やはり2000年のスウェーデン教会が国教会ではなくなった宗教と国家の分離という出来事であろう。そこで、この調査では、この出来事をめぐる法制度、税制度、宗教と社会との関わりというところに焦点を合わせる。とくに、このような公的な分離が実現した後も、国家は宗教の問題（religious issues）に深く関わり続けているという点が重要である。

具体的な調査項目としては、以下のようなことがらがあげられる。

(1) 「宗教と国家」(税制度を含めて)に関する法律の解釈

- ・ Act on Religious Communities
- ・ Church of Sweden Act
- ・ Act on Support to Religious Communities
- ・ Act on Fees to Registered Religious Communities
- ・ Ordinance on Registration of Religious Communities
- ・ Ordinance on Government Grants to Religious Communities

(2) 先行研究の文献レビュー

スウェーデンの宗教事情に関する先行研究としては、いうまでもなく多数の文献がある。ところが、不思議なことに、日本におけるスウェーデン研究の一般書においては、スウェーデンの宗教事情について紹介しているものがほとんどない。

例えば、

岡沢憲英、宮本太郎編『スウェーデンハンドブック』[第2版]、早稲田大学出版部、2004年

村井誠人編著『スウェーデンを知るための60章』明石書店、2009年
猿田正機編著『日本におけるスウェーデン研究』ミネルヴァ書房、2005年

においては、スウェーデンの宗教については全く扱われていない。もちろんスウェーデンの宗教事情に関する個別論文ということであれば、それはかなりの数となるであろう。しかし、ここではそのような文献の渉猟とレビューは行わず、当面、直接に海外の文献に当たることにする。スウェーデンの宗教事情のいわば全体像をともいうべきものを捉えるという、ここでの課題にとって、その方がより生産的であると考えられるからにはかならない。こうして、ここでは、国際的な注目を集めている以下の先行研究を取りあげる。

① スウェーデン・ウプサラ大学のベックストレーム教授を中心とする“From State Church to Free Folk Church”と題するビッグ・プロジェクトの研究成果の出版物で、つぎの 13 種類のものがある。

- The Year 1862
- The Year 1930
- The Year 1951-2000
- Women as Tradition Bearers and Innovators
- The Church as Social Actor
- Religion and Voluntarism
- The Church and Youth Culture
- Religion and Music
- Nordic Folk Churches
- Religion as Service
- Organizations in Church
- Organization and Leadership
- Religion and Health/care

② 同じくベックストレーム教授を中心とする”The Impact of Religion”と題するウプサラ大学における COE 研究プログラムで、つぎ 6 つのテーマが掲げられている。

- Religious and Social Change
- Integration, Democracy and Political Culture
- Family, Law and Society
- Well-being and Health
- Welfare Models
- Science and Religion

③ 「宗教と国家 (Government Involvement in Religion: GIR)」に関する世界の 175 か国を対象とする大規模な国際比較調査にもとづく研究 Jonathan Fox, *A World Survey of Religion and the State*, Cambridge University Press, 2008.

なお、この調査の素データ (raw data) は The religion and State Dataset (RAS) として公開されている。

(3) 既存の社会調査データおよび統計データの分析

2000 年の宗教と国家の分離という出来事後のスウェーデンの実情を示す実証的なデータが必要となる。ここでは、以下の 4 種類のデータ・セットを利用する。

- ・すでに述べた Jonathan Fox の *A World Survey of Religion and the State* のデータ・セット。
- ・ Statistics Sweden 2003 のデータ・セット。

とくに Associational Life in Sweden: General Welfare Production, Social Capital, Training in Democracy. *Living Conditions Report*, No.98, Stockholm: Statistics Sweden. のデータの翻訳と分析。なお、このデータ・セットの探索、その入手、データの整理と翻訳については、スウェーデン・ウメオ大学・社会学部のヨナス・エドルンド (Jonas Edlund) 准教授に負うところが大きい。同准教授とは、現在、このデータ・セットの分析だけでなく、後で述べる国際社会調査プログラムの Religion Module の結果についてのデータ分析の計画を進めている。

さて、スウェーデンにおける宗教と国家の分離という出来事といえども、より大きな世界的規模での社会変動・文化変容のうねりともいえるべきものと、決して無縁のものではない。Bäckström 教授は、プロジェクトのまとめのなかで、つぎのように述べている。「ポスト近代社会において、宗教はその役割を終えたのではなく、じつはその役割の内容が変化した

のである。グローバル化とサービス化の進展のなかにあつて、信仰や価値の問題は「私化 (privatized)」されてきた。しかし、宗教は相変わらず公的な領域 (public sphere) に影響を与えつづけている。宗教団体は、生活の「意味」と「質」の探求の源泉として機能している。」このような視座のもとに、ここではそのような社会変動・文化変容の中心をなす現代における価値観の変化という問題を、世俗化 (secularization) および宗教的多元主義 (religious pluralism) との関連において、取りあげる。このような点については、下記の利用が重要である。

- ・「ヨーロッパ価値観調査 (European Values Study) ・世界価値観調査 (World Values Survey)」のデータ・セット。
- ・「国際社会調査プログラム (International Social Survey Programme)」の Religion Module のデータ・セット。

以上のような実定法解釈・文献レビュー、データ分析と並行する形で、以下に述べる現地調査が企画・設計・実施された。

ここでは、このような現地調査における調査項目の1つとして「ミネスルンド (Minneslund) : 追憶の丘 (木立)」と呼ばれる共同匿名墓地を取りあげた理由について述べておきたい。日本においては、「ミネスルンドは、福祉国家を形成したスウェーデン独自の理念との関連性で紹介されてきた」(井上治代、前掲書) が、ここではミネスルンドを、スウェーデンにおける宗教と国家あるいは宗教の社会的な機能・役割・影響という問題を実証的に検討する場合の、具体的なテーマの1つとして位置づける。その検討をとおして、2000年以降のスウェーデン教会の社会的機能の一端が明らかとなると考えるからにほかならない。

Ⅱ 平成 22 年度調査

1. テーマ

調査事項の「宗教の社会との関わり」が主として真鍋一史の担当する事項である。この事項はきわめて広い内容を含むものであり、それらの内容を体系的に整理すること自体が 1 つの研究課題となる。しかし、ここでは、担当者の問題関心から、以下のようなテーマを取りあげる。

① スウェーデンにおいては、2000 年にスウェーデン教会が「国教会 (State Church: プロテスタント・福音ルター派) から「自由教会 (Free Folk Church)」へと変化した。この「宗教と国家」の分離という出来事は重要である。“State Church” の時代には、人びとはその誕生とともに自動的に教会のメンバーとして登録された。しかし “Free Folk Church” となるとともに「洗礼」を受けた者だけがメンバーとして登録され、「教会費 (教会税が教会費に変更された)」を納めることになった。(Anders Bäckström, et al. eds., *Religion Change in Northern Europe: The Case of Sweden*, Stockholm: Verbum.)

② 以上のような制度的な変化にもかかわらず、スウェーデン教会への所属 (現在、ほぼ 70%) の減少は比較的小さい。宗派・教団への所属 (religious denomination) や宗教儀式——洗礼や葬儀など——への参加 (religious practice) は「信仰の証し」としてよりも、むしろ「社会的な慣習」として人びとの日常生活に浸透している。その一方で、礼拝などの宗教行事への参加——真鍋は「信仰表出的行動 (faith manifestation behavior)」という用語を用いる——度は低い。(真鍋一史「宗教性の諸相とその構造の国際比較——ISSP2008 のデータ分析——」『関西学院大学社会学部紀要』第 111 号、2010 年)

③ さらに、スウェーデンの人びとの信仰心ということについていえば、いわゆる伝統的なキリスト教の教義という点からする「信仰表出」のレ

ベルは相対的に低い。この点を端的に示した例として、「ヨーロッパ価値観調査 (European Values Studies : 1990 年) における「神のイメージ」に関する質問への回答結果をあげることができる。この質問では、その選択肢において、“a personal God” と “some sort of spirit or life-force” がいわば「対立軸」——前者は伝統的な教義 (三位一体) にもとづく神のイメージ、後者はポストモダン的な神のイメージ——として設定されている。ここで、例えばスウェーデンとポーランドを比較するならば、ポーランドでは a personal God をあげる回答者が 81.8% に達し、life-force は 9.6% にとどまるのに対して、スウェーデンでは逆に life-force をあげる回答者が 52.7% を占め、a personal God は 15.8% にとどまっている。(Wolfgang Jagodzinski, Comparative Survey Research and its Infrastructure in Europe, 『関西学院大学社会学部紀要』第 101 号、2006 年)

④ スウェーデンにおける「宗教と国家」の分離という出来事は、より大きな世界的規模での社会変動・文化変容のうねりと無縁なものではない。ポストモダンの社会にあって、教会はその役割を終えたのではなくて、その役割の内容が変化したのである。グローバル化と経済のサービス化の進展のなかにあつて、信仰や価値の問題は「私的領域 (private sphere)」のものとされた。しかし、教会は相変わらず「公的領域 (public sphere)」——とくに「福祉の領域」——において、重要な社会的な機能を果たしつつけている。(Anders Bäckström、同上書)

これら 4 つのテーマは、つぎの 2 つにまとめられる。

第一に、スウェーデンにおける宗教の変容というテーマである。それは、宗教の「形態 (form)」を明らかにするということである。これは、さらに、(1) 教会の制度的な変化、とくに「宗教と国家」の分離という出来事を中心とするその「存在形態」の変化と、(2) ポストモダンの時代における「私化 (privatize)」され、「ブリコラージュ (bricolage : 寄

せ集め細工)化」「アラカルト (à la carte) 化」「パッチワーク (patchwork) 化」され、それゆえ社会的には「見えなく (invisible)」なってきた人びとの信仰の様相の変化、に分けて検討される。

第二に、宗教団体の社会的な機能というテーマである。とくに、それらの「福祉の領域」におけるさまざまな活動の実情を明らかにするということである。これは、さらに「スウェーデン教会の活動」と、「外来の宗教団体の活動」、に分けて検討される。

では、以上のようなテーマに対して、どのような方法で接近 (approach) するかというと、今回の海外宗教調査では、以下の 5 つの方法を採用した。

2. 研究方法

(1) スウェーデン・ウプサラ大学の Anders Bäckström 教授を中心とする 3 つの大規模なプロジェクトの研究成果のレビュー

“From State Church of Free Folk Church”プロジェクト

“The Impact of Religion” COE プログラム

“The WREP (Welfare and Religion in a European Perspective) プロジェクト

以下では、まず前二者 “From State Church of Free Folk Church” プロジェクト、および “The Impact of Religion” COE プログラムの研究成果のレビューを行う。

スウェーデンにおける宗教という問題を取りあげる場合、まずその「問題の立て方」が問われることになる。それは、「スウェーデンにおける宗教現象といえども、より大きな地球規模での社会変動・文化変容のうねりともいべきものと、決して無縁なものではない」という視座である。

スウェーデンにおける「教会と国家」の関係の歴史は、以下のように

概観できる。スウェーデンへのキリスト教の到来を 1300 年代半ばとするならば、スウェーデンにはすでに 1 千年近いキリスト教の歴史がある。その最初の 500 年間、スウェーデンの教会はカトリックに属し、基本的には教皇の影響下に置かれた。しかし、それにもかかわらず、司教の任命においては、スウェーデン国王が一定の役割を果たしていた。つまり、教会に対する国家の関与が相対的に大きかった。宗教改革の後に、スウェーデンはプロテスタントを選択した。それにともなって国王の教会に対する影響力は増大する。その後、教会は国家の公的機関の一部となり、教会と信仰の問題が国家に委ねられることになった。1726 年、国教会以外の宗教団体は禁止された。スウェーデンの国民は生まれながらにして、福音ルター派のスウェーデン国教会のメンバーとなり、教会税を納めるとともに、高位聖職者や教会の管理者は国によって任命されることになった。スウェーデン国教会からの離脱が完全に認められるようになるには、いわゆる「信仰の自由」が確立される 1951 年まで待たなければならなかった。

その後、一方における「政教分離」の思想の浸透と、他方におけるスウェーデン社会における多宗教化、多文化化の進展にともなって、スウェーデン議会において「教会と国家」の分離が議論に取りあげられることになる。「教会と国家」の分離は 1995 年に議会で決議され、2000 年から実施された。

スウェーデンにおける宗教の「形態 (form)」は、「複雑な様相 (complex picture)」を呈している。それは、「パラドックス」と表現されることもある。具体的にいうならば、一方において、「伝統的な宗教的信念 (religious beliefs)」を持ち続けている人びとは少なく、「教会の礼拝への日曜日ごとの出席」の割合は低いにもかかわらず、他方において、教会メンバーとして所属する人びとと割合は高く、洗礼・結婚式・葬儀などの宗教的儀式に参加する人びとは多いということである。

一般市民の多くが、スウェーデン教会との間に広範なネットワークを構築しており、教会は重要な公共サービス (public services) の提供者

であると考えている。もう 1 つの重要なポイントは、スウェーデン教会も市民社会の組織の 1 つであり、グローバル化の進展のなかで、「カウンター・カルチャー」の機能を果たしているということである。教会の役割の 1 つは「ナショナル・アイデンティティ」の提供者ということであり、人びとのその環境に問題状況が発見されたときには、それに対する「批判の声」として機能することが求められている。

スウェーデン教会の新しい役割の 1 つは、教会がスウェーデン社会の最大のボランティア団体であるということである。さまざまな地域の教区 (parish) でなされている社会活動は、ボランティアによる福祉活動のなかの最重要なものとなっており、それがスウェーデン社会の福祉に大きく貢献している。

魂の癒しは人びとのウェル・ビーイングと健康に大きくかかわっているとされる。ポストモダンの社会にあっては、人びとにとっては、自分自身の個人的な意味の探究 (individual's own search for meaning) がきわめて重要なものとなる。教会は、いうまでもなく、このような側面で大きな役割を果たすのである。

つぎに、“The WREP (Welfare and Religion in a European Perspective) プロジェクトの研究成果のレビューを行う。

20 世紀におけるスウェーデンのイメージは、「大きな家族 (a big family)」あるいは「人びとの家庭 (the home of the people: folkhemmet)」というものであった。このようなイメージに適合すべきものとして発展してきたスウェーデンの福祉モデルは、「homogeneity (同質性: 同じ福祉サービスが提供される)」、「universality (普遍性: どこでも、誰にでも、いつでも福祉サービスが提供される)」、「equal access (アクセスの平等性: 誰でも同じように福祉サービスにアクセスできる)」を、その重要な性格 (character) としている。

じつは、この 3 つの性格は、スウェーデン教会にとっても、そのまま当てはまるものなのである。そして、教会の果たす社会福祉の役割は、

時代の推移にともなって、大きく変化してきた。そのような「時代の推移」のもたらした最も大きな出来事が何かといえば、次の2つのことがあげられる。

スウェーデンが「農村社会」から「産業社会」へ、そして「産業社会」から「サービス社会」へと変貌を遂げるにともなって、スウェーデン教会はその支配的位置（**dominant position**）からの周辺化（**marginalization**）を経験することになる。そして、2000年、ついに「教会と国家」の分離が実現することになった。

1980年代以降、スウェーデン社会においては新しい形（**forms**）の「貧困（**poverty**）」と「排除（**exclusion**）」の問題が出現することになり、それにともなって、「スウェーデン型福祉モデル」は、「公的支出（**public cost**）」の軽減の要求という挑戦を受けることとなった。こうして、社会福祉という視座からするならば、スウェーデン教会の役割は大きく変化してきた。それは、次の2つの点にまとめられる。

第一に、スウェーデン教会は、「人びとの教会（**the people's church: folkkyrkan**）」として、「人びとの家庭」としての新しい役割を担うことになった。それは、あらゆる人びとの「宗教的なニーズ（**religious needs**）」にこたえるということである。

第二に、スウェーデン教会は、福祉サービスの直接の提供者としての役割と、「連帯（**solidarity**）」や「援助（**care**）」という価値観の擁護者としての役割、を担うことになった。

(2) 質問紙法（questionnaire method）による大規模な多数の国ぐにを対象とする国際比較調査（Large scale multi-national comparative surveys）の独自のデータ分析

International Social Survey Programme（ISSP）:2008

European Values Studies（EVS） & World Values Survey（WVS）

まず、前者については、担当者の論文を参考文献としてあげておきたい。

真鍋一史「宗教性の諸相とその構造の国際比較—ISSP2008 のデータ分析—」『関西学院大学社会学部紀要』（第 111 号）2001 年 3 月。

つぎに、後者については、はじめの担当者の問題関心の説明 3 のところで、すでに紹介した。

(3) 国際比較調査研究のレビューと独自のデータ分析

イスラエル・ヘブライ大学の Jonathan Fox による「宗教と国家」と題する世界 175 カ国を対象とする大規模な国際比較調査研究—Jonathan Fox, *A World Survey of Religion and the State*, Cambridge University Press, 2008: Government Involvement in Religion: GIR 指標の開発と、それにもとづく各国の測定—のレビューと、その素データ (raw data) —The Religion and the State Dataset (RAS)—の独自のデータ分析を行った。

この研究の知見は以下のようなものである。この研究で開発された GIR (Government Involvement in Religion) 指標によれば、スウェーデンにおいては、この指標の数値が著しく低下した。それは、いうまでもなく 2000 年における「教会と国家の分離」という出来事が大きくかかわっている。この点については、つぎの点が重要である。「スウェーデン憲法 (Swedish constitution)」に含まれる 4 つの独立した法律—阿部照哉=畑博行編『世界の憲法集 [第 4 版]』(有信堂高文社、2009 年) 145 頁以下に、4 つの法律を「スウェーデン憲法」として日本語に翻訳したものが収録されている—の 1 つである “The Instrument of Government (IG)” —萩原金美編著『スウェーデン法律用語辞典』(中央大学出版部、2007 年) では、「統治組織法」という訳語が当てられている—では、「礼拝の自由 (freedom of worship)」と「宗教上のプライバシー (privacy with regard to religion)」を保護するとしている (IG 2-1, 2-2)。しかし、それにもかかわらず、政府は宗教的問題 (religious issue) に関与し続けている。

(4) スウェーデン（ウプサラおよびストックホルム）における現地調査 とインタビュー

日付、施設、場所、内容などは、以下のとおりである。インタビュー内容は、すべてヴォイス・レコーダーで録音し、CD に記録した。

日付	調査・活動場所 施設名 施設の場所	調査・活動内容、対象者、共 同研究者
2010 年 9 月 1 日（水） 9：00～12：00	ウプサラ大学(Uppsala University, Faculty of Theology, The Centre for the Study of Religion and Society) Thunbergsvägen 3B Box 511, SE-751 20 Uppsala	Dr. Annette Leis-peters Dr. Middlemiss Lé Mon インタビューを実施
14：00～15：00	ウプサラ大聖堂	見学
17：00～19：00	Profil Hotel Uppsala Kungsgatan 27, Uppsala	Ms. Yuko Sakamoto - Olofson（交告尚史東京大学 教授の友人）からスウェーデ ン人の日常生活と宗教につ いて聴取
9 月 2 日（木） 11：00～13：00	ウプサラ大学(Uppsala University, Faculty of Theology, The Centre for the Study of Religion and Society) Thunbergsvägen 3B Box 511, SE-751 20 Uppsala,	Professor Anders Bäckström Associate Professor Per Pettersson インタビューを実施
13：00～14：00	ウプサラ大学・カロリー ナ図書館・グスタヴィア ヌム博物館	見学
15：35		ウプサラからストックホル ムへ移動

9月3日(金) 10:00~12:00	スウェーデン教会 (The Church of Sweden) Employers Organization Medborgarplatsen 3-5, level 8, Stockholm	Mr. Staffan Lundstedt (Consultant) インタビューを実施
18:00~20:00	Rika Hotel Kungsgatan Kungsgatan 47 S111-56, Stockholm	スウェーデン日本国大使館 大洞龍真 一等書記官からスウェーデン人の日常生活と宗教について聴取
9月4日(土) 9:00~15:00	スカンセン野外博物館 (とくに 1500 年代の教会)	見学
9月5日(日) 12:00~20:00	Rika Hotel Kungsgatan Kungsgatan 47 S111-56, Stockholm	ウメオ大学 (Umea University, Department of Sociology), Professor Jonas Edlund との共同研究 1) Statistics Sweden 2003 のデータ分析 2) A World Survey of Religion and the State のデータ分析 3) ISSP Religion Module2008 のデータ分析
9月6日(月) 8:45		ストックホルムからウプサラへ移動 (Prof. Jonas Edlund 同行)
10:00~12:00	ウプサラ大学 (Uppsala University, Faculty of Theology, The Centre for the Study of Religion and Society) Thunbergsvägen 3B Box 511, SE-751 20 Uppsala	Professor Anders Bäckström インタビューを実施
13:00~15:00	スウェーデン教会 (The Church of Sweden)	Mr. Andreas Sandberg (Analyst)

	Analysis Unit Syslomagatan 4, 751, 70, Uppsala	Mr. Peter Brandberg (Analyst) インタビューを実施
16 : 09		ウプサラからストックホルムへ移動
9月7日(火) 10 : 00 ~ 12 : 00	スウェーデン国税庁 (Swedish Tax Agency) Solna Strandväg 10, Stockholm	Mr. Björne Sjökvist (Tax Director) Ms. Gunilla Landmark (legal Expert) Ms. Gunilla Påhlsson-Bluhm (International coordinator) インタビューを実施
13 : 00 ~ 14 ~ 30	文化省傘下の信仰団体政府補助金委員会 (SST: Swedish Commission for Government Support to Faith Communities) Starrbäcksgatan 11, Sundbyberg, Stockholm	Mr. Åke Göransson (Secretary General) インタビューを実施

なお、「スウェーデン教会」「信仰団体政府補助金委員会」「スウェーデン国税庁」でのインタビューにおける主要な質問項目は以下のとおりである。

スウェーデン教会 (Church of Sweden)

信仰団体政府補助金委員会 (SST: Swedish Commission for Government Support to Faith Communities)

- ・ 宗教団体による社会的機能と社会的活動
- ・ 宗教団体による情報提供活動・連絡・調整のための公式・非公式の組織
- ・ 異なる宗教・教団間の協力・連絡・調整のための公式・非公式の組

織

- ・ 伝統的な宗教と外来の宗教との対立・紛争・摩擦

スウェーデン国税庁 (Swedish Tax Agency)

- ・ 教会会員と教会費
- ・ 宗教団体の所得税と減税／控除措置
- ・ 宗教団体への寄付についての税制
- ・ 宗教団体への補助金・助成金給付

宗教団体の非課税特典について規定している法律の条文はどれ
でしょうか。

宗教団体の非課税特典の具体的な手続きについて教えてください。
例えば、「その決定は誰が行うのでしょうか?」、「非課税
にいくつかのレベルはあるのでしょうか?」、「その制度の運
用はどうなっているのでしょうか?」

宗教団体の非課税特典の具体的な事例を教えてください。

宗教団体の非課税特典についての考え方と制度の歴史的・社会的な
背景について、説明してください。

(5) Mid-Sweden University の Borell Klas 教授による「スウェーデン のイスラーム教会の全国代表に対するボランティア社会福祉事業に関する 調査研究」のレビュー

現地調査 (インタビュー) との関連で、特筆すべきは、2010 年 9 月 7
日にインタビューを実施した SST (Swedish Commission for
Government Support to Faith Communities) からの紹介で、
Mid-Sweden University の Borell Klas 教授による「スウェーデンの
イスラーム教会の全国代表に対するボランティア社会福祉事業に関する
調査研究」の存在が明らかとなったことである。この調査結果は、つぎ
の文献にまとめられている。

Borell Klas and Arne Gerdner, Hidden Voluntary Social Work: A Nationally Representative Survey of Muslim Congregations in Sweden, *The British Journal of Social Work*, January, 2011.

まず、SSTについて記しておく。SSTは、Swedish Commission for Government Support to Faith Communitiesの略語である。ここでは「信仰団体政府補助金委員会」という訳語を付しておく。この委員会の設立は、1980年スウェーデン教会以外の宗教団体（religious organization）に対する国家予算による財政的な援助が開始されたことにまで遡る。そもそもスウェーデンでは民衆運動（popular movement）が社会の重要な部分となってきた。そこで、公共の利益となる民衆運動に対しては、国が一定の財政支援をするべきであるという考え方が出てくる。このような民衆運動の1つのカテゴリに宗教団体がある。SSTは、文科省傘下の公共機関（authority）として、国の補助金をスウェーデン教会以外の宗教団体・宗派教団（denomination）に分配する。SSTは、さらに危機管理（emergency management）における宗教団体・宗派教団の役割に関する事柄をも取り扱う。SSTは、さまざまな行政機関や団体との連携のもとに、共同して活動を展開する。政府は、どの宗教団体・宗派教団が補助金を受け取る資格があるかを決定する。現在は、40の宗教団体・宗派教団が認定されている。

つぎに、Mid-Sweden UniversityのBorell Klas教授を中心とする研究成果のレビューを行う。研究の概要は、以下のとおりである。

この研究は、スウェーデンに存在するイスラーム教会（Muslim congregations）に対する「全国調査（a nationwide survey）」にもとづいて、イスラーム教会によってなされるソーシャル・ワークのパターンと機能を明らかにしようとするものである。

方法として、まずイスラーム教会についての定義であるが、それは、「教の金曜礼拝を定期的に行っている団体」というものである。そして、このような定義に合うイスラーム教会を抽出するために、つぎのような

方法がとられた。すなわち SST が保管している団体登録リスト、ならびにインターネット検索により、145 のイスラーム教会が抽出され、それらに対して調査票（質問紙）を郵送し、105 の教会からの回答が得られた（回収率：71%）。

知見として、スウェーデンにおけるイスラーム教会は、単に人びとの宗教的な集会の場であるだけでなく、社会的な集会の場となっている。特筆すべきは、それが、「出向援助活動（outreach activities）」「新規到達移民（newly arrived immigrants）支援」「青少年活動」を含めて広範な「社会福祉サービス」の中心となっているということである。このような福祉サービスの提供活動は、ボランティア・ベースで実施される。ヨーロッパにおいては、つぎのような言説（discourse）が支配的（dominant）であった。「イスラーム教徒のソーシャル・ワークは、自己充足的な民族集団（self-sufficient enclaves）を作ろうとするものであり、それはイスラーム教徒の移民のより広い社会への統合（integration）を遅らせることになる。」ところが、今回の研究からは、このような傾向はほとんど見出せなかった。イスラーム教会は、より広い社会のさまざまな行政機関や、団体との積極的な連携・協力態勢をとっているのである。

（6）公的統計資料の収集と分析

2000 年の「宗教と国家の分離」という出来事後の、スウェーデンの宗教事情を把握するためには Statistics Sweden の活用が不可欠となる。ここでは、Associational Life in Sweden: General Welfare Production, Social Capital, Training in Democracy. Living Conditions Report, No.98 のスウェーデン語から英語への翻訳を行った。この統計資料の入手・整理・翻訳はスウェーデン・ウメオ大学の Jonas Edlund 教授が担当した。

（執筆分担 第 1～3 節：交告尚史、第 4 節：真鍋一史）

海外の宗教事情に関する調査報告書

平成 24 年 3 月 30 日発行

編集・発行 文化庁

- 1 無断転載を禁止する。
- 2 この資料から引用する場合には出典を明記すること。

文化庁文化部宗務課
東京都千代田区霞が関 3-2-2 (〒100-8959)
電話 03 (5253) 4111 (代表)
